

高齢者のためのサービスガイドブック

# すこやかか進行中!!

平成30年度版



市民による自治120年

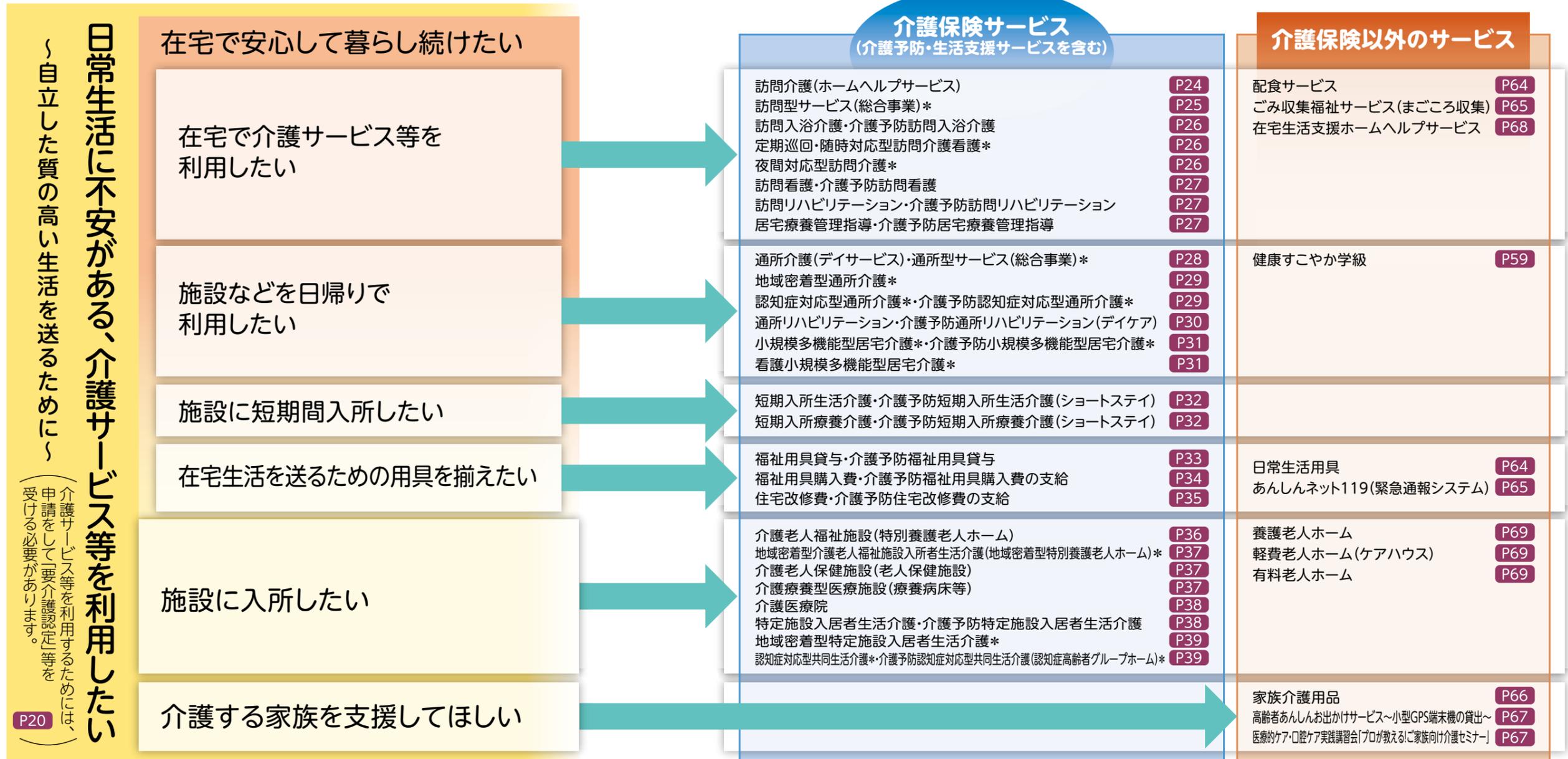


京都市  
CITY OF KYOTO

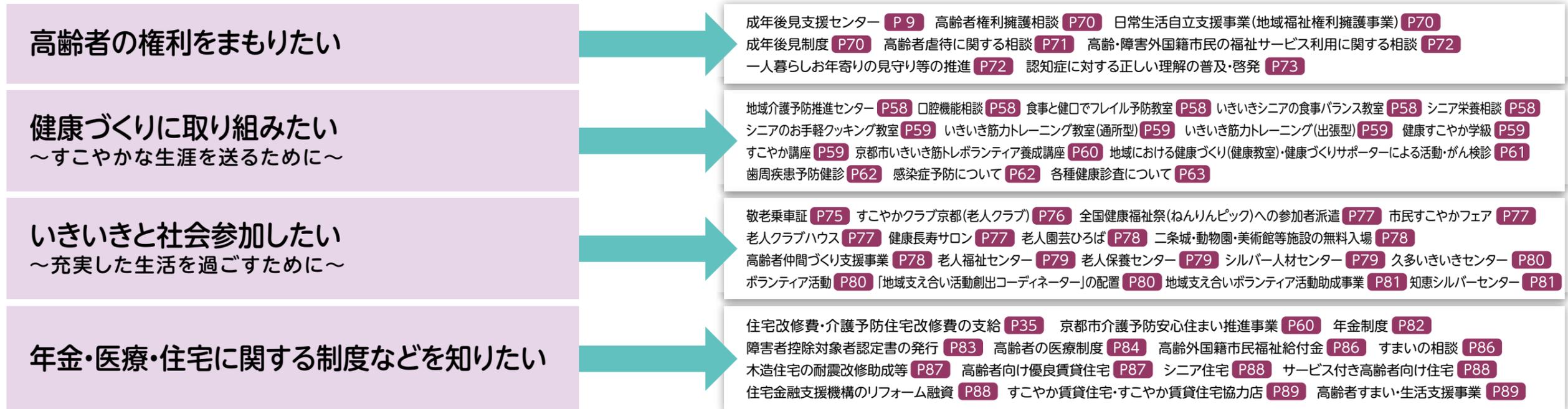


# こんなとき...こんなサービス

## サービス早見表



\*印は、原則として京都市の介護保険被保険者の方のみがご利用いただけます。



※数字は該当するページを示しています。

こんなとき…こんなサービス(～サービス早見表～)

◇高齢者に関する相談窓口

- 区役所・支所(保健福祉センター)  
■民生委員・児童委員、老人福祉員 6  
【悪質商法などでお困りの場合は、こちらへ】
- 高齢サポート(地域包括支援センター)について 7
- 長寿すこやかセンター 9  
【成年後見支援センター】【知恵シルバーセンター】【社会福祉研修・介護実習普及センター】

第7期京都市民長寿すこやかプランを策定しました! 10

住み慣れた地域で、いきいきと健やかに暮らしていくために 12

健康長寿のまち・京都の取組 【健康長寿・笑顔のまち・京都推進プランの策定】 14

介護保険サービス 15

◇介護保険制度のしくみ 【「介護サービスのお知らせ」について】 16

◇介護保険の対象となる方は 17

◇介護保険被保険者証について 18

◇介護保険の届出が必要なときは 19

◇サービスの利用手続 20

◇介護予防サービス計画(介護予防ケアプラン)とは? (要支援1・2の方、事業対象者の方) 22  
【介護予防サービス計画・介護サービス計画について】

◇介護サービス計画(ケアプラン)とは? (要介護1～5の方) 23  
【ケアプランを作るときに/介護支援専門員(ケアマネジャー)とは?】

◇介護保険で利用できるサービス 24

- 訪問介護(ホームヘルプサービス) 24
- 訪問型サービス(総合事業) 25
- 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護 26
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 夜間対応型訪問介護
- 訪問看護・介護予防訪問看護 27
- 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導
- 通所介護(デイサービス) 28
- 通所型サービス(総合事業)
- 地域密着型通所介護 29
- 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護
- 通所リハビリテーション(デイケア)・介護予防通所リハビリテーション(デイケア) 30
- 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 31
- 看護小規模多機能型居宅介護
- 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護(ショートステイ) 32
- 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)
- 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与 33
- 福祉用具購入費・介護予防福祉用具購入費の支給 34  
【福祉用具で「できる」ことを増やすために～自立した生活に向けて～】
- 住宅改修費・介護予防住宅改修費の支給 35

居宅系サービス

- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 36  
【市内の介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)への入所について】
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(地域密着型特別養護老人ホーム) 37
- 介護老人保健施設(老人保健施設)
- 介護療養型医療施設(療養病床等)
- 介護医療院 38
- 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護 39
- 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)

◇利用者負担について

- 介護保険負担割合証について 41
- 居宅系サービスを利用したときの利用者負担 42
- 施設・居宅系サービスを利用したときの利用者負担

◇利用者負担の軽減について

- 特定入所者介護サービス費 43
- 高額介護サービス費 【医療費控除の取扱いについて】 44
- 高額医療合算介護サービス費 45
- 利用料に関する経過措置
- 社会福祉法人による利用者負担軽減 46
- 利用料の減免について

◇保険料について

- 保険料の算定方法と納め方 47
- 第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料 48
- 保険料の納付が困難な事情があるときは 49
- 保険料を納めないでいると 51

◇納得できる事業者選び

- サービス提供事業者との契約のチェックポイントは? 52
- 住宅改修について
- 事業者を選ぶときの参考となる情報はありますか? 53  
【介護の現場では～身体拘束のないケアの実現に向けて～】

◇ご存知ですか? 介護相談員 54

◇苦情相談窓口は? 56

介護保険以外の高齢者保健福祉サービス 57

◇高齢期からの健康づくり

- ①介護が必要とならないために(介護予防)
  - ①介護予防のための教室や相談会 58
  - ②地域での自主的な介護予防活動の支援 59
  - ③その他(住宅改修費補助)【地域介護予防推進センターとは】 60
- ②疾病の予防と健康づくり
  - ◎地域における健康づくり(健康教育)・健康づくりサポーターによる活動・がん検診【京都市が実施しているがん検診】 61
  - ◎歯周疾患予防健診 62
  - ◎感染症予防について
  - ◎各種健康診査について 63
  - ◎はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業について

◇ひとり暮らしあるいは寝たきりや認知症の高齢者がいらっしゃる世帯へのサービス	
◎日常生活用具	64
◎配食サービス	
◎あんしんネット119(緊急通報システム)	65
◎ごみ収集福祉サービス(まごころ収集)	
◇家庭で介護する家族へのサービス	
◎家族介護用品	66
◎燃やすごみ用有料指定袋の無料交付について	
◎高齢者あんしんお出かけサービス～小型GPS端末機の貸出～	67
◎医療的ケア・口腔ケア実践講習会「プロが教える!ご家族向け介護セミナー」	
◇介護保険の対象とならない方への生活支援サービス	
◎在宅生活支援ホームヘルプサービス	68
◇介護保険以外の施設サービス	
◎施設サービス	69
◎有料老人ホーム	
◇高齢者の権利擁護	
◎高齢者権利擁護相談	70
◎日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)	
◎成年後見制度	
◎高齢者虐待に関する相談	71
◎高齢・障害外国籍市民の福祉サービス利用に関する相談	72
◎一人暮らしお年寄りの見守り等の推進(一人暮らしお年寄り見守りサポーター)	
◎認知症に対する正しい理解の普及・啓発 (認知症サポーター養成講座・認知症サポーターステップアップ講座)	73
【認知症の方や家族を支える制度やサービス】	
【認知症による行方不明への“備え”と“対応”】 【認知症に対する初期・初動支援の充実】	74
◇いきいきとした生活を応援します	
◎敬老乗車証	75
◎すこやかクラブ京都(老人クラブ)	76
◎全国健康福祉祭(ねんりんピック)への参加者派遣	
◎市民すこやかフェア	77
◎老人クラブハウス	
◎健康長寿サロン	
◎老人園芸ひろば	78
◎二条城・動物園・美術館等施設の無料入場	
◎高齢者仲間づくり支援事業	
◎老人福祉センター	79
◎老人保養センター	
◎シルバー人材センター	
◎久多いきいきセンター	80
◎ボランティア活動	
◎「地域支え合い活動創出コーディネーター」の配置	
◎地域支え合いボランティア活動助成事業	81
◎知恵シルバーセンター	

◇年金・医療・住宅に関する制度など	
◎年金制度	82
◎障害者控除対象者認定書の発行	83
◎高齢者の医療制度	84
◎高齢外国籍市民福祉給付金	86
◎すまいの相談	
◎木造住宅の耐震改修助成等	87
◎高齢者向け優良賃貸住宅	
◎シニア住宅	88
◎サービス付き高齢者向け住宅	
◎住宅金融支援機構のリフォーム融資	
◎すこやか賃貸住宅・すこやか賃貸住宅協力店	89
◎高齢者すまい・生活支援事業	
【京都市内で特殊詐欺被害が多発!】【高齢者の交通死亡事故が多発しています!!】	90
相談先・施設一覧	91
◇相談先・施設等一覧	
■区役所・支所(保健福祉センター)	92
■高齢サポート(地域包括支援センター)	94
■地域介護予防推進センター	95
■社会福祉協議会	96
■老人福祉センター等	
■認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)	97
■小規模多機能型居宅介護	99
■定期巡回・随時対応型訪問介護看護	102
■夜間対応型訪問介護	
■看護小規模多機能型居宅介護	
■認知症対応型通所介護	
■養護老人ホーム	103
■軽費老人ホーム(ケアハウス)	
■有料老人ホーム	104
■高齢者向け優良賃貸住宅	105
■シニア住宅	
■サービス付き高齢者向け住宅	106
■地図(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)	108
■介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	109
■介護老人保健施設	111
■介護療養型医療施設	112
◇認知症?「気づいて相談!」チェックリスト	113

高齢者についての情報はインターネットで閲覧することができます

裏表紙

# 高齢者に関する相談窓口

## 区役所・支所(保健福祉センター)

高齢者の保健・福祉に関する一番身近な行政の相談窓口です。

相談・申込内容	窓 口	京北地域
要介護認定の申請、その他介護保険に関すること	健康長寿推進課	京北出張所 保健福祉第一担当
介護保険以外の高齢福祉サービス		
生活にお困りの方	生活福祉課	京北出張所 保健福祉第二担当
心身に障害のある方	障害保健福祉課	
健康づくりに関すること	健康長寿推進課 健康長寿推進担当	

電話番号は92・93ページをご覧ください。

## 民生委員・児童委員、老人福祉員

地域の身近な相談相手として民生委員・児童委員及び老人福祉員が配置されています。

- 民生委員・児童委員とは…民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱されており、それぞれの担当地域において、関係機関・団体やボランティアの方と協力しながら、福祉に関する相談・援助活動を行っています。
- 老人福祉員とは…市長から委嘱され、主にひとり暮らしの高齢者を訪問し、安否確認や話し相手となること等により、地域の高齢者を見守っています。

ご自分の地域を担当する委員等をお知りになりたい場合は、各区役所・支所健康長寿推進課地域支援担当にお問い合わせください。  
電話番号は92・93ページをご覧ください。

## 悪質商法などでお困りの場合は、こちらへ

不必要なリフォーム工事をすすめたり、高額な商品売りつけるなど高齢者をねらった悪質商法の被害から身を守るために、普段から次のことを心がけておきましょう。

- 知らない人の親しげな訪問には要注意。簡単にドアを開けない。
- あまい言葉やうまい話で商品を買おうとする人には要注意。
- 名前、住所、電話番号、家族構成、預貯金額などを教えない。
- 契約をする前に、家族や消費生活総合センターに相談する。
- 署名や押印は相手の説明に納得した後です。契約書は必ず受け取る。
- 「結構です」、「いいです」などあまい言葉は使わず、「いりません」ときっぱり断る。

「おかしいな?」、「変だな?」と思ったときは、こちらへご相談ください。

平日 消費生活総合センター

【相談受付時間:午前9時～午後5時】……………256-0800

休日 消費生活土・日・祝日電話相談(緊急時のみ)

【相談受付時間:午前10時～午後4時(年末年始を除く)】……………257-9002

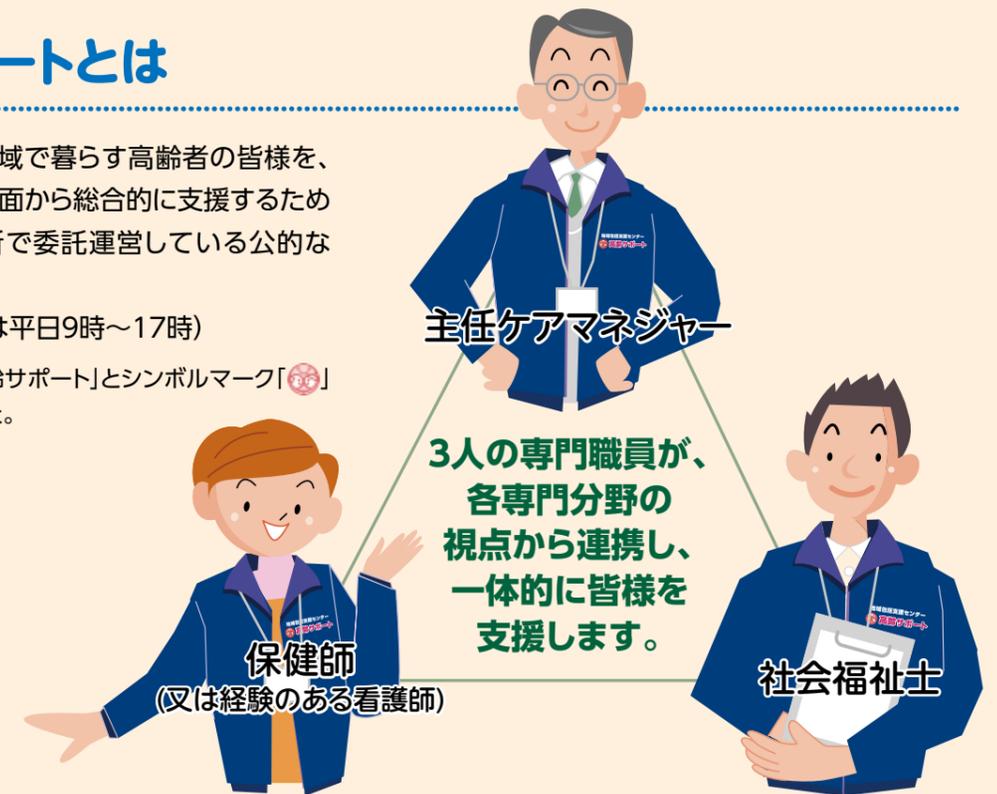
# 高齢サポート(地域包括支援センター)について

## 高齢サポートとは

高齢サポート(※)は、地域で暮らす高齢者の皆様に、介護、福祉、健康、医療の面から総合的に支援するために京都市が市内61か所で委託運営している公的な相談窓口です。

(相談は無料、相談受付は平日9時～17時)

※平成24年2月に愛称「高齢サポート」とシンボルマーク「」が公募により決まりました。



### 高齢者の相談窓口です。

高齢者やその家族、近隣に暮らす方の介護、福祉、健康、医療に関することをご相談ください。

### 自立して生活できるように支援します。

皆様の今の状態に合わせた介護予防について一緒に考え、支援を行います。

## 高齢サポートでは、こんな仕事をしています。

### 高齢者の権利を守ります。

高齢者が安心していきいきと暮らすために、皆様が持つさまざまな権利を守ります。成年後見制度の紹介や、虐待を早期に発見すること、消費者被害などに対応します。

### さまざまな方面から高齢者を支えます。

高齢者を支える地域のケアマネジャーの指導や支援のほか、皆様にとってより暮らしやすい地域にするために、さまざまな機関とのネットワークづくりを行います。

## 高齢サポートによる一人暮らし高齢者宅への訪問活動について

お住まいの地域を担当する高齢サポートの専門職員が、一人暮らし高齢者のご自宅を訪問し、一人ひとりの日常生活での困り事、悩み事などの相談に応じるとともに、ご希望に応じて民生委員・児童委員、老人福祉員、社会福祉協議会などによる日頃の見守りにつなげています。

### ～訪問活動の流れ～

#### ① 高齢サポートから訪問対象の方に個別にお知らせをします。

訪問対象の方が多数おられるため、順次、高齢サポートから郵送などで訪問のお知らせをします。

#### ② 訪問日時を調整をします。

希望される訪問日時を電話などでお伝えください。

#### ③ 高齢サポートの専門職員が訪問をします。

ご自宅などを訪問し、日常生活での困り事、悩み事などの相談に応じるとともに、元気なうちから取り組める介護予防に関する情報など各種サービスや制度の紹介をします。

高齢サポートの職員は必ず職員証を持参、提示のうえ訪問します。  
訪問時に資産や銀行口座などをお尋ねすることはありません。

#### ④ 地域における見守り活動促進事業について説明します。

※詳しくは下記をご覧ください。

〈お問い合わせ〉 保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課 …… 746-7734



## 地域における見守り活動促進事業について

一人暮らしの高齢者や障害のある方などで、日常的な見守りを希望される方の住所・氏名・緊急連絡先等の情報を記載した名簿を作成し、地域の関係機関(民生委員・児童委員、社会福祉協議会など)に貸し出すことにより、生活実態の把握や援助活動、情報の提供など、地域における日常的な見守り活動につなげていきます。

〈対象となる方〉 次に掲げる方のうち、個人情報を提供することに同意された在宅の方

- ① 65歳以上の要介護1・2、要支援1・2の単身世帯等の方
- ② 要介護3以上の方
- ③ 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定の単身世帯等の方
- ④ 障害支援区分4以上の方
- ⑤ 本市の緊急通報システムを設置されている方
- ⑥ 65歳以上の単身世帯の方

※①及び③の「等」とは、①～⑤の方のみで構成される世帯です。

〈同意書の提出〉 本市に個人情報提供同意書を提出することが必要です。高齢サポートによる一人暮らし高齢者宅への訪問活動や、担当ケアマネジャーがご自宅を訪問した際にご説明します。

〈お問い合わせ〉 保健福祉局保健福祉総務課 …… 222-3366  
保健福祉局障害保健福祉推進室 …… 222-4161  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課 …… 746-7734

## ちょうじゅ 長寿すこやかセンター

高齢者が住み慣れたまちで健やかな生活を送れるよう、相談、講座・研修や交流会の開催、広報啓発等の様々な事業を総合的に実施しています。また、成年後見制度に関する相談窓口である「成年後見支援センター」、高齢者の知恵や技能を生かす「知恵シルバーセンター」、市民や福祉専門職を対象とした各種講座・研修等を開催する「社会福祉研修・介護実習普及センター」を併設しています。

〈相談〉 認知症や権利擁護、成年後見制度、生活・健康、介護等に関する相談に応じます。

- まずはセンター職員が相談に応じます。(一般相談/予約不要)
- 専門家による相談が必要な場合は、医師・弁護士・司法書士・社会福祉士・作業療法士による相談をご利用いただけます。(専門相談/要予約)

種別	内容
認知症相談	認知症(若年性認知症を含む)に関すること
権利擁護相談(高齢者110番) 専用電話 354-8110	高齢者虐待等の権利侵害に関すること
成年後見相談(成年後見支援センター) 専用電話 354-8815	判断能力が不十分な認知症や障害のある方の契約行為や財産管理を支援する成年後見制度の利用に関すること
介護相談	高齢者の介護に関すること
生活・健康相談	高齢者の生活や健康、人生の終い支度に関すること
福祉用具相談	福祉用具・自働具に関すること
介護職員等メンタルヘルス相談	介護職員等が抱えるストレスに関すること

〈講座・研修〉 市民と福祉専門職を対象とした各種講座・研修を実施しています。

- 健康長寿や介護予防を目的とした「すこやか講座」等を実施しています。(市民対象)
- 認知症や権利擁護に関する講座・研修を実施しています。(市民と専門職を対象)

〈交流会〉 認知症の人の介護家族や、若年性認知症本人を対象とした交流会を開催しています。

種別	内容
認知症の人の介護家族交流会	認知症の方を介護されている家族の交流の場
認知症カフェ(若年性認知症本人交流会)	若年性認知症の方同士の交流と情報交換の場

〈併設センター〉

名称	事業内容
成年後見支援センター 専用電話 354-8815	成年後見制度の利用に関する相談 成年後見制度に関する広報啓発 市民後見人の養成と活動支援等
知恵シルバーセンター	高齢者の知恵や技能を生かした社会参加の促進
社会福祉研修・介護実習普及センター 専用電話 354-8772	介護講座や体験講座の実施 認知症介護研修や社会福祉研修の実施 福祉用具や介護機器の展示

◆ お問い合わせ・お申込み **長寿すこやかセンター**  
〒600-8127 下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1「ひと・まち交流館 京都」4階  
電話 354-8741 FAX 354-8742  
開所日・時間: 月～土/9時～21時30分 日・祝日/9時～17時  
休 所 日: 第3火曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始(12月29日～1月4日)

# 第7期京都市民長寿すこやかプランを策定しました!

計画期間:2018年度~2020年度

このたび策定しました「第7期京都市民長寿すこやかプラン」(平成30年3月策定)においては、市民の皆様お一人お一人が若いうちから健康づくりを習慣付けるとともに、高齢期を迎えても介護予防に主体的に取り組み、地域の担い手として活躍できる社会を目指すこととしています。

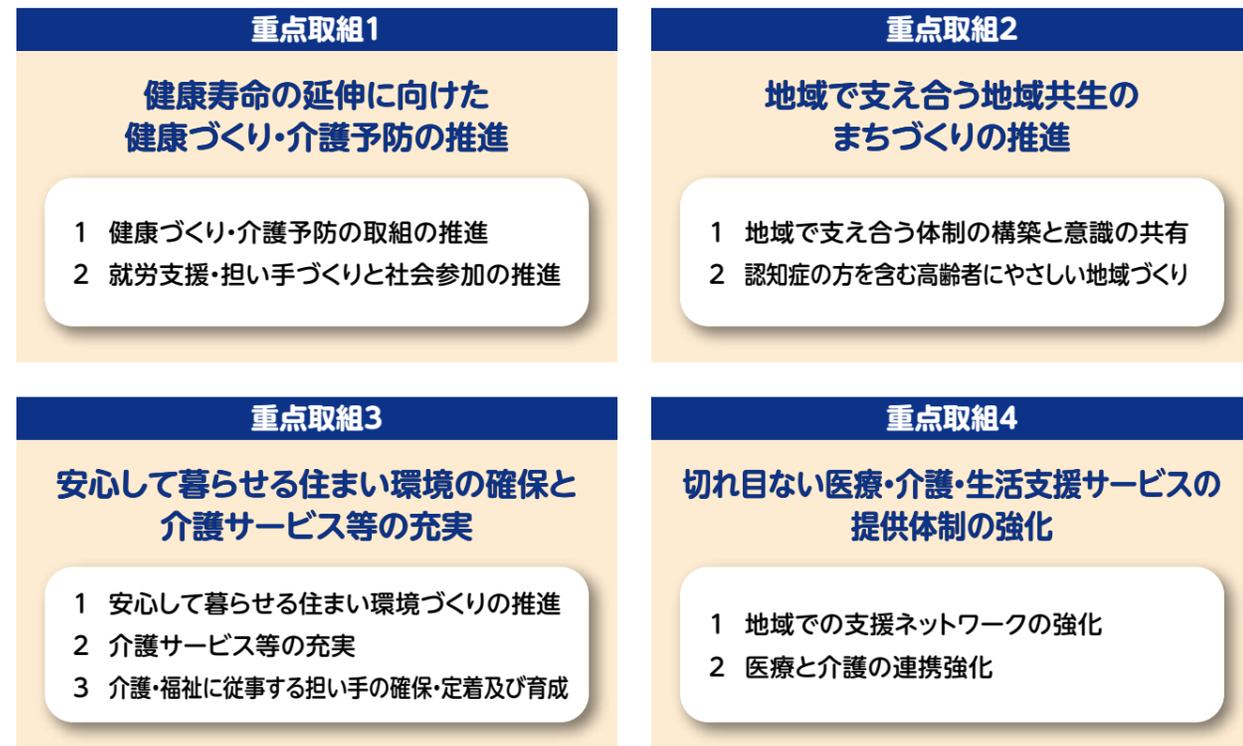
また、医療と介護をはじめとする多職種や地域住民等との協働による、医療・介護・生活支援サービスが切れ目なく提供できる地域づくりを進めていくことで、介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる「京都市版地域包括ケアシステム」の深化・推進、そして、全ての世代の皆様が笑顔で健やかに過ごせる「世界一健康長寿のまち・京都」の実現に向けた取組を一層進めてまいります。

## ~プランの内容(基本理念・重点取組)~

第7期プランの基本理念については、2010年12月策定の「京都市基本計画(はばたけ未来へ!京プラン)」(2011年度~2020年度)の高齢者福祉分野における理念を踏まえ、「京都市版地域包括ケアシステム」の構築に向けて設定した第6期プランの基本理念を継承しつつ、高齢者をはじめとした地域住民が地域での様々な活動の担い手として活躍するという視点を加え、次のとおり設定しました。

**基本理念** 高齢者一人ひとりが、自らの意思に基づき、住み慣れた地域で、互いに支え合い、いきいきと健やかに暮らせる「健康長寿のまち・京都」をみんなで作る

基本理念を実現するため、次の4つの重点取組を掲げ、施策・事業を総合的に推進します。



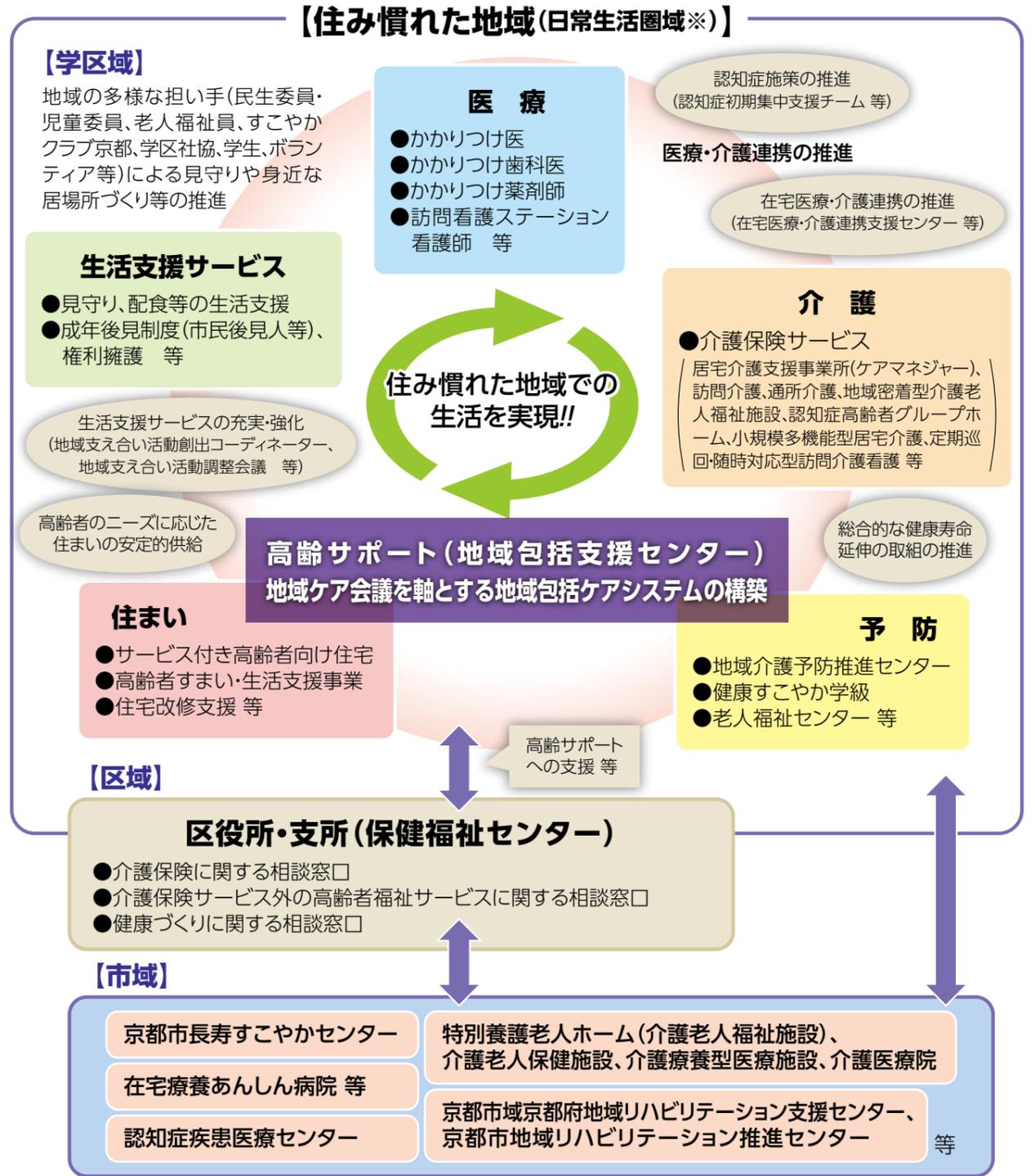
## 京都市版地域包括ケアシステムについて

### 京都市版地域包括ケアシステムの基本的な考え方

本市に暮らす高齢者一人ひとりが、できる限り、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、市内全域をカバーする61箇所の高齢サポートを中核として、本市ならではの「地域力」や「地域の絆」を最大限に生かした学区単位のきめ細かい取組のもとに、日常生活圏域において医療・介護をはじめとする様々な関係機関との連携を進めることで、地域住民、関係機関、行政が一体となり、地域ぐるみで多様なニーズを持つ高齢者の暮らしを支援します。

### 京都市版地域包括ケアシステムのイメージ

※本市では、複数の元学区を束ねた地域として76地域(概ね中学校区)を設定



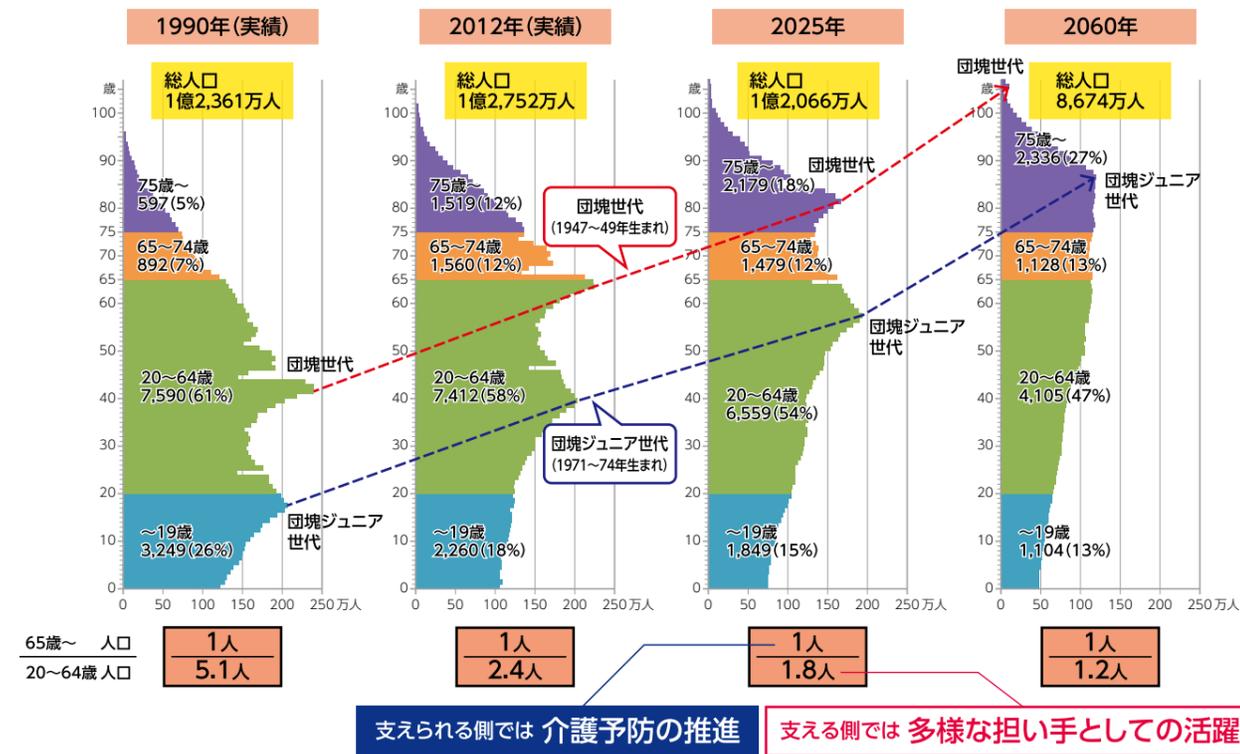
# 住み慣れた地域で、いきいきと健やかに暮らしていくために

## ■ これからの社会の変化

今後、少子高齢化が進む中で、支援を必要とする高齢者が増える一方、それを支える担い手が不足することが見込まれています。

このため、今後、高齢者の皆様に住み慣れた地域でいきいきと過ごしていただくためには、介護予防の取組を進めるとともに、高齢者を支える多様な担い手としての活躍が求められます。

### <日本の人口ピラミッドの変化>



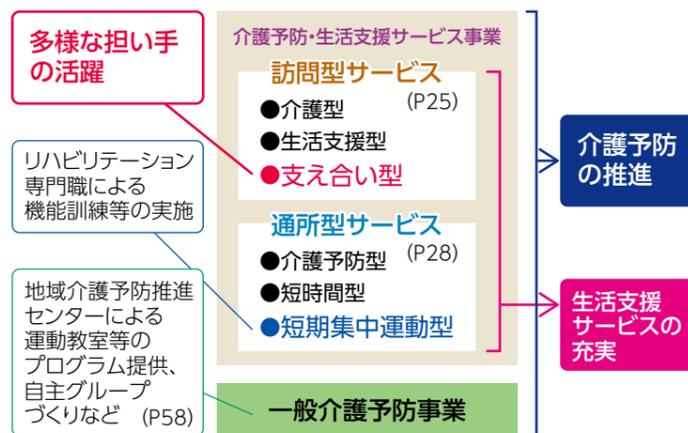
(出所) 総務省「国勢調査」及び「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)：出生中位・死亡中位推計」(各年10月1日現在人口)

## ■ 総合事業の目指すもの

本市では、平成29年4月から、京都市介護予防・日常生活支援総合事業(本冊子では「総合事業」といいます。)を実施しています。

総合事業では、訪問型サービス・通所型サービス等の介護予防・生活支援サービス事業(本冊子では「介護予防・生活支援サービス」といいます。)と、一般介護予防事業により、介護予防の推進、多様な担い手の創出、生活支援サービスの充実を目指して取組を進めています。

### <総合事業の構成>



## ■ 総合事業の利用対象者は?

### ○介護予防・生活支援サービス(訪問型サービス・通所型サービス等)

要支援者(「要支援1・2」の認定を受けた方)と事業対象者です。事業対象者とは、介護予防・生活支援サービスを利用することができる区分で、高齢サポート(地域包括支援センター)又は区役所・支所窓口、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所窓口で実施する「基本チェックリスト」によって基準に該当し、届出をされた方です(65歳以上の方のみ)。

### ○一般介護予防事業

全ての65歳以上の高齢者(運動制限を受けているなど、事業内容や個別の状況により利用できない場合があります)。

## ■ 多様な担い手活躍中!

支え合い型ヘルプサービスは、本市が定めた研修を修了された方等が、高齢者のご家庭を訪問し、掃除や買い物代行等の生活援助を行うものです。長年の家事の経験をいかしたい方、元気なうちに誰かの力になりたい方、看護や調理など、仕事で培った知識や技能をいかしたい方など、これまでに800人以上\*の方が研修を修了されました。

実際に活躍されている方からは「週1回の訪問が私のいきがいになっている」、利用されている方からは「とても助かっている」との声もいただいています。利用者が支えられるだけでなく、担い手の方もやりがいや活力を得る機会となる。互いに力を与え合う関係が、支え合い型ヘルプサービスの目指す姿です。

※平成30年3月末時点

### ●支え合い型ヘルプサービス従事者研修の詳細はホームページで。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000214234.html>

🔍 支え合い型ヘルプサービス で検索



従事者養成研修の様子



支え合い型ヘルプサービスの様子

※写真提供：社会福祉法人京都市社会福祉協議会

## ■ いきいきと暮らせる毎日、応援します!

介護が必要となった要因として、運動器機能の低下は4割程度、生活習慣病は3割程度を占めています。一方で、高齢になっても、適切な運動を行うことで筋力を維持・向上することは可能です。総合事業では、運動器機能が低下された方にリハビリテーション専門職が集中的にかかわることで、状態の回復が図れるよう「短期集中運動型デイサービス」を設置しています。また、身近な地域で運動に取り組んでいただくことができるよう、一般介護予防事業では地域介護予防推進センターによる運動教室なども実施しています。

このほか、健康長寿サロン(P77)などの身近な通いの場の拡充などの取組を通じて、高齢者の皆様が、地域とのつながりやご自身の役割を持ちながら、住み慣れた地域で、いきいきと暮らすことができるよう、支援しています。



短期集中運動型デイサービスの様子

※写真提供：社会福祉法人 清和園

# 健康長寿のまち・京都の取組

## 「健康長寿のまち・京都 いきいきポイント」に応募しましょう!

抽選で素敵なプレゼントが当たります!

生涯元気に過ごすために、楽しみながら健康づくり!

自分で決める毎日の健康づくりやイベント等へのお出かけ、がん検診の受診など、日々の健康づくり活動を記録し、御応募ください! 抽選で素敵なプレゼントが当たります!



平成29年度のポイント手帳



電動アシスト自転車



京都市立病院  
人間ドック受診券



京都鉄道博物館  
招待券

平成29年度プレゼント一例

詳しくはこちら

<http://kenkochoju.kyoto>

健康長寿のまち・京都

検索



## 「健康長寿のまち・京都 いきいきアプリ」が登場!

まち歩きや文化を楽しみながら、みんなで楽しく健康づくり!



トップ画面のイメージ



記念写真のイメージ

いきいきアプリからも応募できます!

皆様の主体的な健康づくりを応援するスマートフォン用アプリケーション「健康長寿のまち・京都いきいきアプリ」の配信を開始しました!このアプリを使って、楽しみながらみんなで健康づくりをはじめませんか? キャラクターと記念写真も撮れますよ。

### アプリの主な機能

- まち歩きや文化を楽しめる「スタンプラリー機能」
- 身近な仲間といっしょに取り組める「グループ機能」
- 手軽で便利に記録、応募「ポイント手帳機能」

ダウンロードは  
こちらから

<https://kenkochoju.city.kyoto.lg.jp>

いきいきアプリ

検索



## 健康長寿・笑顔のまち・京都推進プランの策定

### ○健康長寿・笑顔のまち・京都推進プラン(計画期間:2018年~2022年度)

健康づくりは、一人ひとりが正しい知識をもち、自ら生活習慣を変えなければ効果を上げることはできません。

このため、京都のまちの日常生活にある地域や人とのつながりの中で一人ひとりが笑顔で主体的に楽しみながら健康づくりに取り組むとともに、社会や地域全体で健康づくりに取り組んでいく環境づくりが重要です。そこで、市民が主役の健康づくりとそれを支える環境づくりの方策をまとめました。



## 介護保険の手続にはマイナンバーが必要です。

マイナンバーを記入した申請書等を提出していただくときには、「マイナンバーカード(個人番号カード)」又は「マイナンバーが正しいことを確認できる書類(通知カード、マイナンバー付きの住民票等)」と「本人であることが確認できる書類(運転免許証、パスポート等)」を忘れずにお持ちください。

## 京都市における第1号被保険者数の増加

平成12年  
250,856人



平成30年  
393,002人

(推計)

## 京都市における要支援・要介護認定者数の増加

平成12年  
31,883人



平成30年  
88,254人

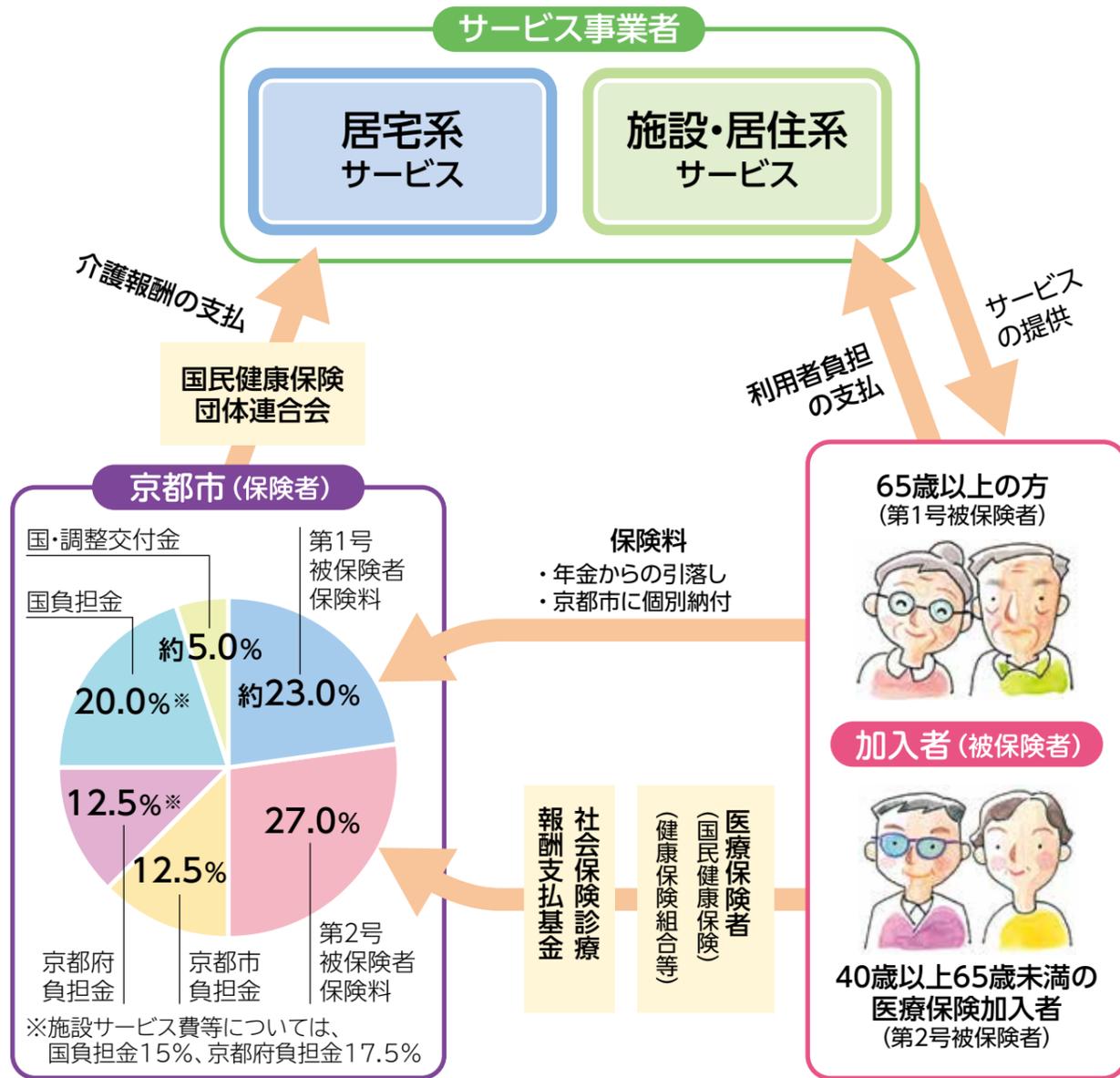
(推計)

~「第7期京都市長寿すこやかプラン」から~

# 介護保険制度のしくみ

介護保険制度では、高齢者の介護費用を、国・地方自治体と国民がそれぞれ負担します。原則として40歳以上の方は、すべて加入を義務づけられています。

京都市の介護保険(介護予防・生活支援サービスを含む)は、高齢者の介護費用を国・京都府・京都市による公費(税金など)と、40歳以上の皆様に納めていただく保険料を財源として京都市(保険者)が運営しています。



## 「介護サービスのお知らせ」について

京都市では、介護保険でサービスを利用された方に、「介護サービスのお知らせ」を送付しています。この「介護サービスのお知らせ」は、介護保険のサービス費の請求書や支払通知ではなく、介護保険制度の運営についての理解を深めていただくとともに、積極的に個人情報の開示を図るため、利用されたサービスの種類や

費用額などをお知らせするものです。お知らせした内容に疑問があるときは、お住まいの区の区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所保健福祉第一担当にお問い合わせください。

# 介護保険の対象となる方は

介護保険の被保険者となる方、介護保険サービスを利用できる方は次のとおりです。なお、原則として介護保険に加入するための手続は必要ありません。

## サービスを利用できる方

### 第1号被保険者(65歳以上の方)

寝たきりや認知症などで入浴、排せつ、食事などの日常生活動作について介護が必要な方  
家事などの日常生活行為に支援が必要な方

### 第2号被保険者(40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方)

初老期における認知症・脳血管疾患など老化に伴う16種類の病気(=特定疾病)が原因で介護・支援が必要な方

## 外国籍の方は?

次のいずれかに該当する場合は、京都市が運営する介護保険の被保険者になります。

- 京都市に住居登録をされている方
- 当初3か月以下の在留期間であっても、在留期間が3か月を超えて滞在すると認められる方

## 特定疾病とは?

第2号被保険者がサービスを利用するには、次の16種類の病気(=特定疾病)に該当する必要があります。

- がん末期
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗鬆症
- 初老期における認知症
- パーキンソン病関連疾患
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

## 介護保険被保険者証について

被保険者証は、京都市介護保険の被保険者であるという証明書ですので、大切に保管してください。

### 被保険者証の交付

#### 第1号被保険者(65歳以上の方)

全員に交付します。

#### 第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)

- ・要介護認定の申請をされた方
  - ・被保険者証の交付申請をされた方
- ※第2号被保険者の方が交付申請されるときは、加入されている医療保険の被保険者証を提示してください。

### 被保険者証が必要なときは

- ・要介護認定などを申請するとき
- ・介護予防サービス計画・介護サービス計画を作成するとき
- ・サービスを利用するとき

### 紛失・破損したときは

お住まいの区の区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所保健福祉第一担当に届け出てください。

## 被保険者証の見方について

(被保険者証の見本)

①

介護保険被保険者証	
番号	1 2 3 4 5 - 6 7 8 9 0
住所	京都市中京区丸御池下る虎屋町566-1
フリガナ	16
氏名	介護 花子
生年月日	昭和 5 年 5 月 6 日 性別 女
交付年月日	平成 30 年 4 月 1 日
保険者番号	2 6 1 0 4 0
並びに保険者の名称及び印	京都市 

要介護(要支援)認定又は事業対象者となった場合、②と③の記入欄に、次のように記載されます。

市町村が認定を行った年月日(事業対象者は基本チェックリスト実施日)が記載されます。

認定結果等の有効期間が記載されます。

要介護度に応じた1か月の支給限度基準額が記載されます。

サービスの種類ごとに支給限度基準額を設ける場合に記載されます。

## 介護保険の届出が必要なときは

原則として介護保険に加入するための手続は必要ありませんが、次のようなときは、お住まいの区の区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所保健福祉第一担当へ届出が必要です。

#### ●市外へ転出しようとするとき

お住まいの区の区役所・支所、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所で発行する受給資格証明書を添えて、転入後14日以内に転入先の市町村に申請すると、京都市での要介護認定の効力が引き継がれます。

#### ●市外から転入したとき

#### ●市内で住所が変わったとき

お住まいの区を変わられたときは、新しい住所の区の区役所・支所、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所に届け出てください。

#### ●京都市外の介護保険施設や養護老人ホーム等に入所するために住所が変わったときや、既に入所して住所が変わったとき

#### ●被保険者証交付済の第2号被保険者が、生活保護受給により医療保険加入者でなくなったとき

#### ●次の施設への入所・退所を行ったとき

入所者は、介護保険の被保険者とならず、障害者施策などの適用を受けます。

- ① 指定障害者支援施設(生活介護と施設入所支援の支給決定を受けているものに限る。)
- ② 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)
- ③ 医療型障害児入所施設
- ④ 厚生労働大臣が指定する医療機関
- ⑤ 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
- ⑥ ハンセン病療養所
- ⑦ 救護施設
- ⑧ 被災労働者の援護に係る施設
- ⑨ 指定障害福祉サービス事業者で療養介護を行う病院(療養介護を行うものに限る。)

#### ●死亡したとき

#### ●氏名が変わったとき

※現在お持ちの被保険者証等は、届出時に提出してください。

※区役所・支所市民窓口課、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所市民窓口担当で住所変更などの手続をされた後に、介護保険の手続(窓口は92・93ページ参照)をしてください。

②

要介護状態区分等(要支援1・2、要介護1~5又は事業対象者)が記載されます。	
要介護状態区分等	●要介護1
認定年月日又は基本チェックリスト実施日	●平成 30 年 3 月 20 日
認定の有効期間	●平成 30 年 4 月 1 日~平成 31 年 3 月 31 日
区分支給限度基準額	●平成 30 年 4 月 1 日~平成 31 年 3 月 31 日
居宅サービス等	●1ヶ月当たり ●16,692単位
(うち種類支給限度基準額)	
サービスの種類	●種類の支給限度基準額
認定審査会の意見及びサービスの種類の指定	

③

給付制限	
内容	開始年月日 年月日
	終了年月日 年月日
	開始年月日 年月日
	終了年月日 年月日
	開始年月日 年月日
	終了年月日 年月日
居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称	
	○○○居宅介護支援事業所 ●
	届出年月日 平成 30 年 2 月 20 日
	届出年月日 年 月 日
	届出年月日 年 月 日
介護保険施設等	
種類	●
名称	年 月 日 退所等 年 月 日
種類	
名称	年 月 日 退所等 年 月 日

保険料の滞納により、給付制限を受けている場合に記載されます。(内容は51ページ参照)

介護サービス計画又は介護予防サービス計画の作成を依頼する事業所名などが記載されます。計画を自分で作成した場合、「自己作成」と記載されます。

施設サービスを利用するとき、介護保険施設などで施設の種類や名称、入退所年月日を記載します。

必要により、介護認定審査会からの意見が記載されます。サービスの種類の指定が行われたときは、利用できるサービスは、指定されたサービスに限定されます。

※住所・氏名・生年月日など記載事項に間違いがないかを確認しましょう。

※裏面には注意事項が記載されています。よく読んでおきましょう。  
※平成29年3月14日から被保険者証を上記の様式に変更しています。  
それ以前に交付された旧様式の被保険者証も、引き続きご利用いただけます。

相談

介護保険サービス等の利用を検討される場合は、お住まいの地域の高齢サポート(地域包括支援センター)又は、お住まいの区の区役所・支所の健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北出張所保健福祉第一担当(92・93ページ参照)にご相談ください。

- 相談に来られる方  
・ご本人又はご家族

申請

お住まいの区の区役所・支所の健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北出張所保健福祉第一担当(92・93ページ参照)で申請してください。

■申請を行う方

- ・ご本人又はご家族
- ・高齢サポート(地域包括支援センター)、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設などに申請を代行してもらうこともできます。

※行政区ごとの事業者情報をまとめた「介護保険事業者エリアマップ」をご覧ください。

■申請に必要な書類

- ①要介護認定等申請書
- ②介護保険被保険者証
- ③医療保険(健保・国保等)の被保険者証(第2号被保険者のみ)
- ④マイナンバーカード(個人番号カード)又はマイナンバーが正しいことを確認できる書類(通知カード、マイナンバー付きの住民票等)本人であることが確認できる書類(運転免許証、パスポート等)

※必要に応じて、認定申請を案内することがあります。

基本チェックリストの実施

運動器の機能などの状態にかかわる25項目の質問(基本チェックリスト)について、ご本人に回答していただくことで、事業対象者に該当するかどうかを確認します。

- 必要な書類 上記、要介護認定の申請に必要な書類の②と④

要介護認定

訪問調査

調査員が家庭などを訪れ、心身の状態などについてお伺いします。

かかりつけ医の意見書

かかりつけ医がおられない場合は、お住まいの区の区役所・支所の健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所の保健福祉第一担当(92・93ページ参照)にご相談ください。

審査・判定(京都市介護認定審査会)

介護を必要とするかどうか、また、どの程度の介護を必要とするかなどについて、保健・医療・福祉の専門家によって、審査・判定を行います。

認定

要支援・要介護と認定された方は、介護保険サービスを利用することができます。要支援・要介護状態の区分に応じて利用できるサービス量や利用限度額などが決められています。

認定結果の通知は、原則として申請から30日以内に通知されます(認定結果などに不服がある場合は、審査請求を行うことができます。)

要支援・要介護状態の区分

要介護5

要介護4

要介護3

要介護2

要介護1

要支援2

要支援1

非該当(自立)

事業対象者

非該当

要介護1~5の方  
介護サービス計画(ケアプラン)の作成(居宅介護支援事業所等)

要支援1・2の方  
介護予防サービス計画(介護予防ケアプラン)の作成  
(高齢サポート(地域包括支援センター) 居宅介護支援事業所等)

事業対象者の方  
介護予防サービス計画(介護予防ケアプラン)の作成  
(高齢サポート(地域包括支援センター) 居宅介護支援事業所等)

サービスの契約

サービスを提供する事業者から「重要事項説明書」を受け取り、十分説明を受け、契約を結びます。

サービスの利用

利用者負担は?  
40ページをご覧ください。

要介護1~5の方  
介護サービス

要支援1・2の方  
介護予防サービス

要支援1・2の方、事業対象者の方  
介護予防・生活支援サービス(訪問型・通所型サービス)  
全ての65歳以上の方(運動制限を受けているなど、個別の状況等により利用できない場合があります。)  
一般介護予防事業 ※原則無料ですが内容により実費負担が必要となります。

介護保険サービス

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)

かいご よぼう けいかく かいご よぼう  
**介護予防サービス計画(介護予防ケアプラン)とは?**

〈要支援1・2の方、事業対象者の方〉

お住まいの学区を担当する高齢サポート(地域包括支援センター)の保健師などが作成します。

**要支援2の方の例**

最近、足腰が弱り、外出することがおっくうになり、自宅での入浴や掃除等が不安になってきた。



**ケアプランについて**

利用者がより自立した生活を送るため、利用者の希望や心身の状況に応じたサービス等が利用できるよう、サービス等の利用計画(ケアプラン)の作成や、サービスを提供する事業者等との連絡調整を専門的な視点から行います。

そこで **介護予防**



**介護予防サービス**

**介護予防訪問**  
 リハビリテーション  
 理学療法士等の専門職が訪問し、住環境を確認し、入浴動作が行えるようリハビリテーションを行います。



**介護予防・生活支援サービス**

**通所型サービス(介護予防型デイサービス)**  
 デイサービスセンターに通って入浴や体操などの機能訓練を行います。



**介護保険以外の支援・サービス等**

**家族の支援**  
 週に1回は、家族が来て、掃除を手伝います。  
**自分自身で行うこと**  
 通所型サービスで習った体操を自宅でも行います。  
**介護保険以外の支援**  
 閉じこもりがちなので、週1回身近な健康長寿サロンに行き、地域の顔なじみとの会話を楽しまします。



**介護予防サービス計画・介護サービス計画について**

- 作成費用…利用者の自己負担はありません。介護保険から全額支払われます。
- 介護予防サービス計画・介護サービス計画を、ご本人が自分で作成される場合は、お住まいの区の区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所保健福祉第一担当(92・93ページ参照)に届け出てください。

※介護予防・生活支援サービス(訪問型サービス・通所型サービス)の利用については、ご本人で計画を作成することはできません。

かいご けいかく  
**介護サービス計画(ケアプラン)とは?**

〈要介護1～5の方〉

居宅介護支援事業所の介護支援専門員(ケアマネジャー)などが作成します。

**要介護3の方の例**

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問看護		通所 リハビリテーション		通所 リハビリテーション		
午後	訪問介護		訪問介護		訪問介護		訪問介護
上記以外の介護保険サービス			福祉用具購入(ポータブルトイレ)				
介護保険以外のサービス			配食サービス(水・金を除く毎日1食、昼食時)				

脳梗塞の再発予防のための身体の観察、居室内での移動練習などを看護師が行います。

安全に入浴するため、ホームヘルパーが入浴介助を行います。  
 入浴後、ホームヘルパーが浴室の掃除を行います。

歩行機能の向上や生活動作の回復を図るために、理学療法士による訓練を受けます。

夜間、トイレに行くときに転倒するといけないので、ポータブルトイレを購入しました。

栄養バランスの改善のため、昼食の配食を依頼しました。



**ケアプランを作るときに**

自立支援のために必要なサービスであっても、利用の仕方によっては、また、単に楽だからという理由で必要性の乏しいサービスを利用しては、かえって心身の能力を低下させ、日常生活を送るうえで不自由になったり、家族の介護負担を重くすることさえあります。

ケアマネジャーは、ご本人の生活機能の維持・向上のことを考えて、ご希望と違う提案をするかもしれませんが、自立した生活への復帰や要介護状態の悪化の予防に役立つかどうか、ご家族を含めて十分に話し合い、ケアプランを作ることが大切です。なお、ケアプランは総合事業のサービスを利用する場合を除いて、ご本人が自分で作成することもできます。

**介護支援専門員(ケアマネジャー)とは?**

- ・介護を必要とする高齢者が、自立した生活を送るための援助に関する専門家です。
- ・どの事業者のどんなサービスを利用するかについて、相談を受けます。
- ・利用者の立場にたち、市町村やサービス提供事業者、介護保険施設との連絡・調整を行います。
- ・ご本人やご家族から依頼があれば、要介護認定の申請代行を行います。

※ご本人の意向によって、ケアマネジャーを変更することもできます。

かいごほけんりょう  
**介護保険で利用できるサービス**

サービス1回(日)あたりの利用料[=介護費用の1割(一定以上の所得のある方は異なります。)]は、京都市内の事業所を利用した場合で、かつ、各種加算(介護職員処遇改善加算を除く。)のない場合のおおよその金額です。目安としてお考えください。サービスによっては、食費、滞在費など、別途、費用が必要な場合があります。

**居宅系サービス**

要介護1~5の方

ほうもんかいご  
**訪問介護(ホームヘルプサービス)**

ホームヘルパーがご家庭を訪問し、食事・入浴・排せつの介助や日常生活の手助けをします。

■サービスの内容

身体介護	着替・入浴・排せつのお世話などの身体に直接触れる介護や、自立支援のための見守りを行います。
生活援助	調理・洗濯・掃除など日常生活の援助を行います。 ◆生活援助を利用できるのは次の場合です。 ・利用者がひとり暮らしの場合 ・利用者の家族が障害や疾病などの場合 ・利用者の家族が障害や疾病でなくても、同様のやむを得ない事情により家事を行うのが困難な場合 ◆介護保険の対象とならないサービス ・本人以外の部屋の掃除など、家族のための家事 ・庭の草むしりなど、ホームヘルパーがやらなくても日常生活に差し支えないもの ・大掃除など普段はやらないような家事
通院時乗降介助	内 容 運輸局において道路運送法上の許可等を得た訪問介護事業所のホームヘルパーが、自宅から病院への通院において車両への乗り降りの介助に加え、自宅や病院内で必要な介助を行います。 対象の方 要介護1~5と認定された方で、一人で通院することが困難な方など 注意事項 ・車両で移動している間は、介護保険の対象になりません。 ・利用者の心身の状況を踏まえて、あらかじめ、ケアプランの中に通院時乗降介助の利用が位置づけられていることが必要です。 ・運賃を介護保険で補助しているものではありませんので、別途運賃が必要となります。

■訪問介護1回あたりの利用料

▼身体介護の場合

20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満	以降 30分毎
202円	302円	480円	700円	101円加算

※上記の費用には介護職員処遇改善加算分を含みます。

▼生活援助の場合

20分以上 45分未満	45分以上
221円	272円

※同左

▼通院時乗降介助の場合

片道
119円

※同左

要支援1・2の方 事業対象者の方(P13参照)

ほうもんがた  
**訪問型サービス(総合事業)**

ホームヘルパー等が、ご家庭を訪問して提供するもので、サービス内容によって「介護型ヘルプサービス」「生活支援型ヘルプサービス」「支え合い型ヘルプサービス」の3種類があります。複数のサービスを組み合わせで利用することもできます。

■サービスの内容(「身体介護」「生活援助」の内容は、訪問介護の項目を参照してください。)

	介護型	生活支援型	支え合い型
サービス内容	ホームヘルパーによる身体介護、または身体介護と併せて利用する生活援助	ホームヘルパーによる生活援助	京都市の定める研修を修了した従事者等による生活援助

■1か月あたりの利用料(いずれか1つのサービスのみを利用する場合は、月単位の定額となります。)

	介護型	生活支援型	支え合い型
週1回程度	1,421円	1,191円	879円
週2回程度	2,841円	2,382円	1,757円
週2回程度を超える場合	4,506円	3,778円	2,787円

※上記費用には、介護職員処遇改善加算分を含みます(「支え合い型」を除く)。

■1回あたりの利用料(複数のサービスを組み合わせで利用する場合のみ適用されます。)

	介護型	生活支援型	支え合い型
週1回程度	324円	272円	200円
週2回程度	329円	275円	204円
週2回程度を超える場合	347円	291円	214円

※上記費用には、介護職員処遇改善加算分を含みます(「支え合い型」を除く)。

※このサービスは、原則として京都市の介護保険被保険者の方のみがご利用いただけます。

要介護1~5の方 要支援1・2の方  
ほうもんにゆうよくかいご かいご よ ほうほうもんにゆうよくかいご  
**訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護**

浴槽を積んだ入浴車でご家庭を訪問し、入浴の介助を行います。

■サービス1回あたりの利用料

訪問入浴介護	1,416円
介護予防訪問入浴介護	957円

※上記の費用には介護職員処遇改善加算分を含みます。

要介護1~5の方 (要支援1・2の方は利用できません)  
ていきじゅんかいご ずいじたいおうがたほうもんかいご かんご  
**定期巡回・随時対応型訪問介護看護**

(一覧は102ページ)

定期的な巡回又は随時通報により居宅を訪問し、食事・入浴・排せつ等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心して生活が送れるようにするための援助を行います。

■1か月(30日)あたりの利用料

	一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護		連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	介護・看護利用者	介護利用者	
要介護1	10,058円	6,893円	6,893円
要介護2	15,712円	12,305円	12,305円
要介護3	23,984円	20,431円	20,431円
要介護4	29,566円	25,843円	25,843円
要介護5	35,818円	31,255円	31,255円

※上記の費用には介護職員処遇改善加算分を含みます。  
※連携型の事業所を利用される場合には、連携先の指定訪問看護事業所においても自己負担が必要です。  
※このサービスは、原則として京都市の介護保険被保険者の方のみがご利用いただけます。

要介護1~5の方 (要支援1・2の方は利用できません)  
や かんたいおうがたほうもんかいご  
**夜間対応型訪問介護**

(一覧は102ページ)

24時間安心して在宅での生活ができるように、夜間の定期的な巡回訪問や、利用者などからの連絡に応じた随時訪問を組み合わせた、身のまわりの援助を行います。

■サービスの利用料(オペレーションセンター設置の場合)

基本料金(1か月あたり)	1,193円
定期巡回(1回あたり)	448円
随時訪問(1回あたり)	682円

※上記の費用には介護職員処遇改善加算分を含みます。  
※このサービスは、原則として京都市の介護保険被保険者の方のみがご利用いただけます。

要介護1~5の方 要支援1・2の方  
ほうもんかんご かいご よ ほうほうもんかんご  
**訪問看護・介護予防訪問看護**

主治医の指示に基づいて、訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師などがご家庭を訪問し、健康チェックや療養上の世話などを行います。

■サービス1回あたりの利用料

・訪問看護

事業所の種類	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満
訪問看護ステーション	333円	500円	874円	1,197円
病院又は診療所	282円	424円	609円	895円

・介護予防訪問看護

事業所の種類	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満
訪問看護ステーション	321円	480円	842円	1,156円
病院又は診療所	271円	406円	587円	864円

要介護1~5の方 要支援1・2の方  
ほうもん かいご よ ほうほうもん  
**訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション**

理学療法士や作業療法士などがご家庭でリハビリテーションを行います。

■サービス1回あたりの利用料 **306円**

自宅で専門家のリハビリが受けられます。



要介護1~5の方 要支援1・2の方  
きょたくりょうようかんりしどう かいご よ ほうきょたくりょうようかんりしどう  
**居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導**

医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士などがご家庭を訪問し、療養上の管理、指導などを行います。

■サービス1回あたりの利用料

医師・歯科医師(月2回まで)	507円
病院又は診療所の薬剤師(原則月2回まで)	558円
薬局の薬剤師(原則月4回まで)	507円
管理栄養士(月2回まで)	537円
歯科衛生士(月4回まで)	355円

※利用料は一定の条件のもと、1割負担で算定したものです。各種加算の有無や、利用者負担割合によって利用料が変わる場合があります。目安としてお考えください。

要介護1~5の方

通所介護(デイサービス)

定員19人以上のデイサービスセンターなどで、機能訓練や食事の介助、レクリエーションなどを行います。

■通所介護1回あたりの利用料(通常規模型の場合)

	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上 9時間未満	9時間以上 10時間未満	10時間以上 11時間未満
要介護1	456円	476円	673円	689円	770円	782円	837円	893円
要介護2	515円	539円	786円	804円	898円	914円	969円	1,025円
要介護3	576円	601円	898円	919円	1,033円	1,050円	1,105円	1,160円
要介護4	634円	662円	1,011円	1,034円	1,166円	1,185円	1,241円	1,296円
要介護5	693円	726円	1,123円	1,149円	1,299円	1,321円	1,377円	1,432円

※上記の費用には、入浴介助加算分及び介護職員処遇改善加算分を含みます。  
 ※上記の費用のほか、食費及び日常生活に要する費用(おむつ代など)の実費負担が必要となる場合があります。  
 ※11時間以上のサービス提供を受けた場合、1時間につき約60円が加算されます。

要支援1・2の方 事業対象者の方(P13参照)

通所型サービス(総合事業)

デイサービスセンターなどで、機能訓練や入浴などを提供するもので、サービス内容によって「介護予防型デイサービス」「短時間型デイサービス」「短期集中運動型デイサービス」の3種類があります。「介護予防型」と「短時間型」は、組み合わせて利用することもできます。

■サービスの内容

サービス	介護予防型	短時間型	短期集中運動型
提供時間等	原則3時間以上/回	原則1時間以上3時間未満/回	原則1時間以上1時間半未満/回
内容	機能訓練や送迎のほか、必要に応じて食事、入浴などを提供	機能訓練のほか、利用目的に応じて食事や入浴、送迎などを提供	原則3か月間、週2~3回、専門職による運動指導を実施

■1か月あたりの利用料(いずれか1つのサービスのみを利用する場合は、月単位の定額となります。)

	介護予防型		短時間型				短期集中運動型	
	入浴あり	入浴なし	入浴あり		入浴なし		送迎あり	送迎なし
入浴・送迎の有無			送迎あり	送迎なし	送迎あり	送迎なし		
週1回程度	1,823円	1,601円	1,524円	1,070円	1,283円	829円	週2回程度	2,751円
週2回程度	3,737円	3,295円	3,094円	2,191円	2,613円	1,710円	週3回程度	4,126円

※上記費用には、介護職員処遇改善加算分を含みます(「短期集中運動型」を除く)。

■1回あたりの利用料(複数のサービスを組み合わせて利用する場合のみ適用されます。)

	介護予防型		短時間型				短期集中運動型
	入浴あり	入浴なし	入浴あり		入浴なし		
入浴・送迎の有無			送迎あり	送迎なし	送迎あり	送迎なし	「短期集中運動型」は他の通所型サービスとの併用はできません。
週1回程度	418円	368円	350円	246円	295円	191円	
週2回程度	431円	380円	357円	252円	301円	198円	

※上記費用には、介護職員処遇改善加算分を含みます(「短期集中運動型」を除く)。

※このサービスは、原則として京都市の介護保険被保険者の方のみがご利用いただけます。

要介護1~5の方 (要支援1・2の方は利用できません。)

地域密着型通所介護

定員18人以下のデイサービスセンターなどで、機能訓練や食事の介助、レクリエーションなどを行います。

■地域密着型通所介護1回あたりの利用料

	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上 9時間未満	9時間以上 10時間未満	10時間以上 11時間未満
要介護1	506円	527円	765円	788円	869円	901円	957円	1,012円
要介護2	571円	596円	894円	921円	1,016円	1,055円	1,110円	1,166円
要介護3	639円	667円	1,023円	1,055円	1,169円	1,214円	1,269円	1,324円
要介護4	705円	735円	1,151円	1,188円	1,321円	1,372円	1,428円	1,483円
要介護5	772円	806円	1,281円	1,321円	1,474円	1,530円	1,585円	1,640円

※上記の費用には、入浴介助加算分及び介護職員処遇改善加算分を含みます。  
 ※上記の費用のほか、食費及び日常生活に要する費用(おむつ代など)の実費負担が必要となる場合があります。  
 ※11時間以上のサービス提供を受けた場合、1時間につき約60円が加算されます。  
 ※このサービスは、原則として京都市の介護保険被保険者の方のみがご利用いただけます。

要介護1~5の方

認知症対応型通所介護

要支援1・2の方

介護予防認知症対応型通所介護

(一覧は102・103ページ)

認知症の方にデイサービスセンターなどに通っていただき、入浴や食事の介助、機能訓練などを行います。

■サービス1回あたりの利用料(単独型の場合)

	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上 9時間未満	9時間以上 10時間未満	10時間以上 11時間未満
要支援1	607円	632円	915円	937円	1,051円	1,083円	1,141円	1,199円
要支援2	665円	695円	1,015円	1,040円	1,167円	1,202円	1,261円	1,319円
要介護1	685円	716円	1,047円	1,073円	1,206円	1,243円	1,301円	1,359円
要介護2	748円	781円	1,155円	1,183円	1,331円	1,371円	1,430円	1,488円
要介護3	812円	849円	1,259円	1,290円	1,455円	1,500円	1,558円	1,616円
要介護4	876円	915円	1,366円	1,399円	1,581円	1,629円	1,688円	1,746円
要介護5	939円	982円	1,472円	1,509円	1,705円	1,758円	1,816円	1,874円

※上記の費用には入浴介助加算分及び介護職員処遇改善加算分を含みます。  
 ※上記の費用のほか、食費及び日常生活に要する費用(おむつ代など)の実費負担が必要です。  
 ※11時間以上のサービス提供を受けた場合、1時間につき約60円が加算されます。  
 ※このサービスは、原則として京都市の介護保険被保険者の方のみがご利用いただけます。

要介護1~5の方

つうしょ  
**通所リハビリテーション(ディケア)**

要支援1・2の方

かいご よぼうつうしょ  
**介護予防通所リハビリテーション(ディケア)**

介護老人保健施設や医療施設で、機能訓練(リハビリテーション)などを行います。

■通所リハビリテーション1回あたりの利用料(通常規模の医療機関の場合)

	1時間以上 2時間未満	2時間以上 3時間未満	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上 9時間未満	9時間以上 10時間未満	10時間以上 11時間未満
要介護1	419円	434円	546円	617円	691円	793円	842円	897円	953円	1,008円
要介護2	451円	495円	630円	713円	816円	936円	993円	1,049円	1,104円	1,159円
要介護3	485円	558円	714円	807円	938円	1,077円	1,147円	1,202円	1,257円	1,313円
要介護4	516円	619円	821円	930円	1,083円	1,244円	1,327円	1,382円	1,437円	1,492円
要介護5	550円	681円	927円	1,050円	1,226円	1,409円	1,503円	1,558円	1,613円	1,668円

※上記の費用には入浴介助加算分及び介護職員処遇改善加算分を含みます。

※上記の費用のほか、食費及び日常生活に要する費用(おむつ代など)の実費負担が必要です。

※11時間以上のサービス提供を受けた場合、1時間につき約60円が加算されます。

■介護予防通所リハビリテーション1か月あたりの利用料(月単位の定額報酬)

要支援1	1,891円
要支援2	3,994円

※左記の費用には介護職員処遇改善加算分を含みます。

※左記の費用のほか、食費及び日常生活に要する費用(おむつ代など)の実費負担が必要です。

※1か月に複数の事業所を利用することはできません。

要介護1~5の方

しょうき ぼ た き のうが た きょ た く かい ご  
**小規模多機能型居宅介護**

要支援1・2の方

かいご よぼうしょうき ぼ た き のうが た きょ た く かい ご  
**介護予防小規模多機能型居宅介護**

(一覧は99~101ページ)

利用者の心身の状態や希望などに応じて、「通い」を中心に「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを提供します。

■1か月(30日)あたりの利用料

要支援1	3,957円
要支援2	7,995円
要介護1	11,999円
要介護2	17,634円
要介護3	25,650円
要介護4	28,310円
要介護5	31,216円

※左記の費用には介護職員処遇改善加算分を含みます。

※左記の費用のほか、食費、宿泊費及び日常生活に要する費用(おむつ代など)の実費負担が必要です。

※このサービスは、原則として京都市の介護保険被保険者の方のみがご利用いただけます。

要介護1~5の方 (要支援1・2の方は利用できません。)

かんご しょうき ぼ た き のうが た きょ た く かい ご  
**看護小規模多機能型居宅介護**

(一覧は102ページ)

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスを提供します。

■1か月(30日)あたりの利用料

要介護1	14,348円
要介護2	20,076円
要介護3	28,222円
要介護4	32,008円
要介護5	36,205円

※左記の費用には介護職員処遇改善加算分を含みます。

※左記の費用のほか、食費、宿泊費及び日常生活に要する費用(おむつ代など)の実費負担が必要です。

※このサービスは、原則として京都市の介護保険被保険者の方のみがご利用いただけます。



要介護1~5の方 要支援1・2の方  
たん き にゅうしょせいかつかい ご かい ご よ ぼうたん き にゅうしょせいかつかい ご  
**短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護**  
(ショートステイ)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などに短期間入所していただき、その施設で、食事・入浴・排せつなどの日常生活の介護や機能訓練などを行います。

■サービス1日あたりの利用料(介護老人福祉施設に併設の場合)

	1割負担額	食費 (基準費用額)	滞在費 (基準費用額)	合計
要支援1	499円	1,380円 (課税の場合)	840円 (多床室の場合)	2,719円
要支援2	621円			2,841円
要介護1	667円			2,887円
要介護2	745円			2,965円
要介護3	825円			3,045円
要介護4	903円			3,123円
要介護5	978円			3,198円



※上記の費用には介護職員処遇改善加算分を含みます。  
 ※実際の食費・居住費は、利用者と施設との契約により決まるため、施設ごとに異なりますが、基準費用額(標準的な利用者負担額)が定められています。また、低所得の方に対しては負担軽減されることがあります(43ページをご覧ください)。  
 ※上記費用のほか、日常生活費などの実費負担があります。  
 ※おむつ代は介護保険の給付費に含まれますので、実費負担はありません。

要介護1~5の方 要支援1・2の方  
たん き にゅうしよりょうようかい ご かい ご よ ぼうたん き にゅうしよりょうようかい ご  
**短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護**  
(ショートステイ)

介護老人保健施設や介護療養型医療施設などに短期間入所していただき、医師や看護師などの医学的管理のもと、看護や機能訓練、日常生活の介護などを行います。

主に医学的配慮が必要な方が対象です。

■サービス1日あたりの利用料(介護老人保健施設に併設の場合)

	1割負担額	食費 (基準費用額)	滞在費 (基準費用額)	合計
要支援1	664円	1,380円 (課税の場合)	370円 (多床室の場合)	2,414円
要支援2	831円			2,581円
要介護1	897円			2,647円
要介護2	949円			2,699円
要介護3	1,015円			2,765円
要介護4	1,070円			2,820円
要介護5	1,129円			2,879円

※上記の費用には介護職員処遇改善加算分を含みます。  
 ※実際の食費・居住費は、利用者と施設との契約により決まるため、施設ごとに異なりますが、基準費用額(標準的な利用者負担額)が定められています。また、低所得の方に対しては負担軽減されることがあります(43ページをご覧ください)。  
 ※上記費用のほか、日常生活費などの実費負担があります。  
 ※おむつ代は介護保険の給付費に含まれますので、実費負担はありません。

要介護1~5の方 要支援1・2の方  
ふくしよ うぐたいよ かい ご よ ぼうふくしよ うぐたいよ  
**福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与**

心身の機能が低下し、日常生活を送るのに支障がある場合に、自宅で過ごしやすいするための福祉用具や機能訓練のための福祉用具を借りることができます。

■都道府県等の指定した事業者が貸出しを行います。

- 貸与種目
- ◆車いす※
  - ◆車いす付属品※
  - ◆特殊寝台※
  - ◆特殊寝台付属品※
  - ◆床ずれ防止用具※
  - ◆体位変換器※
  - ◆手すり(工事を伴わないもの)
  - ◆スロープ(工事を伴わないもの)
  - ◆歩行器
  - ◆歩行補助つえ
  - ◆認知症老人徘徊感知機器※
  - ◆移動用リフト(つり具の部分を除く)※
  - ◆自動排泄処理装置※



※要支援1・2及び要介護1の方(便吸引機能を有する自動排泄処理装置においては要支援1・2及び要介護1~3の方)は、一定の場合を除き、原則として給付対象外です。



詳しくは、担当のケアマネジャー又はお住まいの学区担当の高齢サポート(地域包括支援センター)、お住まいの区の区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所保健福祉第一担当にお問い合わせください。

- 利用料
- ・福祉用具貸与にかかる費用は、各事業者がそれぞれ設定します。
  - ・利用者の自己負担額は、それぞれの費用の1割(一定以上の所得のある方は異なります。)です。
  - ・同一の商品であっても、事業者によって費用が異なりますので、複数の事業者を比較して選択することをお勧めします。

要介護1~5の方

要支援1・2の方

## 福祉用具購入費・介護予防福祉用具購入費の支給

直接肌に触れて使用する入浴用や排せつ用の用具など、貸与になじまない福祉用具(特定福祉用具)について、購入費の9割(一定以上の所得のある方は異なります。)分を支給します[1割(一定以上の所得のある方は異なります。)分は自己負担になります。]

■都道府県等の指定した事業者で購入していない場合は支給対象となりません。

■支給対象となる福祉用具(5種目)

- ◆腰掛便座
- ◆自動排泄処理装置の交換可能部品
- ◆入浴補助用具
- ◆簡易浴槽
- ◆移動用リフトのつり具の部分

左の5種目と定められています。該当しない場合は、9割(一定以上の所得のある方は異なります)分の支給はできませんので、購入する前に、担当のケアマネジャー又はお住まいの学区担当の高齢サポート(地域包括支援センター)、お住まいの区の区役所・支所健康長寿推進課 高齢介護保険担当、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所保健福祉第一担当にお問い合わせください。

■支給申請に必要な書類

- 申請書
- 被保険者証
- 領収証
- 購入した福祉用具を確認できるパンフレット類
- 購入が必要な理由書(ケアマネジャーなどが作成します。)

■支給方法

償還払いと受領委任払いのいずれかを選択して利用できます。

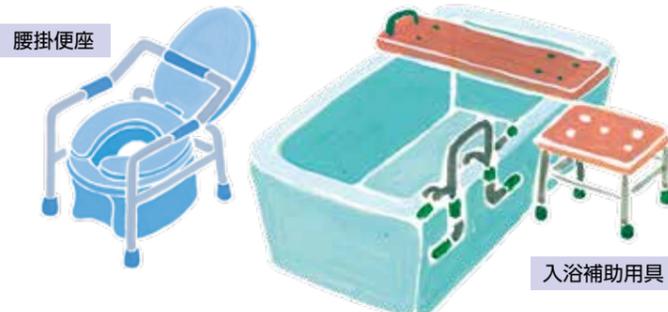
◆償還払い:福祉用具の購入時にいったん費用の全額をお支払いいただいた後、自己負担分[1割(一定以上の所得のある方は異なります。)分]を除く9割(一定以上の所得のある方は異なります。)分を保険から支給します。

◆受領委任払い:購入時に利用者は、自己負担分[1割(一定以上の所得のある方は異なります。)分]のみをお支払いいただきます。保険給付分[9割(一定以上の所得のある方は異なります。)分]は、利用者から委任を受けた事業者に、市から直接支払います(「福祉用具購入費の受領に関する委任状」が必要となります。)

■支給限度基準額

支給の対象になる購入費の限度額は、要支援・要介護状態の区分にかかわらず、年間10万円です[支給額は9万円(一定以上所得のある方は異なります。)まで]。10万円を超えた場合、超えた部分については、全額自己負担になります。

同一の商品であっても、事業者によって購入の費用が異なりますので、複数の事業者を比較して選択することをお勧めします。



腰掛便座

入浴補助用具

## 福祉用具で「できる」ことを増やすために ~自立した生活に向けて~

福祉用具を上手に使うことで、誰かの力を借りなければできなかった日常生活のいろいろなことが、自分の力でできるようになることは、何ものにも代えがたい喜びや満足となるはずですよ。

便利な福祉用具も安易な利用や体に合わないものを利用することにより、かえって自立を損なってしまうことがあります。また、体に合っていない福祉用具を使用することで、かえって関節などに痛みを生じるなどの症状を発生させるおそれがあることにも注意が必要です。何が本当に自分のためになるのかをよく考えて、上手にサービスを利用しましょう。

〈適切な福祉用具を選ぶために〉

利用者の体格や体の状態などに合った福祉用具を利用するためには専門的な知識が必要ですので、事前に担当のケアマネジャー又はお住まいの学区担当の高齢サポートなどにご相談ください。また、次のところでも福祉用具についての相談を行っていますので、ご相談ください。

○長寿すこやかセンター  
..... (詳細は9ページ)

要介護1~5の方

要支援1・2の方

## 住宅改修費・介護予防住宅改修費の支給

在宅での生活に支障がないように、手すりの取付けや段差の解消など、身体状況に配慮した住宅の改修にかかる費用について、その9割(一定以上の所得のある方は異なります。)分を支給します[1割(一定以上の所得のある方は異なります。)分は自己負担になります。]。なお、保険給付を受けるためには、工事着工前にお住まいの区の区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所保健福祉第一担当へ必要書類を提出し、改修内容等について確認を受ける必要があります。

■支給対象となる工事(6種類)

- ◆手すりの取付け
- ◆段差の解消
- ◆滑り防止や円滑に移動するためなどの床又は通路面の材料の変更
- ◆引き戸などへの扉の取替え
- ◆洋式便器などへの便器の取替え
- ◆その他上記の工事に伴って必要な工事

左の6種類の工事以外は、介護保険の給付対象にはなりません。また、工事の着工前に申請が必要となりますので、事前に担当のケアマネジャー又はお住まいの学区担当の高齢サポート(地域包括支援センター)にご相談いただくか、お住まいの区の区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所保健福祉第一担当にお問い合わせください。

■工事を行う前に提出が必要な書類

- 申請書
- 被保険者証
- 見積書(複数の事業者から見積りを取ることをお勧めします)
- 改修前の写真(日付の入ったもの)
- 住宅改修箇所見取図
- 住宅改修が必要な理由書(ケアマネジャーなどが作成します)

■工事完了後に必要な書類

- 住宅改修費事前申請確認のお知らせ(受領委任払いを利用の場合は「承認決定通知書」)
- 領収証
- 改修後の写真(日付の入ったもの)
- 工事費内訳書

■支給方法

償還払いと受領委任払いのいずれかを選択して利用できます。

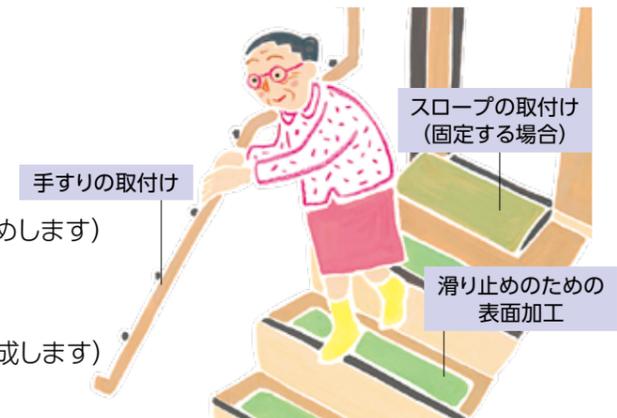
◆償還払い:工事完了後にいったん費用の全額をお支払いいただいた後、自己負担分[1割(一定以上の所得のある方は異なります。)分]を除く9割(一定以上の所得のある方は異なります。)分を保険から支給します。

◆受領委任払い:工事の完了後に利用者は、自己負担分[1割(一定以上の所得のある方は異なります。)分]のみをお支払いいただきます。保険給付分[9割(一定以上の所得のある方は異なります。)分]は、利用者から委任を受けた事業者に、市から直接支払います(「住宅改修費の受領に関する委任状」が必要となります。)

■支給限度基準額

支給の対象になる改修費の限度額は、要支援・要介護状態の区分にかかわらず、1住居・1人の認定者あたり20万円です[支給額は18万円(一定以上の所得のある方は異なります。)まで]。20万円を超える工事を行った場合、超えた部分については、全額自己負担になります。

住宅改修費支給後に、転居した場合や要介護度が3段階以上高くなった場合には、再度限度額まで利用できる場合があります。



手すりの取付け

スロープの取付け(固定する場合)

滑り止めのための表面加工

詳しくは高齢サポート、居宅介護支援事業所又は、お住まいの区の区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所保健福祉第一担当にお問い合わせください。

## 施設・居住系サービス

■下記の利用料のほかに、施設の体制等に応じた加算分の1割(一定以上の所得のある方は異なります。)負担や理美容代など日常生活に要する費用やレクリエーション費などの実費負担があります。  
■おむつ代は介護保険の給付費に含まれますので、実費負担はありません。

## 施設サービス 要介護1~5の方 (要支援1・2の方は利用できません。)

### 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) (一覧は109~111ページ)

日常生活で常に介護が必要で、在宅での介護が困難な方に、日常生活の介護、健康管理などを行います。  
新規に入所される場合は、原則として「要介護3」以上であることが要件となります。

#### ■1か月(30日)あたりの利用料(多床室の場合)

	1割負担額	食費(基準費用額)	居住費(基準費用額)	合計
要介護1	18,930円	41,400円 (1日あたり1,380円) (課税の場合)	25,200円 (1日あたり840円)	85,530円
要介護2	21,240円			87,840円
要介護3	23,610円			90,210円
要介護4	25,920円			92,520円
要介護5	28,170円			94,770円

※上記の費用には介護職員処遇改善加算分を含みます。  
※実際の食費・居住費は、利用者と施設との契約により決まるため、施設ごとに異なりますが、基準費用額(標準的な利用者負担額)が定められています。また、低所得の方に対しては負担軽減されることがあります(43ページをご覧ください)。

#### ■1か月(30日)あたりの利用料(個室・ユニットケア施設の場合)

	1割負担額	食費(基準費用額)	居住費(基準費用額)	合計
要介護1	21,600円	41,400円 (1日あたり1,380円) (課税の場合)	59,100円 (1日あたり1,970円)	122,100円
要介護2	23,880円			124,380円
要介護3	26,340円			126,840円
要介護4	28,620円			129,120円
要介護5	30,930円			131,430円

※上記の費用には介護職員処遇改善加算分を含みます。  
※実際の食費・居住費は、利用者と施設との契約により決まるため、施設ごとに異なりますが、基準費用額(標準的な利用者負担額)が定められています。また、低所得の方に対しては負担軽減されることがあります(43ページをご覧ください)。  
※上記の利用料のほかに、理美容代など日常生活に要する費用やレクリエーション費などの実費負担があります。

## 市内の介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)への入所について

入所者の決定は、「京都市介護老人福祉施設入所指針」により、入所の必要性の高い方からとなり、いわゆる「申込順」ではありません。  
「入所申込書」に添付し提出する「優先入所に関する評価票」等に基づき、施設が設置する入所検討委員会で、入所申込者の介護の必要の程度及び家族の状況などを

総合的に勘案したうえで、入所の必要性の高い方から入所を決定します。  
なお、平成27年4月以降、新規入所の要件が、原則として要介護3以上であることに変更されています。  
※入所申込みに関するお問い合わせは、直接入所希望施設まで(109~111ページをご覧ください)。

## 施設サービス 要介護1~5の方 (要支援1・2の方は利用できません。)

### 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(地域密着型特別養護老人ホーム) (一覧は109~111ページ)

定員29人以下の介護老人福祉施設において、日常生活で常に介護が必要で在宅での介護が困難な方に、日常生活の介護、健康管理などを行います。

新規に入所される場合は、原則として「要介護3」以上であることが要件となります。

#### ■1か月(30日)あたりの利用料

	1割負担額	食費(基準費用額)	居住費(基準費用額)	合計
要介護1	21,870円	41,400円 (1日あたり1,380円) (課税の場合)	59,100円 (1日あたり1,970円)	122,370円
要介護2	24,180円			124,680円
要介護3	26,660円			127,160円
要介護4	29,000円			129,500円
要介護5	31,310円			131,810円

※このサービスは、原則として京都市の介護保険被保険者の方のみがご利用いただけます。  
※左記の費用には介護職員処遇改善加算分を含みます。  
※実際の食費・居住費は、利用者と施設との契約により決まるため、施設ごとに異なりますが、基準費用額(標準的な利用者負担額)が定められています。また、低所得の方に対しては負担軽減されることがあります(43ページをご覧ください)。  
※左記の利用料のほかに、理美容代など日常生活に要する費用やレクリエーション費などの実費負担があります。

## 施設サービス 要介護1~5の方 (要支援1・2の方は利用できません。)

### 介護老人保健施設(老人保健施設) (一覧は111・112ページ)

医学的管理の下での介護、看護、機能訓練、その他必要な医療などを行い、家庭での生活に戻れるよう支援します。

#### ■1か月(30日)あたりの利用料(多床室の場合)

	1割負担額	食費(基準費用額)	居住費(基準費用額)	合計
要介護1	25,110円	41,400円 (1日あたり1,380円) (課税の場合)	11,100円 (1日あたり370円)	77,610円
要介護2	26,700円			79,200円
要介護3	28,680円			81,180円
要介護4	30,330円			82,830円
要介護5	32,040円			84,540円

※左記の費用には介護職員処遇改善加算分を含みます。  
※実際の食費・居住費は、利用者と施設との契約により決まるため、施設ごとに異なりますが、基準費用額(標準的な利用者負担額)が定められています。また、低所得の方に対しては負担軽減されることがあります(43ページをご覧ください)。  
※個室利用の場合、介護老人福祉施設の個室利用の居住費と同額程度の居住費の負担となります。

## 施設サービス 要介護1~5の方 (要支援1・2の方は利用できません。)

### 介護療養型医療施設(療養病床等) (一覧は112ページ)

長期療養が必要な方に、療養病床などの介護体制が整った医療施設で、看護、医学的管理下での介護、その他必要な医療などを提供します。

#### ■1か月(30日)あたりの利用料(多床室の場合)

	1割負担額	食費(基準費用額)	居住費(基準費用額)	合計
要介護1	21,510円	41,400円 (1日あたり1,380円) (課税の場合)	11,100円 (1日あたり370円)	74,010円
要介護2	24,990円			77,490円
要介護3	32,490円			84,990円
要介護4	35,700円			88,200円
要介護5	38,550円			91,050円

※左記の費用には介護職員処遇改善加算分を含みます。  
※実際の食費・居住費は、利用者と施設との契約により決まるため、施設ごとに異なりますが、基準費用額(標準的な利用者負担額)が定められています。また、低所得の方に対しては負担軽減されることがあります(43ページをご覧ください)。  
※個室利用の場合、介護老人福祉施設の個室利用の居住費と同額程度の居住費の負担となります。

施設サービス 要介護1~5の方 (要支援1・2の方は利用できません。)

介護医療院 (平成30年4月新設)

長期療養が必要な方に、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護、機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の支援などを行います。

※平成30年度から新たに設けられた施設サービスで、今後の設置が予定されています。

■1か月(30日)あたりの利用料(多床室の場合)

	1割負担額	食費(基準費用額)	居住費(基準費用額)	合計
要介護1	22,320円	41,400円 (1日あたり 1,380円) (課税の場合)	11,100円 (1日あたり 370円)	74,820円
要介護2	25,800円			78,300円
要介護3	33,300円			85,800円
要介護4	36,480円			88,980円
要介護5	39,360円			91,860円

※上記の費用には介護職員処遇改善加算を含みます。  
 ※実際の食費・居住費は、利用者と施設との契約により決まるため、施設ごとに異なりますが、基準費用額(標準的な利用者負担額)が定められています。また、低所得の方に対しては負担軽減されることがあります(43ページをご覧ください。)  
 ※個室利用の場合、介護老人福祉施設の個室利用の居住費と同額程度の居住費の負担となります。

居住系サービス 要介護1~5の方  
特定施設入居者生活介護

居住系サービス 要支援1・2の方  
介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームやケアハウスなどに入所している方が介護が必要になったときに、食事・入浴・排せつ等の介護、機能訓練や療養上の世話などを行います。

■すべての有料老人ホームやケアハウスなどが介護サービスを提供できるわけではありません。「特定施設入居者生活介護」として都道府県等から指定を受けた有料老人ホームやケアハウスなどに限ります。

■1か月(30日)あたりの利用料

要支援1	6,106円
要支援2	10,482円
要介護1	18,114円
要介護2	20,319円
要介護3	22,659円
要介護4	24,831円
要介護5	27,137円

※左記の費用には介護職員処遇改善加算分を含みます。  
 ※左記費用のほか、介護保険対象外の介護サービス費用、おむつ代、家賃に相当する額などの負担があります。

■施設から委託を受けた居宅サービス事業者がサービスを提供する「外部サービス利用型」の特定施設入居者生活介護もあります。



—一覧は103~107ページ  
 ※高齢者向け優良賃貸住宅、シニア住宅は除く。

居住系サービス 要介護1~5の方 (要支援1・2の方は利用できません。)

地域密着型特定施設入居者生活介護

—一覧は103~107ページ  
 ※高齢者向け優良賃貸住宅、シニア住宅は除く。

定員29人以下の有料老人ホームやケアハウスなどにおいて、食事・入浴・排せつ等の介護、機能訓練を行います。

■1か月(30日)あたりの利用料

要介護1	18,114円
要介護2	20,379円
要介護3	22,659円
要介護4	24,831円
要介護5	27,137円

※左記の費用には介護職員処遇改善加算分を含みます。  
 ※左記費用のほか、介護保険対象外の介護サービス費用、おむつ代、家賃に相当する額などの負担があります。

※このサービスは、原則として京都市の介護保険被保険者の方のみがご利用いただけます。

居住系サービス 要介護1~5の方  
認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)

居住系サービス 要支援2の方 (要支援1の方は利用できません。)  
介護予防認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)

(一覧は97~99ページ)

少人数の認知症の高齢者がそれぞれ個室を持ち、家庭的な雰囲気の中で、介護職員の世話を受けながら共同生活を行います。

■1か月(30日)あたりの利用料

要支援2	26,310円
要介護1	26,430円
要介護2	27,690円
要介護3	28,500円
要介護4	29,100円
要介護5	29,700円

※左記の費用には介護職員処遇改善加算分を含みます。  
 ※左記費用のほか、食材料費、おむつ代、理美容代、家賃、光熱水費などの実費負担があります。

※このサービスは、原則として京都市の介護保険被保険者の方のみがご利用いただけます。



※利用料は一定の条件のもと、1割負担で算定したものです。各種加算の有無や、利用者負担割合によって利用料が変わる場合があります。目安としてお考えください。

※利用料は一定の条件のもと、1割負担で算定したものです。各種加算の有無や、利用者負担割合によって利用料が変わる場合があります。目安としてお考えください。

## 利用者負担について

介護保険サービス(介護予防・生活支援サービスを含む)を受けた際に、利用者が負担する費用です。

- 利用者負担は、原則として、サービス費用の1割又は2割です。  
(ただし、平成30年8月以降については、一定所得以上の方は3割となります。)

利用者負担割合の判定方法は下表のとおりです。

平成30年7月まで

利用者負担段階		負担割合 (原則)
第1号被保険者 (65歳以上の方)	市民税非課税の方、生活保護受給者及び旧措置入所者 本人の合計所得金額が160万円未満	1割
	本人の合計所得金額が160万円以上 同一世帯の第1号被保険者の「課税年金収入額+その他の合計所得金額(※)」が 単身世帯:280万円未満 2人以上世帯:合計346万円未満	
第2号被保険者(40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方)	同一世帯の第1号被保険者の「課税年金収入額+その他の合計所得金額(※)」が 単身世帯:280万円以上 2人以上世帯:合計346万円以上	2割
		1割

※その他の合計所得金額…合計所得金額から年金所得を引いたものです。

平成30年8月以降

利用者負担段階		負担割合 (原則)
第1号被保険者 (65歳以上の方)	市民税非課税の方、生活保護受給者及び旧措置入所者 本人の合計所得金額(※1)が160万円未満	1割
	本人の合計所得金額(※1)が160万円以上 同一世帯の第1号被保険者の「課税年金収入額+その他の合計所得金額(※2)」が 単身世帯:280万円未満 2人以上世帯:合計346万円未満	
	本人の合計所得金額(※1)が160万円以上 同一世帯の第1号被保険者の「課税年金収入額+その他の合計所得金額(※2)」が 単身世帯:280万円以上 2人以上世帯:合計346万円以上	2割
第2号被保険者(40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方)	本人の合計所得金額(※1)が220万円以上 同一世帯の第1号被保険者の「課税年金収入額+その他の合計所得金額(※2)」が 単身世帯:340万円以上 2人以上世帯:合計463万円以上	3割
		1割

※1 合計所得金額…長期・短期譲渡所得がある場合は、特別控除額を控除した額 [平成30年8月以降]

※2 その他の合計所得金額…合計所得金額(※1)から年金所得を控除した額 [平成30年8月以降]

- 施設サービスなどを利用した場合は、別途、食費・居住費(滞在費)、日常生活費などが自己負担となります。

**【食費・居住費(滞在費)が自己負担の対象となる介護サービス、介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス】**

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護 など	食費 居住費(滞在費)
通所介護、通所型サービス、地域密着型通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護	食費

## 利用者負担について

### 介護保険負担割合証について

介護保険サービス(介護予防・生活支援サービスを含む)を提供する事業所が利用者の皆様の負担割合を確認するため、「介護保険負担割合証」を要介護(要支援)認定又は事業対象者の登録を受けている方等を対象に交付します。介護保険サービスを利用される場合は介護保険サービスを提供する事業所に必ず介護保険被保険者証と一緒に「介護保険負担割合証」を提示していただくようお願いします。

### 介護保険負担割合証の交付対象者

- ・要介護認定(要支援)の申請をされた方
- ・基本チェックリストにより事業対象者になられた方
- ・交付申請をされた方

### 介護保険負担割合証が必要なときは

- ・介護予防サービス計画・介護サービス計画を作成するとき
- ・サービスを利用するとき

### 紛失・破損したときは

お住まいの区の区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所保健福祉第一担当に届け出てください。

### 介護保険負担割合証の見方について

(介護保険負担割合証の見本)

介護保険負担割合証	
交付年月日 平成30年 8月 1日	
番 号	12345-67890
住 所	京都市中京区 烏丸御池下る虎屋町 566番地の1
フリガナ	オイケ タロウ
氏 名	御池 太郎
生年月日	昭和28年 4月 16日
性別	男
利用者負担の割合	適用期間
1割	開始年月日 平成30年 8月 1日 終了年月日 平成31年 4月 30日
2割	開始年月日 平成31年 5月 1日 終了年月日 平成31年 7月 31日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	261040 京都市印

介護保険サービスを利用する際にお支払いただく利用者負担の割合が記載されます。

左側に記載された利用者負担の割合が適用される期間が記載されます。

適用期間は、通常8月1日(8月1日以降に適用開始となる場合は、その開始日)から翌年の7月31日までの期間が記載されます。この適用期間の途中で負担割合が変更となる場合は、2段(変更前:上段、変更後:下段)で記載されます。

## 利用者負担について

### きょたくけい りょう りょうしゃふたん 居宅系サービスを利用したときの利用者負担

居宅系サービスでは、介護保険から給付される利用限度額が決められています。

利用限度額を超えた分は、全額が利用者の自己負担になります。

サービスの種類や事業所が所在する地域によって、利用限度額が若干異なる場合があります。

サービスの種類	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、地域密着型通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護 など	
状態の区分	事業対象者	5,003 単位/月(約 53,000円)
	要支援1	5,003 単位/月(約 53,000円)
	要支援2	10,473 単位/月(約 111,000円)
	要介護1	16,692 単位/月(約 176,000円)
	要介護2	19,616 単位/月(約 207,000円)
	要介護3	26,931 単位/月(約 283,000円)
	要介護4	30,806 単位/月(約 324,000円)
	要介護5	36,065 単位/月(約 379,000円)

\*要支援の方が介護予防・生活支援サービスを利用する場合には、上記の利用限度額内で介護予防サービスと介護予防・生活支援サービスを一体的に管理します。

### ■福祉用具購入費と住宅改修費の利用限度額

福祉用具購入費(特定福祉用具販売)	100,000円(年間)	要支援・要介護状態の区分にかかわらず定額
住宅改修費	200,000円(1住居・1人あたり)	

※かかった費用の1割(一定以上の所得のある方は異なります。)は自己負担となりますので、介護保険から支給される限度額は、福祉用具購入費で9万円(一定以上の所得のある方は異なります。)、住宅改修費で18万円(一定以上の所得のある方は異なります。)です。

※福祉用具購入費や住宅改修費の支給対象となる用具や改修の種類は、厚生労働省告示で定められています(詳しくは、34・35ページをご覧ください。)

### しせつ きょじゅうけい りょう りょうしゃふたん 施設・居住系サービスを利用したときの利用者負担

○施設サービスを利用したときの利用者負担額は、①施設サービス費用の1割(一定以上の所得のある方は異なります。)、②食費、③居住費、④日常生活費などの合計となります。

#### 〈食費・居住費の基準費用額(月額目安)〉

食費・居住費は施設と利用者間で契約により決められますが、標準的な利用者負担額が定められています。

・食費：約4.2万円

・居住費：ユニット型個室→約6万円、ユニット型個室的多床室→約5万円

従来型個室→特養：約3.5万円、老健：約5万円、療養型：約5万円

多床室→特養：約2.6万円、老健：約1.1万円、療養型：約1.1万円

○食費・居住費の負担の軽減や従来型個室利用時の経過措置については、43・44ページをご覧ください。

○居住系サービスを利用したときの利用者負担額についても、①施設サービス費用の1割(一定以上の所得のある方は異なります。)、②食費、③居住費、④日常生活費などの合計となります。

## りょうしゃふたん けいげん 利用者負担の軽減について

介護保険では、利用者負担が著しく高額にならないためのしくみがあります。

### とくていにゅうしょしゃかいご ひ 特定入所者介護サービス費

### 介護保険施設等の食費・居住費の負担軽減

- 介護保険施設入所者(短期入所を含む)などの食費・居住費(滞在費)については自己負担となります。
- しかしながら低所得の方には、施設利用が困難とならないよう、所得等に応じ、負担限度額が定められており、食費・居住費について、特定入所者介護サービス費を支給することにより、負担を軽減しています。
- 負担額の軽減認定を受けた方には「介護保険負担限度額認定証」を交付します。

申請が必要となりますので、詳しくは、利用されている施設や担当ケアマネジャー又はお住まいの学区担当の高齢サポート(地域包括支援センター)、お住まいの区の区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所保健福祉第一担当にお問い合わせください。

### ■対象となる介護サービス・介護予防サービス

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、  
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護

※通所介護、地域密着型通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護は給付の対象となりません。

### ■負担の限度額(月額目安)

- 下記の「第1段階」から「第3段階」に該当する場合でも、世帯を別にしている配偶者が市民税の課税者である場合や、預貯金等の金額が1,000万円(ご夫婦の場合は配偶者と合わせて2,000万円)を超える場合には、特定入所者介護サービス費の支給対象となりません(生活保護を受給されている方は除きます。)

利用者負担段階	食費の月額 の目安 ( )は日額	居住費の月額目安 ( )は日額				
		ユニット型		従来型個室	多床室	
		個 室	個室的多床室			
第1段階	市民税世帯非課税で 老齢福祉年金を受給されている方、 生活保護を受給されている方など	1.0万円 (300円/日)	2.5万円 (820円/日)	1.5万円 (490円/日)	特 養1.0万円(320円/日) 老 健1.5万円(490円/日) 医療院1.5万円(490円/日) 療養型1.5万円(490円/日)	0円
第2段階	市民税世帯非課税で合計所得金額(*)と 年金収入額の合計が80万円以下の方など (年金収入には非課税の年金も含まれます。)	1.2万円 (390円/日)	2.5万円 (820円/日)	1.5万円 (490円/日)	特 養1.3万円(420円/日) 老 健1.5万円(490円/日) 医療院1.5万円(490円/日) 療養型1.5万円(490円/日)	1.1万円 (370円/日)
第3段階	市民税世帯非課税で第1段階・第2段階 に該当されない方など	2.0万円 (650円/日)	4.0万円 (1,310円/日)	4.0万円 (1,310円/日)	特 養2.5万円(820円/日) 老 健4.0万円(1,310円/日) 医療院4.0万円(1,310円/日) 療養型4.0万円(1,310円/日)	1.1万円 (370円/日)

※実際の負担額は日額で設定されます。

※特養=介護老人福祉施設/老健=介護老人保健施設/療養型=介護療養型医療施設/医療院=介護医療院

※ユニット型個室=共用リビングのある個室/ユニット型個室的多床室=面積や壁の条件がユニット型個室に一部満たないもの/  
従来型個室=共用リビングのない個室/多床室=4人部屋など

\*年金所得及び長期・短期譲渡所得がある場合は、特別控除額を控除した額[平成30年8月以降]

■高齢夫婦世帯等の食費・居住費の軽減(市民税課税層における特例減額措置)

世帯に市民税の課税者がおられる方(利用者負担第4段階の方)や世帯を別にしている配偶者が市民税の課税者である方は、特定入所者介護サービス費の支給対象になりません。

ただし、高齢者のご夫婦などで、一方の方が施設のユニット型個室などを利用し、第4段階の食費・居住費を負担されることによって、在宅で生活される配偶者等の方が生計困難にならないように、所得や預貯金等に応じて、食費・居住費が第3段階の額に減額される場合があります。

～従来型個室を利用するときの居住費についての経過措置～

介護保険施設の従来型個室を利用するときの居住費については、経過措置が設けられ、当面の間、一定の要件に該当する場合には、多床室の金額となります。

こうがくかいご **高額介護サービス費**

利用者負担が高額になったとき

自己負担額(月額)を世帯で合計した額が、一定の上限額を超えた場合、申請により、超えた額が払い戻されます。

利用者負担段階		自己負担上限額(月額)
第1段階	市民税世帯非課税で老齢福祉年金を受給されている方、生活保護を受給されている方など	その方について15,000円
第2段階	市民税世帯非課税で合計所得金額(※1)と課税年金収入額の合計が80万円以下である方など	その方について15,000円
第3段階	市民税世帯非課税で、第1段階・第2段階に該当されない方など	24,600円
第4段階	世帯に市民税の課税者がおられる方	44,400円(※2)
第5段階	世帯に課税所得145万円以上の第1号被保険者がおられる方で、以下のいずれかにあてはまる方 ・世帯に第1号被保険者が1人の場合で前年の収入額が383万円以上の場合 ・世帯に第1号被保険者が2人以上の場合で前年の収入額の合計が520万円以上の場合	44,400円

※1 年金所得及び長期・短期譲渡所得がある場合は、特別控除額を控除した額[平成30年8月以降]  
 ※2 自己負担割合が1割の方のみの世帯については、1年間(8月から翌年7月まで)の負担総額が446,400円(37,200円×12月)を超えた場合、超えた額が払い戻されます。

医療費控除の取扱いについて

介護保険サービスの利用料は、医療費と同様に、所得税や住民税の「医療費控除」の対象となるものがあります。詳しくは、税務署でお尋ねください。

領収証はきちんと保管しておきましょう。

■高額介護サービス費の支給額の計算に含めない費用

福祉用具購入費と住宅改修費の1割(一定以上の所得のある方は異なります。)負担分  
 介護保険施設(短期入所を含む)での食費・居住費など保険給付外のサービスにかかった費用

■高額介護サービス費の支給の可能性がある方には、京都市から「お知らせ」と支給申請書をお送りしています。  
 ※原則として申請は初回のみ行い、それ以降は高額介護サービス費が支給される場合でも申請手続は不要となります。

■介護保険施設利用者の方は払戻しを受けるまでの間、費用負担が高額となることから、京都府下の介護保険施設の協力を得て、受領委任払制度を実施しています。この制度を利用すると、高額介護サービス費が、京都市から施設に直接支払われるため、施設の窓口では自己負担上限額を支払うだけで済みます。なお、受領委任払いの取扱施設については、お住まいの区の区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所保健福祉第一担当にお尋ねください。

こうがく いりょうがっさんかいご **高額医療合算介護サービス費**

介護保険と医療保険における一定期間の自己負担額の合算額が著しく高額になる場合に、一定の限度額を超えた部分を支給することにより、世帯の負担軽減を図る制度です。8月1日から翌年7月31日までの一年間における介護保険と医療保険の自己負担額の合計額が一定の上限額を超え、著しく高額になった場合、申請により、上限を超えた額が払い戻されます。

■上限額(年額・世帯)

区分	後期高齢者医療制度+介護保険	被用者保険又は国保(世帯内の70歳~74歳)+介護保険	区分		
			世帯員各々の基礎控除後の総所得金額等の合計	被用者保険又は国保(世帯内の70歳未満)+介護保険	
現役並み所得者	67万円	67万円	上位所得世帯	901万円超	212万円
				600万円超901万円以下	141万円
一般	56万円	56万円	一般世帯	210万円超600万円以下	67万円
				210万円以下	60万円
低所得者	II	31万円	市民税非課税世帯		34万円
	I(個人)	19万円			
	I(世帯)	31万円			

※現役並み所得者世帯…市民税課税世帯で加入中の健康保険の被保険者証に記載された一部負担金の割合が3割の方がいる世帯  
 ※一般世帯…市民税課税世帯  
 ※区分II…市民税非課税世帯で区分I以外の世帯  
 ※区分I…市民税非課税世帯で世帯の全員の各所得が0円の世帯(雑所得での公的年金等控除額については80万円とする。)  
 ※上位所得世帯…世帯員各々の基礎控除(33万円)後の総所得金額等の合計が600万円を超える世帯  
 ※被用者保険の方については、加入中の健康保険によって区分の基準が異なる場合があります。  
 ※被用者保険又は国保(世帯内の70歳未満)+介護保険の区分については平成27年度(平成27年8月~平成28年7月)以降の上限額となります。

## 利用者負担の軽減について

### りょうりょう かん けいか そち 利用料に関する経過措置

利用料の減免に関して次の経過措置があります。

訪問介護（ホームヘルプサービス）の利用料	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」によるホームヘルプサービスを利用していた方のうち、自己負担額が境界層該当として0円である方	利用料の自己負担が免除されます。
特別養護老人ホーム旧措置入所者の利用料、食費・居住費負担 ※ユニット型個室利用者の居住費は対象外となります。	平成12年4月1日より前から特別養護老人ホームに入所している方（旧措置入所者）	介護保険制度により、これまでの自己負担を大きく上回らないように、収入等に応じて、1割（一定以上の所得のある方は異なります。）の自己負担や食費・居住費の負担が減免される場合があります。

### しゃかいふくし ほうじん りょうしゃ ふ たんけいげん 社会福祉法人による利用者負担軽減

経済的にお困りの方が、社会福祉法人が運営する施設等を利用される際に、利用者負担や食費・居住費について、その一部が軽減される場合があります。

軽減を受けるためには、利用先の社会福祉法人が軽減措置を実施している必要がありますので、お住まいの区の区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所保健福祉第一担当又は利用先の施設等にお問い合わせください。

対象となるサービス種類	軽減の対象となる利用者負担	対象者 ※軽減を行う社会福祉法人のサービス事業者からサービス提供を受ける方のうち、市民税世帯非課税の方で、次の①～⑤のすべてを満たす方
訪問介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、介護型ヘルプサービス	介護費	①年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。 ②預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。 ③日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。 ④負担能力のある親族等に扶養されていないこと。 ⑤介護保険料を滞納していないこと。
通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防型デイサービス	介護費、食費	
短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	介護費、食費、滞在費	
小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護	介護費、食費、宿泊費	
介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ※旧措置入所者として減免を受けている方を除く	介護費、食費、居住費	

※介護費の利用者負担、食費、居住費等の利用者負担を75%に軽減します（老齢福祉年金を受給されている方は50%）。  
 ※生活保護受給者は居住費（滞在費）が全額軽減されます。

### りょうりょう げんめん 利用料の減免について

災害や収入の著しい減少などの特別な理由により、利用料が一時的に払えないときは、減免される場合がありますので、お住まいの区の区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所保健福祉第一担当にご相談ください。

## ほけんりょう 保険料について

介護保険では、加入するすべての人に保険料を納めていただきます。保険料は、第1号被保険者と第2号被保険者とで、算定方法や納め方が異なります。

### ほけんりょう さんていほうほう おさ かた 保険料の算定方法と納め方

	第1号被保険者(65歳以上の方)	第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)
保険料	所得段階区分に応じて算定します。	加入している医療保険の算定方法に基づいて計算されます（給料・所得に応じて異なります。）。
保険料の納め方	<ul style="list-style-type: none"> <li>年額18万円以上の老齢・退職・障害・遺族年金を受給されている方（年度途中で65歳になられた方、京都市に転入された方などを除く。） ⇒年金からの引落とし（特別徴収）</li> <li>特別徴収以外の方 ⇒納期ごとに納付書や口座振替により納付（普通徴収）</li> </ul>	医療保険料として本人（国民健康保険加入者は世帯主）又は扶養者が納付  医療保険料＝医療保険分＋介護保険分 （詳しくは、加入されている医療保険の保険者にお問い合わせください。）

※保険料は、所得税や住民税の「社会保険料控除」の対象となります。

○第1号被保険者として保険料を納めるのはいつからですか？

65歳の誕生日の前日の属する月の分からです。  
 例えば 6月1日生まれの方 ⇒ 5月分から（実際に納めるのは翌6月から開始）  
 6月2日生まれの方 ⇒ 6月分から（実際に納めるのは翌7月から開始）

○年度の途中で65歳になったり、京都市に転入したときは？

年額18万円以上の老齢・退職・障害・遺族年金を受給されている方でも、当分の間は、「普通徴収」となります。「特別徴収」に変更になる場合、京都市から通知します。

○保険料は毎月納めるのですか？

・特別徴収の方 ⇒ 偶数月の年金支払分から、1回あたりおよそ2か月分を年金から引き落とします。  
 ・普通徴収の方 ⇒ 毎月納付していただきます。

○保険料の納期限を過ぎて納付するとどうなりますか？

納期限を過ぎて保険料を納付する場合、納期限内に納付した方との公平性を保つため、納期限の翌日から完納までの日数に応じて、延滞金を保険料に加算して納めていただく場合があります。

### りょう あんしん かくじつ こうぎふりかえ べんり ご利用ください! 安心して確実な口座振替が便利です。

普通徴収により金融機関又はゆうちょ銀行（及び郵便局）の窓口で納められている方は、毎月納付に行く必要もなく、納め忘れのない口座振替のご利用をお勧めします。

- 申込みは 取扱金融機関又はお近くのゆうちょ銀行（及び郵便局）の窓口でお申し込みください。
- 申込みに必要なものは
  - ①預金通帳又は貯金通帳
  - ②口座届出印
  - ③被保険者番号及び徴収番号がわかるもの（介護保険被保険者証や納入通知書など）
  - ④京都市介護保険料口座振替依頼書

第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料

毎年4月1日を基準日として、1年間(4月から翌年3月)の保険料を次の区分により算定します。

段階	対象者の所得金額等		保険料率 (基準額×料率)	保険料 (年額)
第1段階	・本人が生活保護を受給している場合 ・本人が老齢福祉年金を受給し、本人及びすべての世帯員が市民税非課税である場合		基準額 × 0.45	35,640円 (2,970円)
第2段階	本人及びすべての世帯員が市民税非課税の場合(本人が単身の場合を含む)	80万円以下	基準額 × 0.68	53,856円 (4,488円)
第3段階		80万円超 120万円以下		
第4段階		120万円超		
第5段階	本人が市民税非課税で世帯員の中に市民税(減免前)課税者がいる場合	80万円以下	基準額 × 0.9	71,280円 (5,940円)
第6段階		80万円超	<b>基準額</b>	<b>79,200円</b> (6,600円)
第7段階	本人が市民税(減免前)課税の場合	125万円以下	基準額 × 1.1	87,120円 (7,260円)
第8段階		125万円超 190万円未満	基準額 × 1.35	106,920円 (8,910円)
第9段階		190万円以上 400万円未満	基準額 × 1.6	126,720円 (10,560円)
第10段階		400万円以上 700万円未満	基準額 × 1.85	146,520円 (12,210円)
第11段階		700万円以上 1,000万円未満	基準額 × 2.1	166,320円 (13,860円)
		1,000万円以上	基準額 × 2.35	186,120円 (15,510円)

■課税・非課税は、京都市市税条例の減免規定の適用前で判断するため、市民税額が「0円」の方でも、課税として取り扱われる場合があります。

■実際に納めていただく介護保険料の年額は、10円未満の端数を切り捨てます。

■課税年金とは、老齢基礎年金、老齢厚生年金等の公的年金等です。

■\*合計所得金額は、長期・短期譲渡所得がある場合、特別控除額を控除した額です。

平成30年度から所得指標の見直しを実施され、平成30年度の市民税情報に基づいて決定する介護保険料から適用します。

■世帯員であるかどうかは、4月1日(年度途中で京都市の第1号被保険者となった時は、その日)時点の住民登録で判断します。

第1号被保険者の保険料は市町村の介護サービスの量で決まります。

平成30～32年度の京都市の保険料の基準額は、79,200円(月額6,600円)です。

\*平成30～32年度の3年間で、京都市全体に必要な介護保険サービスにかかる費用のうち、65歳以上の方の保険料で負担すべき分を、京都市内にお住まいの65歳以上の方の総数(保険料率で補正した人数)で割って算出しています。

\*3年ごとの介護保険事業計画の見直しに合わせて、保険料も見直します(次回は平成33～35年度)。

保険料の納付が困難な事情があるときは

次のような事情により、保険料の納付が困難になった場合には、保険料が減額又は免除される場合があります。減免を受けるには、申請書及び要件を確認できる書類を提出していただく必要があります。詳しくは、お住まいの区の区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所保健福祉第一担当にご相談ください。

火事・地震等の災害により著しく財産に損害を受けたとき

損害割合に基づく区分により、一定期間の保険料が免除されます。

必要な書類：り災証明書

刑事施設・労役場等に拘禁され、介護保険サービスを受けることができないとき

収監等の期間が2か月以上ある場合は、保険料が免除されます。

必要な書類：在所証明書・出所証明書等

主たる生計維持者が退職・休業したこと等により著しく所得が減少したとき

要件：(次の①、②両方の要件を満たす必要があります。)

- ①主たる生計維持者の所得の年間見込額が、退職・失業・入院・死亡・事業の休廃止などにより、前年所得の2分の1以下に減少していること
- ②収入減少後の世帯状況により推計した所得段階区分が、現在の所得段階区分より低くなること

減額の内容：現在の保険料額と新たに推計した保険料額との差額を減額します。

減額の適用：原則として申請のあった月から年度末まで。

必要な書類：(1)収入減少の原因がわかるもの  
(2)直近3か月の収入のわかるもの

経常的な低所得により保険料を納付することが困難であると認められるとき

**要件:** 下表の要件1,2の両方を満たす方がそれぞれ表示の内容の減額を受けられます。

要件1(※)	要件2	減額内容
保険料の所得段階区分が第1～3段階の方(生活保護受給者は除く。)で、世帯全員の前年の収入の合計額が次の額以下であること ●1人世帯:60万円 (世帯員が1人増えるごとに24万円を加算した額)	次の①～④をすべて満たす方 ①世帯の預貯金等(生命保険を除く。)の合計額が次の額以下であること ●1人世帯:240万円 (世帯員が1人増えるごとに96万円を加算した額)	介護保険料の基準額×0.21に減額
保険料の所得段階区分が第1～3段階の方(生活保護受給者は除く。)で、世帯全員の前年の収入の合計額が次の額の範囲であること ●1人世帯:60万円超80万円以下 (世帯員が1人増えるごとに32万円を加算した額)	②居住用以外の土地及び家屋を保有していないこと	介護保険料の基準額×0.42に減額
保険料の所得段階区分が第2、第3段階の方で、世帯全員の前年の収入の合計額が次の額の範囲であること ●1人世帯:80万円超120万円以下 (世帯員が1人増えるごとに48万円を加算した額)	③他の世帯に属する者の所得税・市町村民税の扶養親族になっていないこと ④他の世帯に属する者の医療保険の被扶養者になっていないこと	介護保険料の基準額×0.5に減額

※要件1の収入には、非課税の老齢福祉年金、遺族年金、障害年金、雇用保険、高齢外国籍市民福祉給付金、仕送り等あらゆる種類の収入を含みます。

**減額の期間:** 原則として申請のあった月から年度末まで。

**必要な書類:** 上記要件を確認できる世帯全員分の書類(年金の源泉徴収票・給与の源泉徴収票・確定申告書の控え・年金振込通知書・給与明細書等、預貯金の通帳等、医療保険証)

ほけんりょう おさ  
保険料を納めないでいると

特別な事情もなく保険料を滞納していると、次のような措置があります。

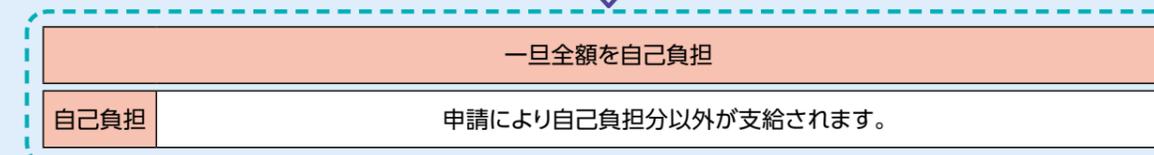
保険料を滞納してから1年以上経過してしまったとき

介護保険で利用された介護サービスの費用の全額を利用者が一旦自己負担し、区役所・支所(京北出張所管内にお住まいの方は京北出張所)で支給申請をしていただいたうえで、自己負担分を除いた介護保険給付額をお返しする支払い方法に変更します。

【通常の支払方法】

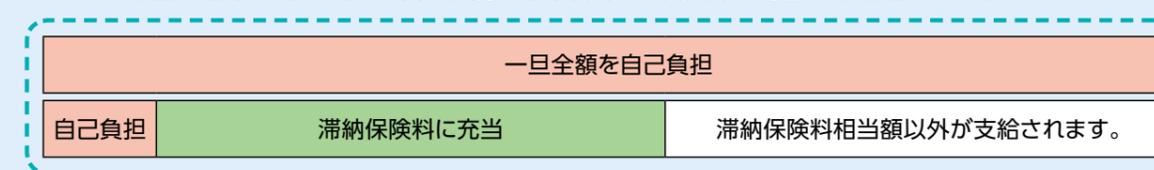


↓ 支払方法の変更



保険料を滞納してから1年6か月以上経過してしまったとき

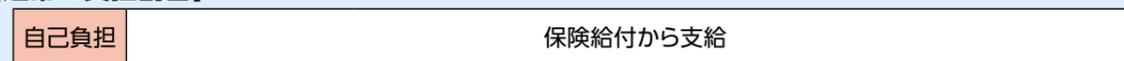
介護保険で利用された介護サービスの費用の全額を利用者が一旦自己負担し、支給申請後も保険給付が一時差し止めとなったり、なお滞納が続くと滞納分の保険料に充当することがあります。



保険料を滞納してから2年以上経過してしまったとき

保険料には時効(2年)があり、その期間を過ぎると納付することができなくなります。時効となった期間等に応じて、自己負担割合が3割(平成30年8月以降は、元の利用者負担割合が3割の被保険者は4割)に引き上げられるほか、高額介護サービス費等(44ページ参照)が支給されなくなります。

【通常の負担割合】



↓ 自己負担割合の変更



差押え等の滞納処分

納期限が過ぎた保険料に対しては、納期限経過後に督促状を送付します。督促状を受け取ってなお納付されない場合は、差押え等の滞納処分を行うことがあります。

介護保険サービスを上手に利用するためには、納得できる事業者を選ぶことが必要になります。よく説明を受けて、納得できる事業者を選びましょう。

ていきょう じぎょうしゃ けいやく  
**サービス提供事業者との契約のチェックポイントは？**

介護保険サービス(介護予防・生活支援サービスを含む)を利用するには、サービス提供事業者との契約が必要です。契約上のトラブルを防止するために、わからないところ、疑問に思うことは、どんなことでもあらかじめ十分に尋ね、契約は書面で行いましょう。

- 職員の対応や身だしなみは、適切ですか？
- 「重要事項説明書」を受け取り、くわしく説明を受けましたか？

**「重要事項説明書」とは**

各事業者が、サービスを提供するにあたり利用者に交付することが義務付けられているものです。契約に際しては、サービスの内容や利用者の負担額、実費負担額(日常生活に要する費用等)などの利用料について「重要事項説明書」を受け取り、十分に説明を受けてから同意する必要があります。

- 事業所は都道府県又は市町村の指定を受けていますか？
- ホームヘルパーなど直接介護してくれる人は、資格を持っていますか？
- サービスの内容はよくわかりましたか？
  - \*サービスの内容はあなたの希望を踏まえたものですか？
  - \*サービスの回数や曜日などは、ハッキリしていますか？
  - \*不要なサービスを強要されていませんか？
- 料金のしくみは、わかりやすく書いてありますか？
  - \*保険給付の対象となるサービスの利用料について
  - \*保険給付の対象とならないサービスの利用料について(全額自己負担)
  - \*体調不良などの理由でキャンセルした場合の取扱いについて
- 契約する事業者には、苦情受付の窓口はありますか？
- サービスの内容や直接介護してくれる人の変更はできますか？
- 事業者は、賠償保険に入っていますか？
- 契約を解約する場合のことが書いてありますか？

じゅうたくかいしゅう  
**住宅改修について**



**介護保険を利用して行う住宅改修の悪質業者によるトラブルには十分注意してください。**

**たとえば、こんな業者には要注意!**

- 「役所、ケアマネジャーの紹介で…」とウソを言って近づく。
- 「家を無料点検中」「家が壊れますよ」などと言って訪れ、点検後、本来必要ない工事の契約を迫る。
- 依頼者の希望を聞かず、一方的に話を進めてしまう。

介護保険を利用して住宅改修をするときには、必ず事前に担当のケアマネジャー又はお住まいの学区担当の高齢サポート(地域包括支援センター)やお住まいの区の区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所保健福祉第一担当にご相談ください。

じぎょうしゃ えら さんこう じょうほう  
**事業者を選ぶときの参考となる情報はありますか？**

○事業者情報は、下記にてご覧いただけます(各ホームページアドレスは裏表紙をご覧ください。)

京都市発行の冊子「介護保険事業所情報エリアマップ」	区ごとに地図情報と事業所情報を掲載。区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北出張所保健福祉第一担当で配布しています。
ホームページ「京都府高齢者情報相談センター」の介護保険指定事業者検索	サービスごと、地域ごとに検索することができます。
介護サービス情報の公表	介護サービス情報公表システムのホームページから閲覧できます。 <a href="http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/26/index.php">http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/26/index.php</a>
介護サービスの第三者評価	京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構のホームページから閲覧できます。 <a href="http://kyoto-hyoka.jp/">http://kyoto-hyoka.jp/</a>

**介護の現場では～身体拘束のないケアの実現に向けて～**

平成12年4月に介護保険制度がスタートしてから、介護保険施設での身体拘束が禁止されています。

**Q1 なぜ、身体拘束は廃止しなければならないのでしょうか？**

A1 身体拘束は人権擁護の面で問題です。また、身体拘束を行うことにより、ますます本人の体力が衰え認知症も進み、その結果さらに拘束を必要とすることになるという「悪循環」を生じてしまうのです。

**Q2 身体拘束は安全確保のためにやむをえないのでしょうか？**

A2 「本人の安全確保」や「スタッフ不足」のため、身体拘束はやむを得ないといった考え方は、多くの介護現場での実践の積み重ねにより、誤解を含んだものであることが明らかになっています。身体拘束廃止の取組は、介護全体の質の向上や生活環境の改善のきっかけとなるものなのです。

**Q3 身体拘束についての相談窓口はありますか？**

A3 ○京都府に、身体拘束に関する相談窓口が設置されています。

**相談専用電話(京都府高齢者支援課内)**

**075-414-4590**(月～金曜日、9時～17時。休所日:土・日・祝・年末年始(12月29日～1月3日))

○長寿すこやかセンターには、高齢者の権利擁護に関する相談窓口があります。

**長寿すこやかセンター「高齢者110番」075-354-8110**

(月～土曜日、9時～21時30分/日・祝日、9時～17時。

休所日:各月第3火曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始(12月29日～1月4日))

安全のためやむを得ないと思っても、誰もが自分や自分の家族が身体拘束を受けたいと望んでいるわけではありません。利用者やその家族が「身体拘束はしてほしくない」と意思表示することが、身体拘束廃止の取組を進める大きな力になるのです。

かいご そうだんいん は けんじ ぎょう  
介護相談員派遣事業とはどのような事業ですか?

介護相談員派遣事業は、「介護相談員」が介護サービスを提供している施設等を訪問し、利用者や家族から介護サービスに関する疑問や困りごとなどを聴き、サービスを提供している施設等との橋渡しや、利用者等が自ら思いを伝えられるよう支援する事業です。

平成15年4月から、介護保険施設等の「人員、設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)」において、施設等は介護相談員の積極的な受入れに努めるよう規定されています。

この事業は、課題や問題等が生じてからの苦情解決ではなく、利用者や家族の権利擁護の観点から、苦情に至る事態を未然に防止し、日常的な疑問や困りごとなどに対応して改善の途を探ることで、介護サービスの質的な向上を図ることを目的としています。

かいご そうだんいん ひと  
介護相談員にはどのような人がなっているのですか?

介護相談員は、介護サービスを利用する市民と同じ目線に立つことが大切であることから、市民参加型の取組として、高齢者保健福祉に関心を持つ市民の方に活動していただいています。

また、介護相談員は、利用者等から直接相談を受け、プライバシーに係る内容について知り得る立場にあります。そのため、「京都市介護相談員派遣事業実施要綱」において、守秘義務の遵守について規定しており、活動の前に守秘義務に係る宣誓書を提出していただいています。

かいご そうだんいん は けんじ ぎょう  
介護相談員派遣事業ではどのような相談ができますか?

介護相談員がお聞きする相談内容は、①利用者等の情報不足、誤解・勘違いによるもの、②利用者個人の嗜好、選択に関わるもの、③介護の内容に関わるものです。

家族問題等の相談や、車いすへの移乗、食事の介助など「介護」にあたる行為、利用者同士のトラブルの仲裁等は行いません。

かいご そうだんいん は けんじ せつ  
介護相談員派遣施設【平成30年2月現在】

介護老人福祉施設	介護老人福祉施設 きよみず苑
	地域密着型特別養護老人ホーム メルシーうづまさ
	特別養護老人ホーム向島美郷
	特別養護老人ホーム 深草しみずの里
介護老人保健施設	小規模特別養護老人ホーム「ヴェルデ上賀茂」
	介護老人保健施設 マムクオーレ
	介護老人保健施設 マムクオーレⅡ
	えくせれんと聚楽第
認知症対応型共同生活介護	グループホーム カレンしもがも
	えくせれんと東山
	グループホーム 藤城の家
	グループホーム 宝生苑
小規模多機能型居宅介護	パナソニック エイジフリーケアセンター 京都山科新十条・小規模多機能
	嵐山寮小規模多機能施設 ひろさわ

かいご そうだんいん にち かつどう  
介護相談員の1日の活動

時間	活動状況等
(午後)2時頃	介護保険施設等を訪問。活動開始。
2時~3時半	利用者から話を聴く。 ●Aさんから若い頃の話をお聴き。「施設は良くしてくれていて何も言うことはない。」と話されていた。 ●Bさんと話をします。話の中で「ベランダで植物を育てたい。」と希望されている。 ●Cさんと話をします。活動を始めた頃は、話をしてもらえなかったが、何回も訪問するうちに打ち解けてきて、最近では「また来てね。」と言われる。Cさんから「もっと外出したい。」との希望を聞く。
3時半~	施設の介護相談員担当者と面談し、Bさん、Cさんの希望と食事時間中に気づいたDさんの机の高さのことを伝える。 施設担当者から次のように聞く。 ●Bさんの希望については、早速ベランダにプランターを置いて植物を育てられるようにしますとのこと。 ●Cさんの希望については、利用者が外出する際には、どうしても職員の見守りが必要なので、さらに外出を増やすのは今のところ難しいとのこと。 ●Dさんの机の高さについては、施設担当者も確かめてみますとのこと。
4時頃	施設担当者と次回の活動日を調整し、その日の活動終了。 帰宅後、活動記録表に1日の活動内容を記録。

利用者の気持ちに寄り添って話を聴くことを心がけています

利用者のプライバシーに十分配慮します

そうだん じれい  
相談事例

相談内容	相談員の対応や施設等からの説明等
<p>●利用者からの相談</p> <p>2階で男性利用者さんと毎日の暮らしについて会話をした。「毎日、退屈で将棋をしたいが相手がいない。」とおっしゃっていた。その後、3階で別の男性利用者さんとの会話で、この方も将棋が好きだとわかった。「相手をしてくれる人がいるならしたい。」とのこと。</p>	<p>■介護相談員の対応</p> <p>施設に、お二人で将棋ができないか提案した。</p> <p>▶施設の対応</p> <p>施設の担当者は、よくお相手を見つけてくださったと喜ばれていた。お二人(利用者さん)に声かけして下さるとのこと。</p>
<p>■相談員による気づき</p> <p>最近ジグソーパズルを始められた男性利用者さんから話を聞いた。絵柄について話が及ぶと家族写真を指差された。最近お父さんが亡くなられたらしい。写真に写る木とパズルの絵柄の木は似ている。亡き父の思い出をパズルに重ねられておられるのかもかもしれない。パズルの台が低いように感じられたため、「台を高くしてもらいますか」と言うと、「高くして欲しい」と希望された。</p>	<p>■介護相談員の対応</p> <p>左記の内容を職員に伝え、そういった心情に配慮して見守ってほしい旨も事業所へ依頼した。</p> <p>▶事業所の対応</p> <p>「わかりました。」とのこと。</p>

## くじょうそうだんまどぐち 苦情相談窓口は？

介護保険について、困ったことや相談したいことがあるときは、身近な窓口へご相談ください。  
サービス内容への苦情については、サービス事業者自身も適切な対応をすることになっています。

### ●区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北出張所保健福祉第一担当

(電話番号は92・93ページをご覧ください。)

- ・介護保険制度全般についての相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。
- ・サービス内容への苦情については、事業者を確認・調査し、今後のサービスの改善に向けた指導・助言を行っています。

### ●京都府国民健康保険団体連合会

- ・サービス内容について苦情があるときは、京都府国民健康保険団体連合会へ申し立てることができます。利用者や家族からの苦情申立に基づき、事業者のサービスの質の向上等を目的として、個別の案件について調査・指導・助言を行います。
- ・苦情申立書は、区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所保健福祉第一担当にも備え付けています。  
〒600-8411 京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町620 COCON 烏丸内  
TEL 075-354-9090 FAX 075-354-9055

### ●京都府介護保険審査会

- ・京都市(保険者)が行った要介護認定に関する処分や保険料の賦課・徴収などに関する処分について不服があるときは、京都府に設置された京都府介護保険審査会に審査請求することができます。
- ・審査請求は、要介護認定の結果通知など処分の内容を知った日の翌日から3か月以内に行う必要があります。
- ・手続は、お住まいの区の区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所保健福祉第一担当でも行うことができます。

## 介護保険以外 の高齢者保健 福祉サービス

介護保険以外の  
サービスで  
高齢者を支えます。

高齢者一人ひとりが、自らの意思に基づき、住み慣れた地域で、互いに支え合い、いきいきと健やかに暮らせるよう、地域支援事業(一般介護予防事業)をはじめ、様々な事業を推進するとともに、地域における自主的な健康づくりや社会参加を支援しています。また、高齢者に対しては介護にとどまらず生活全般にわたる支援が必要となっています。このため、地域全体で支え合い、安心して暮らすことのできるまちの実現をめざします。

## 1 介護が必要とならないために(介護予防)

一般介護予防事業は、介護を必要としないように、元気なうちから予防しようとするものです。市内在住の65歳以上の方を対象として、地域において自立した生活を継続できるよう支援します。

### ① 介護予防のための教室や相談会

#### ■ 地域介護予防推進センターで実施しているもの

内 容	地域介護予防推進センターの職員が、地域の身近な場所に出張して介護予防に関する知識の普及啓発を行います。また、運動機能向上や低栄養改善、口腔機能向上などのプログラムを体験し、介護予防の大切さを実感していただける教室の開催も行っています。
利用料金	無料(ただし実費相当分の負担があります。)
お問い合わせ	各地域介護予防推進センター(所在地、担当地域、電話番号、FAX番号は95ページをご覧ください。)

#### ■ 口腔機能相談(成人・妊婦歯科相談)

内 容	歯や口の疾患やお口の機能の低下は、「食べる」「話す」などの機能低下につながります。歯科医師・歯科衛生士が歯科健診・歯科保健指導を行うとともに、お口の機能の維持に関する助言及び指導を実施しています。
利用料金	無料(実施日の受付時間にお越しください。)
実施場所	各区役所・支所健康長寿推進課健康長寿推進担当
お問い合わせ	各区役所・支所健康長寿推進課健康長寿推進担当(電話番号は92・93ページをご覧ください。)

#### ■ 食事と健口でフレイル予防教室(1コース全3回)

内 容	フレイル(筋力や心身の活力が低下した状態)についての正しい知識や、フレイル予防のための栄養、口腔機能、運動について学ぶ教室です。
利用料金	1,000円(調理実習実費相当分)
実施場所	京都市健康増進センター(ヘルスピア21)
お問い合わせ	京都市健康増進センター(ヘルスピア21) 電話662-1300(フリーダイヤル0120-21-3356)

#### ■ いきいきシニアの食事バランス教室(1コース全6回)

内 容	メタボリックシンドローム等の生活習慣病を予防し、健康寿命を延伸するための望ましい食生活と運動を学ぶ教室です。
利用料金	1,000円(調理実習実費相当分)
実施場所	京都市健康増進センター(ヘルスピア21)
お問い合わせ	京都市健康増進センター(ヘルスピア21) 電話662-1300(フリーダイヤル0120-21-3356)

#### ■ シニア栄養相談(各教室1コース全4回)

内 容	生活習慣病などを予防するため、食事や運動等の正しい生活習慣について学ぶ教室です。 【減塩大作戦! 教室】 高血圧、動脈硬化の予防 【防げ糖尿病大作戦! 教室】 糖尿病や境界型糖尿病の悪化の予防 【食事と運動で「貯筋」教室】 ロコモティブシンドロームの予防
利用料金	1,000円(調理実習実費相当分)
実施場所	京都市健康増進センター(ヘルスピア21)
お問い合わせ	京都市健康増進センター(ヘルスピア21) 電話662-1300(フリーダイヤル0120-21-3356)

#### ■ シニアのお手軽クッキング教室(1コース全4回)

内 容	栄養状態の悪化を防ぐための、栄養バランスのよい献立と調理方法について学ぶ教室です。
利用料金	2,000円(調理実習実費相当分)
実施場所	京都市健康増進センター(ヘルスピア21)
お問い合わせ	京都市健康増進センター(ヘルスピア21) 電話662-1300(フリーダイヤル0120-21-3356)

#### ■ いきいき筋力トレーニング教室(通所型)

内 容	市内7箇所の運動施設で高齢者向けの教室(健康づくりに関する運動プログラム)を実施しています。また、2箇所の施設で油圧式マシンを使用した「いきいきマシン筋トレ教室」を別途開催しています。
利用料金	「いきいき筋力トレーニング教室(基本)」 (週1回×4回コース) 2,000円 「いきいき筋力トレーニング教室(マシン)」 (週1回×4回コース) 2,800円
お問い合わせ	保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課 電話222-3419

#### ■ いきいき筋力トレーニング(出張型)

内 容	運動の専門家(健康運動指導士等)が地域へ出張し、高齢者に対して健康づくりに関する講話と運動プログラム(筋力トレーニングやロコモ予防トレーニングなど)を提供します。1グループにつき1回のみ開催です。
対象者	65歳以上の方を含む5人以上のグループ
利用料金	無料。 ※会場は申込者で確保してください。
お問い合わせ	保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課 電話222-3419

#### ■ 健康すこやか学級

内 容	学校の余裕教室などを活用した施設等で、おおむね月1回約2時間程度、介護予防に資する活動や健康状態の確認、レクリエーション等のサービスを提供することにより、要支援又は要介護状態への進行を予防するとともに、社会参加の促進や閉じこもりの防止を図り、長く住み慣れた地域で生活していただけるよう支援します。
利用できるのは	おおむね65歳以上の方で、介護保険の要介護認定で非該当(自立)とされた方など
利用料金	無料。ただし、昼食などの実費相当分の負担があります。
お問い合わせ	各区社会福祉協議会(電話番号は96ページをご覧ください。)

#### ■ すこやか講座

内 容	「すこやか体操」を行うことで、体を動かすことの楽しさを実感するとともに、筋力や関節を伸ばすことにより、転倒予防や介護予防につながるすこやか講座を開催します。
利用料金	無料(ただし実費相当分の負担があります。)
お問い合わせ	長寿すこやかセンター 電話354-8741

### ② 地域での自主的な介護予防活動の支援

#### ■ 地域介護予防推進センターで実施しているもの

内 容	身近な地域で自主的に介護予防に取り組んでみたい方には、地域介護予防推進センターが相談に応じ一緒にその方法を考え、活動できるよう指導や助言を行います。
お問い合わせ	各地域介護予防推進センター(所在地、担当地域、電話番号、FAX番号は95ページをご覧ください。)

## ■京都市いきいき筋トレボランティア養成講座

内 容	「京(今日)から始めるいきいき筋力トレーニング」、「京ロコステップ+10」や、介護予防に関する知識の普及推進を地域において実践するボランティアを養成します。
受講できるのは	地域において筋力トレーニング普及推進活動ができる中高年の方
利用料金	無料
お問い合わせ	京都市健康増進センター(ヘルスピア21) 電話662-1300(フリーダイヤル0120-21-3356)

## ③その他(住宅改修費補助)

### ■京都市介護予防安心住まい推進事業

内 容	要支援又は要介護状態となるおそれのある高齢者の生活機能の維持向上や転倒事故防止のため、住宅改修に要する費用の一部を助成することで、高齢者の福祉の増進を図ります。	
対 象 者	65歳以上で、次の全てに該当する方 ①市民税非課税世帯に属する方 ②要支援・要介護認定の結果が非該当であった方 ③「基本チェックリスト」で運動器の機能低下のおそれがあると判定され、事業対象者になった方 ④高齢サポートが行うアセスメントの結果、生活機能の維持向上や転倒予防のために、住宅改修が必要と認められる方	
対象となる住宅改修	◆手すりの取付け ◆段差の解消 ◆滑り防止や円滑に移動するためなどの床又は通路面の材料の変更	◆引き戸などへの扉の取替え ◆洋式便器などへの便器の取替え ◆その他上記の工事に伴って必要な工事
助成費用	住宅改修に要する費用の2/3の費用を助成します。 ※助成額上限16万円	
お問い合わせ	各高齢サポート(地域包括支援センター) (所在地、担当地域、電話番号、FAX番号は94・95ページをご覧ください。)	

## 地域介護予防推進センターとは

高齢者の皆様が、介護を必要とせずいつまでも元気に暮らせるよう、地域における介護予防の拠点として、京都市が市内12箇所で委託運営している機関です。  
地域の身近な会場で専門のスタッフの指導による介護予防プログラムを提供するほか、介護予防に関する普及啓発や、地域での自主的な介護予防に関する活動の支援をしています。



## 2 疾病の予防と健康づくり

### 地域における健康づくり(健康教室)・健康づくりサポーターによる活動・がん検診

自分の健康を自分で守るため、健康教育・相談・検診を受けましょう。

**健康教室** 健康づくりを通じて、市民の社会参加や市民同士のつながりを促進し、市民や民間団体等が周りの市民への働きかけ等を行うことにより、地域の皆様の主体的な健康づくり活動を支援します。また、健康管理についてのご相談があれば、健康長寿推進課に事前にご予約のうえ、ご相談ください。

**健康づくりサポーターによる活動** 各区で、地域の健康づくりに主体的に取り組むボランティア「健康づくりサポーター」による、公園体操やウォーキング、健康情報の普及啓発など様々な活動を実施しています。皆様も是非ご参加ください。

**がん検診** がんを早期発見し、早期に治療するために、特定健診等の集団健診会場、保健福祉センター及び医療機関で各種がん検診を行っています。

ご相談・お申込みは…

各区役所・支所健康長寿推進課健康長寿推進担当  
……………(電話番号は92・93ページをご覧ください。)

## 京都市が実施しているがん検診

本市では下表のとおり、がん検診を実施しています。ぜひ受診しましょう!  
※身体の状態によっては受診いただけない検診もあります(ペースメーカーを装着されている方へのエックス線検査等)。

検診名	対象年齢(注1)	受診間隔(注2)	検査方法	受診料金(注3)
肺がん検診	40歳以上	1年に1回	胸部エックス線検査 喀痰検査(問診の結果、必要な方のみ)	無料 (喀痰検査は1,000円)
大腸がん検診	40歳以上	1年に1回	便潜血検査(2日分の検便)	300円
胃がん検診	50歳以上	2年に1回	胃部エックス線検査	1,000円
			胃内視鏡検査	3,000円
胃がんリスク層別化検診	40,45,50,55,60,65歳	左記対象年齢を通じて1回のみ	血液検査(ABC検診)	500円
子宮頸がん検診	20歳以上(女性)	2年に1回	子宮頸部細胞診 ※体部の検診は実施していません。	1,000円
乳がん検診	30歳以上(女性)	2年に1回	【30歳代】エコー検査 【40歳以上】マンモグラフィ検査 ※平成30年4月1日から視触診を廃止しています。	1,300円
前立腺がん検診	50歳以上(男性)	2年に1回	血液検査(PSA検査)	1,500円

注1:市内に住居登録のある方が対象です。対象年齢は受診する年の12月31日時点で判定します。  
注2:受診間隔が2年に1回の検診は、受診する年の12月31日時点で偶数年齢の方が対象です。ただし、奇数年齢の方でも前年に本市のがん検診を受診していなければ受診可能です。  
注3:70歳以上の方(保険証等の年齢を確認できる書類の提示が必要です。)等については、受診料金が無料となります。

## 歯周疾患予防健診

65歳以上の約7割の方が歯周病(歯周疾患)であると言われています。歯周病が進行すると歯がぐらついたり、食べる・話すなどのお口の機能の低下につながります。歯周病の早期発見と予防のために、歯科健診と保健指導を行います。

**内容** は 指定医療機関において、問診、歯科医師による歯周病やむし歯などの診査、健診結果に基づく口腔保健指導を行います。

※エックス線検査は行いません。

**利用できるのは** 市内にお住まいの満40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳及び70歳の方  
・健康保険証など年齢の確認できるものをお持ちください。  
・指定医療機関に日時などをご確認のうえ受診してください(要予約)。

※指定医療機関は、各区役所・支所健康長寿推進課までお問い合わせください。

**利用料金** 500円 ※福祉医療を受給されている方等については、費用が免除されます。

ご相談・お問い合わせは…

各区役所・支所健康長寿推進課健康長寿推進担当  
……………(電話番号は92・93ページをご覧ください。)

## 感染症予防について

感染症の予防、早期発見につなげるため、次のとおり検査や予防接種を実施しております。

### ○各種検査

検査名	対象者	実施場所	実施日時
胸部(結核)検診	15歳以上(※1)	各区役所・支所(医療衛生コーナー)	定期的に実施(※2)
肝炎ウイルス(B型・C型)検査	全ての京都市民の方	①下京区役所1階(医療衛生コーナー)(北側入口) ②協力医療機関(※3)	①月・金 13時半～15時 火・水 9時～10時半 ②医療機関により異なる

※1 65歳以上の方は、感染症法により、年1回の結核検診を受けることが義務付けられています。

※2 実施日は各区役所・支所(医療衛生コーナー)により異なりますので、直接お問い合わせください。

※3 協力医療機関は京都市情報館で「肝炎ウイルス検査」で検索いただくか、京都いつでもコールにお問い合わせください。検査を受ける際には、各医療機関に直接ご予約ください。

### ○高齢者予防接種

種類	対象者	実施場所	実施日時	接種料金(※2)
肺炎球菌(※1)	平成30年4月2日から平成31年4月1日までの間に次のいずれかに該当する方 ①65、70、75、80、85、90、95、100歳の誕生日を迎える方 ②60～64歳の誕生日を迎える方で一定の障害のある方	協力医療機関(※3)	通年	4,000円
インフルエンザ	接種日現在 ①65歳以上の方 ②60～64歳で一定の障害のある方	協力医療機関(※3)	10月中旬～1月末	2,000円

※1 過去に肺炎球菌ワクチン(23価:ニューモバックスNP)を接種された方は対象外です。

※2 市民税非課税等の方につきましては、軽減措置があります。

※3 協力医療機関は京都市情報館で「高齢者肺炎球菌」又は「高齢者インフルエンザ」で検索いただくか、京都いつでもコールにお問い合わせください。予防接種を受ける際には、各協力機関に直接ご予約ください。

お問い合わせは…

京都いつでもコール …………… 661-3755  
医療衛生推進室健康安全課…………… 222-4421

## 各種健康診査について

### ○特定健康診査・後期高齢者健康診査・健康診査

健康寿命を延ばすために、年に一度、以下の健診を受けて体の状態を認識し、生活改善に役立てましょう。

**内容** は 問診、身体計測、診察、血圧測定、血液検査、尿検査、心電図検査(65歳以上:全員、64歳以下:必要と判断された方)等

**利用できるのは** 特定健康診査:京都市国民健康保険にご加入の40歳～74歳の方  
後期高齢者健康診査:後期高齢者医療の被保険者の方  
健康診査:生活保護等を受給されている方

**受診料金は** 40～64歳の方:500円、65歳以上及び生活保護等受給の方:無料

### ○【新規】75歳お口の健診(後期高齢者歯科健康診査) ※平成30年夏頃実施予定

受診いただくことで、口腔機能(飲み込む力など)低下の早期発見や誤嚥性肺炎等の疾病予防につながります。

**内容** は 実施医療機関において、口腔機能のチェックを含む歯科健康診査及び保健指導を行います。

**利用できるのは** 京都市内にお住まいの満75歳の方  
・後期高齢者医療被保険者証又は生活保護受給等証明書をご持参ください。  
・実施医療機関に日時などをご確認のうえ受診してください(要予約)。  
※実施医療機関は、保健福祉局保険年金課特定健診担当までお問い合わせください。

**受診料金は** 無料(1回限り)

## はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業について

### ○はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業

高齢者の健康の保持・増進を目的として、はり・きゅう・マッサージ施術費の一部を助成しています。

**内容** は 健康増進を目的として、はり・きゅう・マッサージの施術を受けられた際の施術費の支払いに使用できる施術補助(割引)券を交付します。  
補助券は1枚1,000円相当で、1人につき4枚交付します。

**利用できるのは** 京都市内にお住まいの満75歳以上の方。

※保険診療による治療を目的とした施術には利用できません。ご注意ください。

**申込方法は** 12月から翌年2月が次年度(4月から翌年3月)の補助券の申込期間です。  
はがきに必要事項(郵便番号、住所、氏名(フリガナ)、生年月日、電話番号)を記入のうえ、申込期間内(12～2月)に保険年金課特定健診担当までお申し込みください。

お問い合わせは…

保健福祉局保険年金課特定健診担当 …………… 213-5862

# ひとり暮らしあるいは寝たきりや認知症の高齢者が いらっしゃる世帯へのサービス

## 日常生活用具

火災などの心配をなくするために、日常生活用具を給付します。

**内容** は ひとり暮らしや高齢者だけの世帯で、介護保険の要介護認定で要支援又は要介護と認定された方や、認知症の高齢者などの生活の安全のために、自動消火器、電磁調理器を給付します。

**利用できるのは** おおむね65歳以上(40～64歳で介護保険法に規定する特定疾病による障害のある方を含む)で日常生活に支障のあるひとり暮らし(昼間独居を含む)の高齢者などで生活保護を受給されている方又は市民税非課税世帯に属している方

- 自動消火器:火災の際に機敏な行動をとることが困難な方が対象です。
- 電磁調理器:認知症等のため電磁調理器以外の調理器を利用した場合火災を発生させるおそれのある方が対象です。

**利用料金は** 無料  
(平成30年4月1日現在)

ひとり暮らしやお体の状況により日常生活に支障のある高齢者にはこんな用具が

- 自動消火器:温度の上昇により消火液を噴き出します。
- 電磁調理器:火を使わずに調理できます。

※イラストは自動消火器・電磁調理器の参考例です。



ご相談・お申込みは…

各区役所・支所健康長寿推進課健康長寿推進担当又は京北出張所保健福祉第一担当  
……………(電話番号は92・93ページをご覧ください。)  
各高齢サポート(地域包括支援センター) ……(電話番号は94・95ページをご覧ください。)

## 配食サービス

栄養のバランスがとれた昼食をお届けします。

**内容** は 身体状況などにより食事を作ることが困難な高齢者に、栄養のバランスがとれた昼食をお届けし、併せて安否確認を行います。(月曜日～日曜日)

※土・日の配食については、各事業者により異なります。

**利用できるのは** 60歳以上のひとり暮らしや高齢者だけの家庭で、介護保険の要介護認定で要支援又は要介護と認定された方のうち、身体状況などにより自ら買物、調理をするのが困難な方など

※要支援、要介護認定を受けておられない方は、お近くの高齢サポートで介護保険の一次判定に相当する調査を受けていただく制度がありますので、ご相談ください。

**利用料金は** 1食あたり500円まで(各事業者により異なります)  
(平成30年4月1日現在)

※配食サービスの詳細や実施施設については、ご相談ください。

※担当のケアマネジャーがおられる方は、担当のケアマネジャーにご相談のうえ、お申し込みください。

ご相談は…

京都市社会福祉協議会 …………… 354-8740  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課 …………… 213-5871

## あんしんネット119(緊急通報システム)

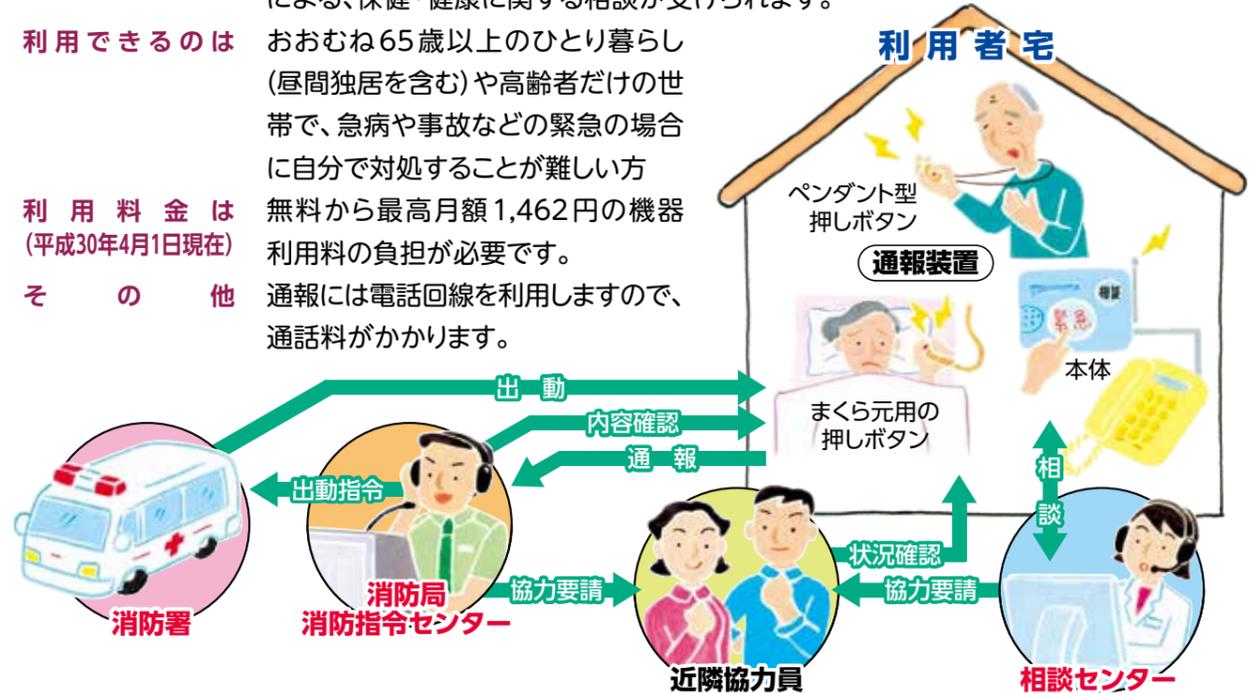
急な病気や事故のときには、あんしんネット119で安心です。

**内容** は 急にからだの具合が悪くなったり、火災などの突発的な事故などがあった場合、通報装置(本体、ペンダント型、まくら元用)の緊急ボタンを押すと消防局指令センターに通報され、救急車やあらかじめ登録している近所の協力員が駆け付けます。また、相談ボタンを押すと自動的に相談センターに繋がり、常駐する専門の相談員による、保健・健康に関する相談が受けられます。

**利用できるのは** おおむね65歳以上のひとり暮らし(昼間独居を含む)や高齢者だけの世帯で、急病や事故などの緊急の場合に自分で対処することが難しい方

**利用料金は** 無料から最高月額1,462円の機器  
(平成30年4月1日現在) 利用料の負担が必要です。

**その他** 通報には電話回線を利用しますので、通話料がかかります。



ご相談・お申込みは…

各区役所・支所健康長寿推進課健康長寿推進担当又は京北出張所保健福祉第一担当  
……………(電話番号は92・93ページをご覧ください。)  
各高齢サポート(地域包括支援センター) ……(電話番号は94・95ページをご覧ください。)

## ごみ収集福祉サービス(まごころ収集)

**内容** は ごみ出しが困難な方への生活支援として、自宅の玄関先までごみの回収に伺います。また、ごみが排出されていない場合は、登録された連絡先へ電話するなど、安否確認を行います。

**利用できるのは** (全ての項目に該当)  
・介護保険サービス(介護予防・生活支援サービスを含む)又は障害福祉サービスを利用し、かつホームヘルプサービスを利用していること

- ・本人、親族又は近隣者が所定の場所に定期収集ごみを持ち出すことが困難な世帯
- ・障害のある方、65歳以上の方又は同様の方のみで同居している世帯

お問い合わせは…

環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課 …………… 213-4960

かぞくかいごようひん  
**家族介護用品**

**内容** は 在宅で寝たきりや認知症の高齢者を介護されている家族の方などに、介護保険の給付対象外であるおむつやその他の介護用品と交換できる給付券を交付します。

※申請の時期により、交付する給付券枚数は変わります。  
 ※給付券で交換できるおむつ等の介護用品については、本市指定登録事業者が取り扱う本市指定介護用品に限ります。量販店等の店頭商品との引換えはできません。

**利用できるのは** 介護保険の要介護認定で要介護4～5と認定された方で市民税非課税世帯に属する在宅の65歳以上の高齢者を介護されている家族の方など

- 給付品目** は
- |              |            |
|--------------|------------|
| ○紙おむつ        | ○介護ねまき     |
| ○尿取りパッド      | ○食事用エプロン   |
| ○おむつカバー      | ○食事補助具     |
| ○失禁シーツ・介護シーツ | ○介護用肌着     |
| ○使い捨て手袋      | ○尿器        |
| ○清拭剤         | ○ドライシャンプー  |
| ○口腔ケア用品      | ○消臭剤       |
| ○ホルダーパンツ     | ○ウエットティッシュ |



**申請に必要な書類** は (1)介護対象高齢者の介護保険被保険者証(写しでも可)  
 (2)世帯の方全員の市民税が非課税であることを証明する次のいずれかの書類  
 ア 世帯の方全員の市・府民税課税証明書  
 イ 介護保険料納入(変更)通知書兼特別徴収開始(停止)通知書の写し  
 (介護保険料の所得段階区分が2・3の方に限る。)  
 ※申請時には印鑑をお持ちください。

ご相談・お申込みは…

各区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当又は京北出張所保健福祉第一担当  
 ……………(電話番号は92・93ページをご覧ください。)

**燃やすごみ用有料指定袋の無料交付について**

**内容** は 家族介護用品を利用される方に、「燃やすごみ用有料指定袋」を無料交付しています。  
**利用方法** は 家族介護用品の給付決定をされた方には、後日ごみ袋引換申請書(家庭ごみ処理手数料免除申請書)をごみ減量推進課から送付しますので、必要事項を記入のうえ返送してください。返送された申請書を確認後、各まち美化事務所からごみ袋を配達します。

燃やすごみ用有料指定袋の無料交付に関するお問い合わせ先は  
 環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課 …………… 213-4930

こうれいしゃ で  
**高齢者あんしんお出かけサービス～小型GPS端末機の貸出～**  
こがた たんまつき かしだし

認知症の高齢者等が外出して戻れなくなった場合に、早期に発見できるシステムを利用して事故などを未然に防ぎ、家族が安心して介護できる環境の整備を図ります。

**内容** は 認知症の高齢者等が外出して戻れなくなった場合に、対象高齢者等の位置を特定して早期発見し、事故などを未然に防ぐため、小型GPS端末機を貸し出します。

**利用できるのは** 介護保険の要介護認定で要支援又は要介護認定を受け、認知症により、外出時に戻れなくなるおそれのある高齢者等を、在宅で介護している家族など

**利用料金** は 月額1,500円  
 (平成30年4月1日現在) ※生活保護等を受給されている方については無料。

ご相談・お申込みは…

各区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当又は京北出張所保健福祉第一担当  
 ……………(電話番号は92・93ページをご覧ください。)  
 各高齢サポート(地域包括支援センター) ……………(電話番号は94・95ページをご覧ください。)

いりょうてき こうくう じっせんこうしゅうかい  
**医療的ケア・口腔ケア実践講習会**  
おし かぞくむ かいご  
**「プロが教える! ご家族向け介護セミナー」**

在宅で高齢者等を介護されている家族の方が安心して介護できるよう、医療的なケアや口腔ケアについて、専門家による講義と実践講習を合わせたセミナーを実施しています。

**内容** は 「たん吸引」、「床ずれ予防」等の医療的なケアや「お口のお手入れ」等について、専門家による講義及び等身大の人形等を使った実践的な講習会を実施しています。

**利用できるのは** 現在、家族に対し在宅で介護を行っている又は今後行う予定のある市民の方  
 (開催回数:年10回 定員:各回先着20名)

**利用料金** は 各回500円(材料費)

ご相談・お申込みは…

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課 …………… 222-3419  
 京都府医師会 …………… 354-6079

介護保険の対象とならないものの、在宅生活を維持するうえで、援助が必要な60歳以上65歳未満の方々に対して、次のようなサービスを提供し、長く住み慣れた地域で生活していただけるよう支援を行っています。

ざいたくせいかつしえん  
**在宅生活支援ホームヘルプサービス**

- 内容** は ホームヘルパーを自宅に派遣し、炊事、掃除、洗濯、買物などの家事サービス等を提供する中で、日常生活に対する支援等を行います。
- 利用できるのは** 介護保険に該当しない60歳以上65歳未満の方で、在宅で日常生活を続けるために支援が必要な方
- 利用料金は** 1か月当たり1,250円又は30分当たり120円～208円(身体状況によって異なります。)  
(平成30年4月1日現在) ※生活保護を受給されている方については、実費負担を除き、利用料は無料です。

ご相談・お申込みは…

各区役所・支所健康長寿推進課健康長寿推進担当又は京北出張所保健福祉第一担当  
……………(電話番号は92・93ページをご覧ください。)  
各高齢サポート(地域包括支援センター) ……(電話番号は94・95ページをご覧ください。)

しせつ  
**施設サービス**

在宅生活に不安のある方のための入所施設で介護保険対象外のサービスです。

- 養護老人ホーム** 65歳以上の方で、環境上及び経済的理由により在宅生活が難しい場合に入所できる施設です。入所希望の方の生活状況について調査・検討し、養護が必要であると判断した場合に入所できます。入所後は収入に応じた費用負担で食事や入浴、その他日常生活に必要な介助を受けることができ、入所中に介護が必要になった場合は、介護保険を利用した訪問介護(ホームヘルプサービス)などを利用できます。
- 軽費老人ホーム(ケアハウス)** 軽費老人ホーム(ケアハウス)は、低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる方で、家族による援助を受けることが困難な方が入所できる施設で、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜の提供を行います。(特定施設入居者生活介護の指定を受けた軽費老人ホーム(ケアハウス)においては、当該施設が提供する各種の介護サービスを受けることができます。)

ご相談・お申込みは…

養護老人ホーム  
各区役所・支所健康長寿推進課健康長寿推進担当又は京北出張所保健福祉第一担当  
……………(電話番号は92・93ページをご覧ください。)  
軽費老人ホーム(ケアハウス)  
各施設 ……(電話番号は103・104ページをご覧ください。)

ゆうりやうろうじん  
**有料老人ホーム**

高齢者向けの入居施設で、食事や介護等の各種サービス機能がついたものです。有料老人ホームには、以下の3種類があります。

- 介護付有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護)** 介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となっても、当該有料老人ホームが提供する介護サービス(「特定施設入居者生活介護」)を利用しながら当該有料老人ホームの居室で生活を継続することが可能です。  
※介護保険法による「特定施設入居者生活介護」の指定を受けていないホームについては広告、パンフレット等において「介護付」、「ケア付き」等の表示を行うことはできません。
- 住宅型有料老人ホーム** 生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護等の介護サービスを利用しながら当該有料老人ホームの居室での生活を継続することが可能です。
- 健康型有料老人ホーム** 食事等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となった場合には、契約を解除し退去しなければなりません。

ご相談・お申込みは…

有料老人ホーム  
各施設 ……(電話番号は104・105ページをご覧ください。)

## こうれいしゃけんりょうご そうだん 高齢者権利擁護相談

**内 容** は 高齢者に対する暴力などの身体的虐待、暴言などの心理的虐待、世話の放棄、家族や悪質業者による金銭詐取などの相談に応じます。  
また、弁護士による法律相談、適切な専門の相談窓口の紹介、長寿すこやかセンターに併設されているショートステイへの利用調整などを行い、関係機関と連携を図りながら権利侵害の解決に努めます。

ご相談は…

長寿すこやかセンター「高齢者110番」…………… 354-8110へ

## にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう ちいきふくしけんりょうご じぎょう 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)

認知症の高齢者の方など(ただし、契約の意思があり契約の内容が理解できる方)に対し、地域で生活されるうえで必要な福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを行う事業です。

**内 容** は ①福祉サービスの利用援助(利用相談、苦情相談、助言、情報提供、利用料の支払い等)  
②日常的な金銭管理(相談、助言、金融機関への同行、又は代行による生活費の払戻し等)  
③通帳、印鑑の預かり(①②の援助に必要な通帳、印鑑の預かり)  
④郵便物の管理(郵便物の内容確認、役所等への必要な手続き支援)

**利 用 料 金** は 生活支援員が行うサービスは、1時間1,000円。  
・生活支援員の自宅から利用者宅までの往復交通費等実費は別途負担いただきます。  
・通帳、印鑑の保管料は1か月250円。ただし高額な通帳、証書類はお預かりできません。  
・生活保護を受給されている方については、利用料金はかかりません。

お問い合わせ・お申込みは…

各区社会福祉協議会…………… (電話番号は96ページをご覧ください。)  
京都市社会福祉協議会…………… 354-8734へ

## せいねんこうけんせいど 成年後見制度

判断能力が不十分な方(認知症の高齢者、知的障害のある方、精神障害のある方等)に代わり、契約を行ったり財産管理を行うことによって、これらの方の権利を守るための制度です。

**内 容** は 判断能力が不十分な方が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にその契約を取り消したり、契約の締結などを本人に代わって行う援助者(後見人など)を家庭裁判所が選任することによってこれらの方の権利を守るものです。判断能力が不十分になったときに、親族など(身寄りがない方などは市町村長)が家庭裁判所へ申し立てることにより後見人などが選任される「法定後見制度」と、判断能力が不十分になったときに備えて、あらかじめ契約を結んでおく「任意後見制度」があります。

ご相談・お申込みは…

法定後見制度:京都家庭裁判所…………… 722-7211へ  
任意後見制度:京都公証人合同役場…………… 231-4338へ

ご相談は…

成年後見支援センター…………… 354-8815へ

## こうれいしやぎやくたい かん そうだん 高齢者虐待に関する相談

高齢者への虐待の問題に対応するため、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「高齢者虐待防止法」という。)が平成18年4月1日から施行されました。

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の定義が示されるとともに、高齢者虐待を発見した際の通報の義務が定められています。

### ○高齢者虐待の定義

いずれも高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等の養護者及び養介護施設従事者等によるものとします。

- 身体的虐待** 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴力を加えること
- 介護・世話の放棄・放任** 高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること
- 心理的虐待** 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- 性的虐待** 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること
- 経済的虐待** 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

### ○通報義務

高齢者虐待を受け生命又は身体に重大な危険が生じている高齢者を見つけた方は、速やかに通報しなければなりません。また、生命又は身体に重大な危険が生じていなくても、虐待を発見した場合は通報するよう努めなければなりません。

### ○高齢者や養護者・家族への支援

京都市では、高齢サポート(地域包括支援センター)、各区役所・支所健康長寿推進課健康長寿推進担当又は京北出張所保健福祉第一担当、長寿すこやかセンターを高齢者虐待の相談・通報窓口として設置するとともに、医療機関や警察などの多方面の関係機関と連携・協力しながら、虐待を受けている高齢者や養護者・家族が抱える様々な課題の解決に向けて、支援します。また、生命又は身体に重大な危険があり、緊急に高齢者を保護する必要がある場合は、介護保険サービスの活用や高齢者虐待シェルター確保事業、または、短期入所生活介護緊急利用者援護事業などにより、高齢者の安全を確保します。

虐待の通報やご相談は…

### ○高齢者虐待に関する相談・通報窓口

高齢者への虐待や養護者の支援に関する相談については、次のとおり受け付けています。

	平日	祝・休日	連絡先
各高齢サポート(地域包括支援センター)	9:00～17:00	—	94・95ページ参照
各区役所・支所健康長寿推進課健康長寿推進担当 又は京北出張所保健福祉第一担当	8:30～17:15	—	92・93ページ参照
長寿すこやかセンター(高齢者110番)	9:00～21:00 (受付時間、土曜日含む)	9:00～16:30 (受付時間)	354-8110 (又は9ページ参照)

### ※養介護施設従事者等による虐待について

養介護施設従事者等(「養介護施設」又は「養介護事業」に従事する者)による高齢者虐待については、下記へご連絡ください。

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課…………… 213-5871へ

## 高齢・障害外国籍市民の福祉サービス利用に関する相談

**内容** は 言葉や日常生活習慣の違いのために福祉サービスの利用が困難な外国籍の高齢者や障害のある方に対して、外国語の話せる支援員が訪問・電話相談等を行い、福祉サービスの利用を支援します。

ご相談は…

京都外国人高齢者・障害者生活支援ネットワーク・モア  
 …………… 681-2721 (FAX 693-2555)へ

## 一人暮らしお年寄りの見守り等の推進 (一人暮らしお年寄り見守りサポーター)

高齢化が進むにつれて増加するひとり暮らしの高齢者を、地域と行政の協働により支援するため、「一人暮らしお年寄り見守りサポーター」を募集しています。

**内容** は サポーターには、顔なじみのひとり暮らしのお年寄りなどへの目配りをしていただきます。また、支援が必要と思われるお年寄りについては、高齢サポート(地域包括支援センター)への連絡・相談を行っていただきます。

**応募条件** 市内に在住、通勤又は通学する方

**応募方法** 区役所・支所、高齢サポートなどで配布している登録票又は健康長寿企画課のホームページから応募いただけます。

**その他** 高齢者福祉に関するハンドブックや登録シールの交付、研修会の実施、高齢者福祉情報の提供などでサポーターを支援します。

お問い合わせ・お申込みは…

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課 …………… 746-7713へ  
 各高齢サポート(地域包括支援センター) …………… (電話番号は94・95ページをご覧ください。)

## 認知症に対する正しい理解の普及・啓発

### [認知症サポーター養成講座・認知症サポーターステップアップ講座]

認知症サポーター養成講座を開催し、受講された方に、認知症とはどういう病気なのか、認知症になったら生活にどんな困りごとが起きてくるのかなどについて正しく理解していただき、認知症の方とご家族が、地域で元気に安心して暮らし続けられるまちづくりを進めます。

#### ○認知症サポーター養成講座について

**内容** は 認知症について理解し、地域や職場で出会う認知症の方やそのご家族をサポートするための知識を身につけます。

**日時・場所** あなたが希望する日時・場所に講師を派遣します(日程によってはご希望にそえない場合があります。)

**受講条件** 5人以上で受講すること

**受講料** 無料

**その他** 受講され、認知症サポーターになられた方にはオレンジリングをお渡しします。

#### ○認知症サポーターステップアップ講座について

**内容** は 認知症サポーターの方が、認知症をはじめとした高齢者福祉に関心を持ち続け、自分の住む地域で高齢者の「見守り」や「居場所づくり」に参加できるよう、認知症や介護に関する知識をさらに高めます。

**受講条件** 京都市にお住まい又はお勤めの認知症サポーターの方

**その他** 日時・場所等は、長寿すこやかセンターにてご案内します。

お問い合わせ・お申込みは…

長寿すこやかセンター …………… 354-8741へ

## 認知症の方や家族を支える制度やサービス

認知症は、原因となる病気の進行とともに状態が変化するため、その状態に応じて適切な支援を受けることが大切だといわれています。

どの時期にどのような支援が必要となるのか大まかな目安や利用できる本市の制度・サービス、認知症の基礎知識などの情報をまとめた「気づいて・つながる認知症ガイドブック～京都市版認知症ケアパス～」を配布しています。

もし認知症になったときにどのような生活ができるのか、また、家族や大切な人が認知症になったときにどのように支えていくことができるのか、認知症について知り、考えるきっかけとして御活用ください。



配布は…

各区役所・支所健康長寿推進課健康長寿推進担当又は京北出張所保健福祉第一担当  
 ……………(電話番号は92・93ページをご覧ください。)  
 各高齢サポート(地域包括支援センター) ……………(電話番号は94・95ページをご覧ください。)  
 長寿すこやかセンター …………… 354-8741へ

#### ◆認知症総合ポータルサイト「きょうと認知症あんしんナビ」

認知症に関する適切な情報を一元的に発信し、一人でも多くの方のあんしんにつながることを目的に設けられた、総合ポータルサイト「きょうと認知症あんしんナビ」では、「認知症の理解」や「若年性認知症」などの情報のほか、地域の認知症の診察・診療が可能な医療機関を検索することもできます。



<運営：京都地域包括ケア推進機構>

ホームページアドレス [http:// www.kyoto-ninchisho.org/](http://www.kyoto-ninchisho.org/)

きょうと認知症あんしんナビ

検索

## 認知症による行方不明への“備え”と“対応”

認知症の人が、その症状により、徒歩や交通機関を利用するなどして、行方が分からなくなるケースが増えてきていることから、認知症高齢者の方が外出して戻れなくなった時に備えるために利用できる制度などをまとめたハンドブック「いなくなる前にできること! いなくなってもできること! ~認知症による行方不明への“備え”と“対応”」を配布しています。

認知症により外出し、戻れなくなることが心配な高齢者について高齢サポート(地域包括支援センター)等に事前に相談・登録でき、行方が分からなくなったときには、地域の関係機関等に発見に必要な情報を提供することができる取組などを含め、いなくなってしまうことへの「備え」といなくなってしまうときの「対応」について、具体的なポイントをまとめています。家族や大切な人の安心・安全な生活を支えるための参考として御活用ください。



配布は…

各区役所・支所健康長寿推進課健康長寿推進担当又は京北出張所保健福祉第一担当  
 ……………(電話番号は92・93ページをご覧ください。)  
 各高齢サポート(地域包括支援センター) ……………(電話番号は94・95ページをご覧ください。)

## 認知症に対する初期・初動支援の充実

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた環境で暮らし続けられるよう、なるべく早いうちに本人や家族に関わる「認知症初期集中支援チーム」を設置いたしました。支援チームでは、概ね6カ月以内を目処に、本人に見合ったサービスなどが利用できるよう、それまでの支援を行い、その後は適切な相談支援機関に引き継ぎます。

「認知症初期集中支援チーム」とは?  
 医師(認知症サポート医)と医療・介護の専門職(看護師、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士など)により、認知症の早期発見と早期対応を目指して活動する専門チームです。

### ■相談

### ■家庭訪問

医療・介護の専門職が複数でご自宅に訪問し、ご本人・ご家族などからお話を伺います。

### ■初期集中支援の実施

訪問時に伺った情報などをもとに認知症初期集中支援チーム員会議で話し合われた内容に沿って、つぎのような支援を行います。

- ・専門医療機関を受診するための支援
- ・介護保険をはじめとするサービスの利用手続き
- ・認知症の症状や対応方法についての助言 など

### ■初期集中支援の終了

適切な医療や介護などのサービスにつながり、在宅生活が続けられる目処が立てば、認知症初期集中支援は終了となります。

### ■その後の引継ぎ

今後の支援の主体となる機関である高齢サポート(地域包括支援センター)や居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)などに引き継ぎます。

**支援対象者** 在宅で生活されている認知症、またはその疑いのある40歳以上の方(その他要件有)。

**費用負担** 支援チームへの相談は無料。(医療機関の受診や、介護保険サービスの利用については、自己負担があります。)

### お問い合わせ…

名 称	京都市北区・上京区 認知症初期集中支援チーム	京都市下京区・南区 認知症初期集中支援チーム	京都市西京区 認知症初期集中支援チーム
所 在 地	〒603-8041 京都市北区上賀茂ケシ山1 (京都博愛会病院内)	〒600-8558 京都市下京区 塩小路通西洞院東入東塩小路町 841-5(康生会 武田病院内)	〒615-8256 京都市西京区山田平尾町17 (京都桂病院内)
対象エリア	北区・上京区	下京区・南区	西京区・西京区洛西支所
電 話	075-706-6631(直通)	075-361-0300(直通)	075-392-2848(直通)

※開設時間は全て午前9時～午後5時(土日祝は除く)  
 ※支援対象者が対象エリアにお住まいであることが要件です。  
 ※対象エリアは順次拡充予定です(ホームページ等でお知らせします)。

## 社会参加と生きがいづくり

せいかつ おうえん  
 いきいきとした生活を応援します

## 敬老乗車証

**内 容** は 長年にわたり社会に貢献してこられた高齢者の皆様に敬老の意を表するとともに、様々な社会活動に参加し生きがいづくりや介護予防に役立てていただくために敬老乗車証を交付しています。

なお、市バス・地下鉄が運行していない一定の地域にお住まいの方は、下記通用区間の①、②両方の乗車証を交付します。

**通用区間** は ①市バス・地下鉄 敬老乗車証 市バス路線、市営地下鉄全線、岩倉・大原方面を運行する京都バス路線、山科・醍醐方面を運行する京阪バス路線、京北ふるさとバス路線、醍醐コミュニティバス路線に乗車できます。

\*乗車できる京都バス・京阪バスには、車両の正面・乗降口に「敬老・福祉」と明示しています。

②民営バス 敬老乗車証 バスの種類、路線、区間を指定します。指定以外の路線や区間、他社のバスには乗車できません。

**利用できるのは** 市内在住の満70歳以上の方(福祉乗車証、重度障害者タクシー利用券及び敬老乗車証は、重複して交付を受けられません。いずれか1つを選択することになります。)

### 負担金について

区 分	負担金額(年額)
生活保護を受給されている方 又は 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方	0円
本人が市民税非課税の方 ※京都市市税条例による減免により、税額の全部が免除されている場合は非課税に当たりません。	3,000円
本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円未満の方	5,000円
本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上700万円未満の方	10,000円
本人が市民税課税で、合計所得金額が700万円以上の方	15,000円

・老齢福祉年金とは、国民年金制度の発足当時(昭和36年4月)、既に高齢であったため、国民年金等が支給されない方に対して支給される福祉的な年金です。  
 ・合計所得金額とは税法上の用語で、前年の収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことです。複数の種類の収入がある方は、それぞれに算出された額を合計した額が、合計所得金額となります。  
 ・4月以降に申請された場合、負担金は年額の2分の1になります。

**申請方法** は 新たに70歳になられる方には、満70歳の誕生月の前月下旬にお知らせを送付します。すでに70歳以上で敬老乗車証をお持ちでない方のうち、交付を希望される方は区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当(京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所保健福祉第一担当)にお問い合わせください。

**一 斉 更 新** は 通用期限(9月末日)までに、一斉更新を行います。

ご相談・お申込みは…

各区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当又は京北出張所保健福祉第一担当  
 ……………(電話番号は92・93ページをご覧ください。)  
 保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課 …………… 213-5871へ

## すこやかクラブ<sup>きょうと ろうじん</sup>京都(老人クラブ)

元気ですこやかに活動しよう!!

### すこやかクラブ京都について(老人クラブの愛称です)

すこやかクラブ京都は、同じ地域に住む、概ね60歳以上の元気な高齢者、或いは、健康で元気になろうとする高齢者が集まり、健康づくり・介護予防活動、友愛活動、奉仕活動等を通じて、「楽しく」「健康」で暮らす取組を行っております。現在、京都市内には、約1,000のクラブがあり、約56,000人が加入されています。

**活動**は「生活を豊かにする楽しい活動」や「地域を豊かにする社会活動」など、地域ごとに多種多様な活動を行っています。  
最近では、メタボ予防、ロコモ予防のため歩く習慣を身につけようと月1回のウォーキングに力を入れています。夏には、トレッキングツアーも計画しています。

#### 地域レベルの取組

- (1) **趣味・文化活動**  
グラウンド・ゴルフやペタンク等の各種スポーツ、社交ダンスやコーラス等文化活動など
- (2) **健康づくり・介護予防**  
体操、ウォーキングなど
- (3) **友愛・ボランティア活動**  
一人暮らし高齢者や施設訪問、地域美化活動など

#### 市域・区域レベルの取組

- (1) **趣味・文化活動**  
すこやかクラブ京都主催のグラウンド・ゴルフやペタンク等の大会
- (2) **健康づくり・介護予防**  
すこやかクラブ京都主催のウォーキング活動など
- (3) **友愛・ボランティア活動**  
二条城の清掃活動など

**費用**等 会費(クラブによって異なりますが年500円~1,200円程度)をご負担いただく必要があります。

### すこやかクラブ京都会員募集中!!

すこやかクラブ京都では、高齢化が進む中、健康で元気な高齢者を増やすことを目指して、地域・区域・市域の各レベルで多様な活動を展開しています。仲間といっしょに「楽しく」健康づくりやボランティア活動などに取り組みませんか。  
興味のある方は、お住まいの地域にあるクラブをご紹介しますので、以下の連絡先までお問い合わせください。

お問い合わせは…

すこやかクラブ京都(京都市老人クラブ連合会)事務局 …………… 354-8744へ  
各区役所・支所健康長寿推進課地域支援担当 …(電話番号は92・93ページをご覧ください。)

## 全国健康福祉祭(ねんりんピック)への参加者派遣<sup>ぜんこくけんこうふくしさい</sup> <sup>さんかしゃはけん</sup>

**内容**は 高齢者を中心とする国民の健康の保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力のある長寿社会の形成に寄与するために毎年開催されている「全国健康福祉祭」へ、京都市から参加者を派遣しています。

## 市民すこやかフェア<sup>しみん</sup>

**内容**は 京都市では、健やかでふれあいと活力のある長寿社会の実現に向け、高齢者をはじめ、幅広い世代の市民の方々が、文化活動や様々な催しなどを通じて交流を深めていただくことを目的に、毎年、総合福祉イベント「市民すこやかフェア」を開催しています。市内の各すこやかクラブのコーラス発表をはじめ、医師や専門家による各種相談コーナーを設けるなど、毎年多彩な内容で開催しています。

お問い合わせは…

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課 …………… 222-3419へ

## 老人クラブハウス<sup>ろうじん</sup>

**内容**は 高齢者の集会やサークル活動等の場として、身近な地域に開設しています。京都市では、老人クラブハウスの設置運営に必要な費用の一部を老人クラブハウス管理者に助成しています。 ※平成30年度末で廃止し、健康長寿サロンに統合します。  
**利用できるのは** 60歳以上の方 ※利用は実費を除き無料です。

## 健康長寿サロン<sup>けんこうちようじゅ</sup>

**内容**は 地域の集会所、空き家や商店街の空き店舗等を活用し、高齢者がお一人でも気軽に立ち寄れる「健康長寿サロン」を開設しています。 ※利用は実費を除き無料です。  
京都市では、健康長寿サロンの設置又は運営に必要な費用の一部をサロンを運営する地域の住民や団体に助成しています。  
各地域のサロン情報については健康長寿企画課ホームページに掲載しております。

お問い合わせは…

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課 …………… 222-3419へ

## ろうじんえんげい 老人園芸ひろば

**内容** は 市民の方々からの提供地を利用して、高齢者が自然に親しみながら、生きがいや健康を高めていただくため、老人園芸ひろばを設置し、希望する方に無料でお貸ししています。

**利用できるのは** 60歳以上の方

**利用面積** 1人当たり10㎡(3坪)程度

**利用期間** おおむね2年間

**利用方法** 毎年、市民しんぶん1月号で募集を行います。

### 園芸ひろば開設地区

柳 辻(山科区)  
常磐野(右京区)  
西京極(右京区)  
深 草(伏見区)

お問い合わせは…

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課 …… 222-3419へ

## にじょうじょう どうぶつえん びじゅつかんとうしせつ むりょうにゅうじょう 二条城・動物園・美術館等施設の無料入場

**内容** は 京都市内に住む満70歳以上の方は次の施設に無料で入場していただけます。各施設の窓口で、住所・氏名・生年月日のわかる公的な証書など(健康保険証、介護保険証、京都市バス・地下鉄敬老乗車証など)を提示してください。

**対象施設** ■元離宮二条城(入城料・二条城障壁画 展示収蔵館入館料など)  
■京都市動物園  
■京都市美術館(本市共催展・一般貸館展のうち主催者の協力が得られた展覧会など)  
※美術館本館は再整備工事のため、休館しております。なお、別館は通常どおり開館しております。  
■無鄰菴  
■岩倉具視幽棲旧宅  
■旧三井家下鴨別邸

お問い合わせは…

元離宮二条城	841-0096へ
京都市動物園	771-0210へ
京都市美術館	771-4107へ
無鄰菴	771-3909へ
岩倉具視幽棲旧宅	781-7984へ
旧三井家下鴨別邸	366-4321へ

## こうれいしゃなかま しえんじぎょう 高齢者仲間づくり支援事業

**内容** は 高齢者の趣味や同好のグループの設立や運営に関する相談に応じるとともに、サークル活動に必要な情報を集め、提供します。また、長寿すこやかセンターに登録していただいた高齢者のサークルについては、サークル概要やイベント情報等をホームページで発信しています。

**利用できるのは** おおむね60歳以上の方や高齢者のサークル活動に関わる方 ※利用は無料です。

お問い合わせは…

長寿すこやかセンター …… 354-8741へ

## ろうじんふくし 老人福祉センター

**内容** は 高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための場所や機会を提供するとともに、生活・健康などの相談にも応じます。

**利用できるのは** 60歳以上の方

**開所時間** 午前9時～午後5時

**休所日** 日曜日、祝日、その他の休日、12月29日～1月3日 ※利用は無料です。

お問い合わせは…

各老人福祉センター …… (電話番号は96ページをご覧ください。)

## ろうじんほよう 老人保養センター

**内容** は 高齢者の福祉の増進を図るため、保養の施設として設置しています。保養、集会及びレクリエーションのための場所や機会の提供、機能の減退を防止するための訓練の実施、生活・健康などに関する相談を行っています。

**利用できるのは** 60歳以上の方

**開所時間** 午前9時～午後5時(入浴時間は午前9時～午後3時まで)

**休所日** 12月27日～1月5日

**利用料** 1人1回250円(団体30人以上の場合は、1人1回100円)

お問い合わせは…

老人保養センター …… 571-7500へ

## じんざい シルバー人材センター

**内容** は 就業を通して、生きがいの充実や社会参加を図るとともに、働く意欲のある方の労働能力を活用し、追加的収入を得るために、高齢者に適した臨時的、短期的、その他軽易な就業を紹介します。

**入会できるのは** 60歳以上の方(入会説明会に出席された方)

**入会説明会** 毎週金曜日午前10時までにお越しください(祝日及び12月29日～1月3日を除く。)。以下の本部・支部で開催します。

**入会受付時間は** 午前9時～午前11時30分・午後1時～午後4時30分

お問い合わせは…

京都市シルバー人材センター	
・本部(中京区西ノ京東中合町2)	821-2013へ
(中京区、下京区、南区、右京区、西京区にお住まいの方)	
・東部支部(伏見区醍醐高畑町パセオ・ダイゴロー西館2階)	575-2575へ
(東山区、山科区、伏見区にお住まいの方)	
・北部支部(北区小山西大野町22番1)	411-0859へ
(北区、上京区、左京区にお住まいの方)	

## くた 久多いきいきセンター

- 内 容** は 高齢者の福祉の増進を図るため、健康づくりや地域福祉活動のための施設として設置しています。
- 利用できるのは** 60歳以上の方
- 開 所 時 間** 午前9時～午後5時
- 休 所 日** 土・日曜日、祝日、その他の休日、12月29日～1月3日  
※利用は無料です。積雪等のため、休所する場合があります。

お問い合わせは…

久多いきいきセンター …………… 748-2775へ

## ボランティア活動

高齢者を支えるボランティア活動の輪を広げましょう。

- ボランティア活動は** 自分の意思で、お互いの喜びのために、無理なく行うものです。福祉施設や病院、地域社会などにおいて、手助けを必要とする高齢者や家族に対し、様々な支援活動が行われています。

お問い合わせは…

京都市福祉ボランティアセンター …………… 354-8735へ  
各区社会福祉協議会(区ボランティアセンター) …… (電話番号は96ページをご覧ください。)  
京都ボランティア協会 …………… 354-8714へ

## ちいきささ あ かつどうそうじゆつ はいち 「地域支え合い活動創出コーディネーター」の配置

京都市では「地域支え合い活動創出コーディネーター」を各区に配置しています。コーディネーターは、掃除や買物などの家事支援や見守り、健康長寿サロンなどの「生活支援サービス」の充実に取り組み、それぞれの地域で高齢者が安心して暮らしていける仕組みを作っていくお手伝いをします。

生活支援サービスの充実に向けて、皆様の地域ではどのような支え合いが必要でしょうか。地域づくりについて一緒に考えてみませんか。詳しくは各区のコーディネーターにお尋ねください。

- 地 域 支 え 合 い 活 動 入 門 講 座** 高齢者向けのボランティア等を希望される方に対して、生活支援に関する基本的な知識や、実際に何らかの活動を始めるために役立つ情報を提供する講座を、各区のコーディネーターが実施します。併せて、ボランティア活動の参加に向けた相談も行います。ご自身の力を「支え合い」に活かしたい方、これからボランティアを始めたい方など、お気軽にコーディネーターにご相談ください。

お問い合わせは…

各区地域支え合い活動創出コーディネーター  
…(コーディネーターを配置している各区社会福祉協議会(京北事務所を除く)(96ページ)をご覧ください。)

## ちいきささ あ かつどうじよせいじぎょう 地域支え合いボランティア活動助成事業

地域の高齢者の皆様が相互に支え合えるまちづくりを進めるため、地域住民の皆様が取り組まれる高齢者の「ちょっとした困りごと」に対する支援活動に対して、活動経費を助成する制度を設けています。

- 助 成 対 象 者** 本事業の趣旨を理解した団体・グループ(個人は不可)  
(同一団体・グループへの助成は3箇年度を限度とします。)
- 助成対象となる活動** 60歳以上の方が3名以上いる団体・グループで実施する、京都市の居宅高齢者を対象とした訪問による生活支援を行う活動  
(例)電球交換、草むしり、花木の水やり、大掃除、模様替え
- 助 成 金 の 額** 1団体当たり、上限30,000円/年度  
※その他、助成要件があります。  
※申請期間や申請方法はお問い合わせください。

お問い合わせは…

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課 …………… 746-7734へ

## ちえ 知恵シルバーセンター

- 内 容** は 知恵や経験・技能等をボランティアとして活かしてみたいシニアの団体情報を「知恵シルバーセンター」に登録していただき、その情報をインターネットを通じて広く提供します。  
また、活動を依頼したい福祉施設や地域の団体からの相談に応じ、活動団体の調整を行います。
- 登録できるのは** 京都市内に活動拠点を置く、概ね60歳以上の方を主たる構成員とし、団体のもつ知識・特技等を原則無償で提供できる団体
- 依頼できるのは** 京都市内の地域の団体や施設の方(営利、政治、宗教を目的としないこと)
- 利 用 料** 無料(ただし、活動に必要な材料や交通費などの実費は、双方で調整し、依頼者に負担いただく場合があります。)

お問い合わせは…

知恵シルバーセンター(長寿すこやかセンター内) …………… 354-8741へ  
(各区社会福祉協議会・各老人福祉センターでも申請・依頼相談を行っております。)

## ねんきんせい ど 年金制度

国民年金制度とは、老齢・障害又は死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、それによって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的として作られた制度です。

### 老齢基礎年金

国民年金保険料を納めた期間等が原則として10年以上ある人が、65歳になってから受けられます。

### 老齢厚生年金

厚生年金の被保険者期間があって、老齢基礎年金を受けるのに必要な資格期間を満たした方が65歳になったときに、老齢基礎年金に上乗せして老齢厚生年金が支給されます。ただし、当分の間は、60歳以上で、次の条件(①老齢基礎年金を受けるのに必要な資格期間を満たしている、②厚生年金の被保険者期間が1年以上ある)を満たす方には、65歳になるまで、特別支給の老齢厚生年金が支給されます。

※60歳から65歳までの特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢は、生年月日により異なりますので、次ページの各年金事務所までお問合せください。

※その他、年金給付には、病気やけがで障害が残ったときに受けられる年金や遺族が受けられる年金があります。詳しくは、年金事務所や区役所・支所の保険年金課、京北出張所保健福祉第一担当にご相談ください。

## 年金受給者の各種届出

●届出を忘れたり、遅れたりすると年金の支給月がきても年金を受けとれないことがあります。

届出は忘れず行いましょう。

①年金を引き続き受けようとするとき	「年金受給権者現況届」を毎年1回誕生日に提出します。(注)
②支払いを受ける金融機関を変更するとき	「年金受給権者受取機関変更届」を提出します。
③年金証書を汚したり、なくしたとき	「年金証書再交付申請書」を提出します。
④引越などで住所を変更したとき	「年金受給権者住所変更届」を提出します。(注)
⑤結婚や養子縁組などにより氏名を変更したとき	「年金受給権者氏名変更届」を提出します。(注)
⑥年金を受けている方が亡くなったとき	「年金受給権者死亡届」を提出します。(注)
⑦死亡した方に支払われるはずであった未払いの年金があるとき	「未支給年金・保険給付請求書」を提出します。

※各種届出書は年金事務所、区役所・支所の保険年金課、京北出張所保健福祉第一担当にあります。

※②から⑤は年金事務所です手続きをしてください。

※①、⑥、⑦は受けられていた年金の種類により提出先が異なりますので、事前に年金事務所、区役所・支所の保険年金課、京北出張所保健福祉第一担当、共済組合にお尋ねください。

※(注)は届出が不要となる場合がありますので、事前に年金事務所にお尋ねください。

## 年金の相談

●加入していた年金制度によって相談先が異なります。

加入していた年金制度	相談先
国民年金第1号被保険者期間のみの方	お住まいの区の区役所・支所の保険年金課、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所保健福祉第一担当、年金事務所、年金相談センター
国民年金第3号被保険者期間のある方	年金事務所、年金相談センター
国民年金と厚生年金に加入していた方 厚生年金に加入していた方	

※日本年金機構ねんきんダイヤル 0570-05-1165 050で始まる電話は 03-6700-1165

## 年金事務所の所在

### 上京年金事務所

住 所	〒603-8522 北区小山西花池町1-1 サンシャインビル2-3階
T E L	415-1165 (お客様相談室)
担当地域	北区・上京区・左京区

### 中京年金事務所

住 所	〒604-0902 中京区土手町通竹屋町下る銚田町287
T E L	251-1165 (お客様相談室)
担当地域	中京区・東山区・山科区

### 下京年金事務所

住 所	〒600-8154 下京区間之町通下珠数屋町上る 榎木町308
T E L	341-1165 (お客様相談室)
担当地域	下京区・南区

### 京都南年金事務所

住 所	〒612-8558 伏見区竹田七瀬川町8-1
T E L	644-1165 (お客様相談室)
担当地域	伏見区・宇治市・城陽市・八幡市・京田辺市・木津川市・久世郡・綴喜郡・相楽郡

### 京都西年金事務所

住 所	〒615-8511 右京区西京極南大入町81
T E L	323-1170 (お客様相談室)
担当地域	右京区・西京区・亀岡市・向日市・長岡京市・南丹市・乙訓郡・船井郡

各区役所・支所保険年金課又は京北出張所保健福祉第一担当…… (電話番号は92・93ページをご覧ください。)

## しょうがいしゃこうじょたいしょうしゃにんていしょ はっこう 障害者控除対象者認定書の発行

**内 容 は** 障害者手帳をお持ちでない方でも、介護保険の要介護認定を受けられた65歳以上の方で、「寝たきり状態にある高齢者」か「認知症のある高齢者」等、一定の状態にある方は、申請に基づき福祉事務所長が発行する「障害者控除対象者認定書」により税の控除を受けることができます。

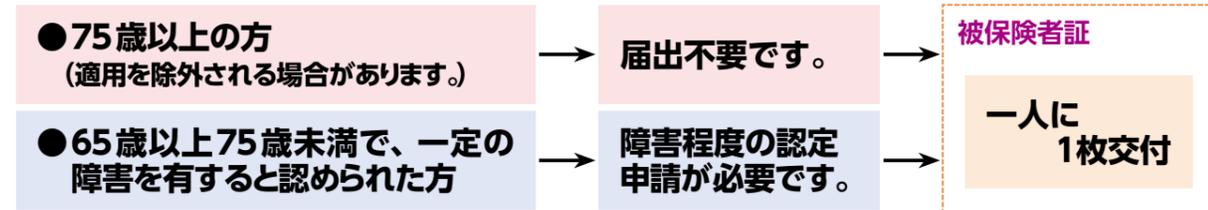
お問い合わせは…

各区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当又は京北出張所保健福祉第一担当  
…… (電話番号は92・93ページをご覧ください。)

# 高齢者の医療制度

## 後期高齢者医療制度

### 加入者



### 保険料(平成30、31年度)

均等割	47,890円	+	特別徴収	年金からの引落し
所得割	(総所得金額等-33万円)×0.0939			
↓			又は	
保険料	上記の合計額(上限62万円)		普通徴収	納付書による金融機関窓口納付 口座振替による納付 (申込みが必要です。)

所得の低い方は、世帯(被保険者全員と世帯主)の所得に応じて、保険料の被保険者均等割額、所得割額の軽減措置があります。

### 療養の給付と負担割合

病気やケガをしたときは、医療機関等に一部負担金を支払い、治療を受けます。

一般	1割
現役並み所得者	3割

現役並み所得者とは…世帯内に、市民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる方です。ただし、昭和20年1月2日以降生まれの被保険者及びその世帯に属する被保険者の基礎控除(33万円)後の総所得金額等の合計額が210万円以下の場合を除きます。また、以下の条件に該当する場合は、負担割合が「1割」となります。

#### ◆前年(1月から7月までは前々年)の収入が次に該当する場合(要申請)

- ・世帯内の被保険者が2人以上いる場合……被保険者の収入金額(※)の合計が520万円未満
- ・世帯内の被保険者が1人の場合……被保険者の収入金額(※)の合計が383万円未満又は、70歳以上75歳未満の方の収入を加えた収入金額(※)の合計が520万円未満

※必要経費等を控除する前の金額です。

- ①入院時の食事代等** 入院した場合は食事代(療養病床の場合は食事代と居住費)の標準負担額を支払うことで、食事療養等が受けられます。
- ②訪問看護療養費** 在宅医療を受ける必要があると医師が認めるときは、費用の一部を負担するだけで訪問看護ステーションを利用できます。
- ③療養費** やむを得ず保険証を提示できずに医療機関に医療費の全額を支払ったとき等は、一部負担金を除いた額(療養費)が支給されます。
- ④移送費** 傷病により、移動不能な患者を、傷病の治療が行える医療機関へ緊急移送した場合で、緊急やむを得ないと後期高齢者医療広域連合が認めるときに、支給されます(通院や患者等都合による転院は非該当)。
- ⑤高額療養費** 1か月間に医療機関等へ支払った一部負担金が、一定の額を超える場合に支給されます。
- ⑥高額介護合算療養費** 後期高齢者医療の一部負担金と、介護サービス利用負担金の合計が一定の額を超えた場合に支給されます(8月～翌7月の1年間)。
- ⑦葬祭費** 被保険者がお亡くなりになったときに、葬祭を行った方に支給されます。

①は市民税非課税世帯の場合、食事代の減額制度があるので事前に申請してください。  
詳しくは、区役所・支所保険年金課又は京北出張所保健福祉第一担当にお問い合わせください。

## 京都市の福祉医療制度

### 重度障害老人健康管理費支給制度

右の①～③のいずれかに該当する方が ①1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けている方  
後期高齢者医療を受けるときは、一部 ②知能指数が35以下と判定された方(療育手帳A判定)  
負担金(食事代・居住費等は除く。)を ③3級の身体障害者手帳の交付を受けている方で、かつ、  
助成します。(所得制限あり) 知能指数が50以下と判定された方(療育手帳A判定相当)

### 老人医療費支給制度

医療保険に加入している65歳以上70歳未満で、所得税が課せられていない世帯の方(※)は、一部負担金が2割(一定以上所得者世帯の方は3割)で医療を受けられます。

また、一部負担金が自己負担限度額を超えたときは、申請によりその超えた額が後日支給されます。(領収書などが必要です。)

入院時の食事代等は支給対象外です。

※昭和25年8月1日以前にお生まれの方は、次の①又は②に該当する方が対象となります。

- ①所得税が課せられていない世帯の方
- ②寝たきり、一人暮らし又は老人世帯に属する方(所得制限あり)

※所得判定については、別住所であっても配偶者や生計維持関係にある方は、判定の対象となります。

各特例制度・支給制度の適用を受けるには、あらかじめ申請をして受給者証や認定シールなどの交付を受ける必要があります。

後期高齢者医療制度・重度障害老人健康管理費支給制度は、  
各区役所・支所保険年金課、京北出張所保健福祉第一担当  
老人医療費支給制度は、  
各区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北出張所保健福祉第一担当  
……………(電話番号は92・93ページをご覧ください。)

ご相談・お申込みは…

## 高齡外国籍市民福祉給付金

**内容** は 日本国籍を有しないため国民年金に加入することができなかった高齡外国籍市民に対して、福祉の向上を図るため、給付金を支給します。

**対象となる方は** ①大正15年4月1日以前に出生し、昭和57年1月1日以前から日本国内で外国人登録を行っている方で、現在、京都市内において永住又は特別永住資格により外国人登録を行っている方  
②大正15年4月1日以前に出生し、昭和57年1月1日以前に外国人登録を行っていた方で、昭和57年1月2日以降に日本国籍を取得し、現在、京都市において住民登録を行っている方

**支給額** は 月額17,000円 ※支給制限があります。

ご相談お申込みは… **保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課 …… 213-5871へ**

## すまいの相談

京安心すまいセンターにおいて、すまいに関する様々なお悩みに対しての相談を実施しています。例えば、家のリフォーム、すまい方の工夫、住み替え、空き家の活用など、個々の相談者の事情に応じたアドバイスを行っています。

一般相談…一般的な相談に、電話や面談で応じます。  
(予約不要、休館日を除く毎日実施)

専門相談…専門的な知識が必要な相談に、専門家が面談で応じます。  
相談分野：建築、法律、不動産、分譲マンション管理  
(事前予約制、日曜日に実施)

訪問相談…専門家のご自宅を訪問し、具体的な相談や改善案の提案を行います。  
(一般相談もしくは専門相談をご利用のうえ、お申し込みください。)

お問い合わせ・  
ご相談お申込みは…

京安心すまいセンター …… TEL:744-1670 FAX:744-1637  
開館時間：休館日(水曜日、祝日、年末年始)を除く午前9時半から午後5時まで  
場 所：〒604-8186 京都市中京区烏丸御池東南角アーバネックス御池ビル西館4階  
(市営地下鉄「烏丸御池」駅徒歩1分)

続きは Web で

京安心すまいセンター

検索

## 木造住宅の耐震改修助成等

木造住宅の耐震改修工事費用に対する助成等の支援を行っています。

①木造住宅耐震改修助成事業及び②京町家等耐震改修助成事業

地震に対する安全性が低いと診断された木造住宅を一定の耐震基準に適合するように耐震改修工事を行う場合、その費用の一部を補助します(工事契約及び着工前に申請が必要です。)

**補助額 上限** ①100万円(昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅)<sup>※1</sup>  
②120万円(昭和25年11月22日以前に着工された京町家等)  
又は160万円(景観重要建造物等)<sup>※1,2</sup>

※1 密集市街地や細街路において、併せて一定の防火対策を行う場合、最大15～30万円上乗せ

※2 延べ面積120㎡を超える場合、超過部分1㎡あたり1万円引上げ  
(引き上げ後、京町家等上限300万円、景観重要建造物等上限340万円)

③まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業

耐震性が確実に向上する工事のメニューから選んで耐震改修工事を行う場合、その費用の一部を補助します。手順が簡単で市民の皆様の費用負担が少ない補助制度です(工事契約及び着工前に申請が必要です。)

**利用要件** 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅。市内事業者が元請負人又は下請負人として補助対象工事を施工する必要があります。

**補助額** 上限60万円(工事メニューごとに上限あり)

※密集市街地において、併せて一定の防火対策を行う場合、最大15～30万円上乗せ

このほかに**木造住宅耐震診断士派遣事業**及び**京町家耐震診断士派遣事業**(無料)や、**木造住宅耐震改修計画作成支援事業**(自己負担2万円)があります。

ご相談・お申込みは…

京安心すまいセンター 耐震・エコ助成ホットライン …… 744-1631へ

## 高齢者向け優良賃貸住宅

(一覧は105ページ)

**制度の内容** は 手すりの設置や段差の解消等のバリアフリー化や、緊急時における対応サービスがなされた高齢者向けの民間賃貸住宅で、より安全で快適な生活を送ることができます。また、入居者の所得に応じて、京都市から事業者到家賃の補助がありますので、所得一定額以下の入居者は、市場家賃よりも低額な家賃で入居することができます。

**入居できるのは** 京都市内にお住まいの60歳以上の単身・夫婦世帯の方など

**主な入居条件**

- ・連帯保証人を立てることができる方又は保証会社による保証を受けることができる方
- ・身元引受人を確保できる方
- ・京都市の市民税を滞納していない方
- ・京都市の市営住宅の家賃を滞納していない方

ご相談・制度の  
お問い合わせは…

都市計画局住宅室住宅政策課 …… 222-3666へ

ご入居のお申込みは…

京都市住宅供給公社 とくゆうちゃん事業課 …… 257-4707へ

## シニア住宅 じゅうたく

(一覧は105ページ)

**制度の内容は** 手すりの設置や段差の解消等のバリアフリー化や、万一の場合(事故、急病、負傷)には非常ボタンを押していただく緊急通報装置があるなど高齢者に配慮された、京都市住宅供給公社が管理・運営している高齢者向け賃貸マンションです。日中常駐するフロントスタッフが、安心して暮らしていただけるよう安否確認サービスや食事の提供・生活上の相談にお応えします。

**入居できるのは** 55歳以上の単身・夫婦世帯の方など

ご相談・お申込みは…

京都市住宅供給公社 ジュネット京都・久我の杜 …………… 921-1165へ

## サービス付き高齢者向け住宅 つ こうれいしゃむ じゅうたく

(一覧は106~107ページ)

**制度の内容は** 手すりの設置や段差の解消などバリアフリーに配慮された高齢者向けの民間賃貸住宅で、日中常駐するケアの専門家が、高齢者に安心して暮らしていただけるよう見守りサービスを提供し、生活上の相談にお応えします。

※物件によっては、食事の提供や入浴の介護などのサービスもあります。

**入居できるのは** 単身高齢者、高齢者とその同居人(「高齢者」とは、60歳以上の方又は要介護認定もしくは要支援認定を受けている60歳未満の方をいいます。)

**住宅を探すには** サービス付き高齢者向け 都市計画局住宅室住宅政策課(市役所北庁舎5階)で住宅登録簿の閲覧 「サービス付き高齢者向け住宅登録簿」を閲覧できます。

インターネット 「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」のホームページで登録住宅の情報を閲覧できます。

ご相談・制度の  
お問い合わせは…

都市計画局住宅室住宅政策課 …………… 222-3666へ  
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課 …………… 213-5871へ

## 住宅金融支援機構のリフォーム融資 じゅうたくきんゆうし えんきこう ゆうし

**制度の内容は** ご自分がお住まいの住宅に、耐震改修やバリアフリー工事などをする場合に、融資が受けられる制度です(年齢、収入、対象の工事などに要件があります。)

**返済方法** 工事の種類によって異なります。

- ・バリアフリー工事(他の工事を併せて行うことができます。)の場合  
高齢者向け返済特例制度による返済(利息のみを毎月返済し、元金は申込本人の死亡時に住宅資産などを活用して一括して返済)
- ・耐震改修工事(他の工事を併せて行うことができます。)の場合  
元金均等返済、元利均等返済、高齢者向け返済特例制度のいずれかによる返済

\*空き家をリフォームして第三者に賃貸する際にもご利用いただける場合があります。

**利用できる方** 高齢者向け返済特例制度を利用:60歳以上  
その他:79歳未満 　　これ以外に収入などの要件があります。

ご相談お申込みは…

住宅金融支援機構 お客さまコールセンター …………… 0120-0860-35へ

## すこやか賃貸住宅・すこやか賃貸住宅協力店 ちんたいじゅうたく ちんたいじゅうたくきょうりょくてん

**制度の内容は** 高齢であることを理由に入居を拒まない賃貸住宅(すこやか賃貸住宅)と高齢者の住まい探しに協力いただく仲介業者(すこやか賃貸住宅協力店)です。

**入居できるのは** 住宅により様々です。  
高齢を理由に入居を拒まれることはありませんが、家賃を支払うことができ、原則、自立した生活を営める方が対象です。

**住宅や協力店を探すには** 情報提供窓口 各高齢サポート窓口及び京安心すまいセンター  
インターネットでの検索 京都市すこやか住宅ネットのホームページ  
(<http://www.kyoto-sjn.jp/>)で、「すこやか賃貸住宅」及び「すこやか賃貸住宅協力店」を検索することができます。

お問い合わせは…

京安心すまいセンター …………… 744-1670へ  
都市計画局住宅室住宅政策課 …………… 222-3666へ

## 高齢者すまい・生活支援事業 こうれいしゃ せいかつし えんじぎょう

**制度の内容は** 空き家等を活用し、実施地域内の低廉な民間賃貸住宅への入居支援等と、社会福祉法人による定期的な安否確認等のサービスを一体的に提供する事業です。

**対象となる方は** 概ね65歳以上の一人暮らしの方等で、地域での継続的な生活の確保に向けて見守り・生活相談等の支援を必要としていて、住み替えを希望している方

区分	利用料(月額)
生活保護・本人市民税非課税	0円
本人市民税課税	1,500円

※家賃・共益費等は別途必要です。

お問い合わせは…

実施地域		法人名	拠点施設	電話番号
区	学区			
北区	楽只・柏野・紫野	(福)京都福祉サービス協会	高齢者福祉施設 紫野	494-3346
	紫竹・大宮・侍鳳	(福)リガーレ暮らしの架け橋	地域密着型総合ケアセンター きたおおじ	366-8025
上京区	翔鸞・乾隆・嘉楽・正親	(福)北野健寿会	特別養護老人ホーム 西陣憩いの郷	431-1513
東山区	清水・六原・修道・貞教・一橋・月輪・今熊野	(福)洛東園	洛東園	561-1171
山科区	全域	(福)同和園	同和園	571-0010
南区	祥栄・吉祥院・祥豊・唐橋	(福)清和園	特別養護老人ホーム 吉祥ホーム	682-8152
	山王・九条・九条弘道・九条塔南・陶化・東和・上鳥羽	(福)こころの家族	特別養護老人ホーム 故郷の家・京都	691-4448
右京区	水尾・宕陰・嵯峨・広沢・高雄・宇多野・御室・花園	(福)健光園	高齢者福祉総合施設 健光園	881-0403
	嵐山・嵯峨野・常盤野・太秦・南太秦	(福)嵐山寮	嵐山寮	871-0032
伏見区	稲荷・砂川・藤ノ森・藤城・深草・板橋・住吉・桃山・竹田	(福)京都老人福祉協会	京都老人ホーム	641-6622
	久我・久我の杜・羽束師・横大路	(福)京都福祉サービス協会	高齢者福祉施設 久我の杜	931-8001
	北醍醐・醍醐西・醍醐・池田・池田東	(福)同和園	同和園	571-0010



## とくしゅ さぎ ひが い たはつ 京都市内で特殊詐欺被害が多発!

被害に遭わないために簡単にできることから対策を始めてみませんか!



### 「家族の絆」作戦

普段から家族で連絡を取り合うなど日頃から「家族の絆」を深めましょう!

### 留守番電話大作戦

自宅の電話を常に留守番電話に設定しておくのも誰もが簡単にできる対策の一つです!

## 注意! 会話の中で次のキーワードが出れば、詐欺の可能性が大!!

オレオレ詐欺のキーワード	架空請求詐欺のキーワード
「携帯電話の番号が変わった」 「同僚(上司)がお金を取りに行く」 ▶ おかしいと思ったら、必ず本人に確認しましょう ▶ 家族で約束や「合い言葉」を作っておきましょう	「有料サイトの料金が未払い」 「法令違反」 「名義貸しは違法」 ▶ 「現金を送れ」「電子マネーを買ってIDを教える」は詐欺を疑ってください。
還付金詐欺のキーワード	融資保証金詐欺のキーワード
「還付金がある」「ATMコーナーに行きたい」 「キャッシュカードを預かります」 「暗証番号を教えてください」 ▶ ATMを操作して、還付金が戻ることはありません。相手に自分の口座や残高を絶対に教えないでください。	「超低金利」「無担保」「即日融資」 「債務を一本化します」 「契約事務手数料、契約担保料が必要」 ▶ 正規の貸金業者は、保証金などいかなる名目であっても、融資を前提にお金を要求することはありません。

特にお電話での詐欺要求は

### ⇒上記キーワード等を含む、不審な電話には要注意!

#### 特殊詐欺に関するお問い合わせ

京都府警察本部捜査第二課特殊詐欺対策室	451-9111
文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課	222-3193



## 高齢者の交通死亡事故が多発しています!!

平成29年中に京都市内で発生した交通事故による死者数27人のうち、約6割の16人が65歳以上の高齢者の方でした。交通事故にあわないためにも、特に次のことに注意しましょう。

- ①道路横断中は要注意!** ……道路横断中の高齢者の交通事故が多発しています。  
◎遠回りになっても、必ず横断歩道や信号機のあるところを横断しましょう。
- ②暗くなってからは要注意!** ……暗くなるとドライバーの目に留まりにくくなるため危険です。  
◎出かけるときは、白っぽい色の服装を心掛けましょう。  
◎ドライバーが発見しやすいように、反射材を身につけましょう。
- ③自宅の近くも要注意!** ……高齢者の交通死亡事故の多くは自宅から500メートル以内で発生しています。  
◎歩き慣れた自宅の近くでも油断せずに、しっかり安全を確認しましょう。
- ④運転免許の自主返納を検討!** ……全事故の約4分の1は高齢ドライバーが関係する交通事故です。  
◎運転に際して加齢による不安を感じたときは、運転免許の自主返納を検討しましょう。  
京都市では自主返納者に対する支援を実施しています。

文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課 …… 222-3193

# 相談先・施設一覧

困ったこと、  
わからないことは、  
まずお気軽に  
ご相談を

介護保険事業者情報については、この冊子に掲載している他、行政区ごとの地図情報と事業者情報をまとめた「介護保険事業所情報エリアマップ」(京都市発行)をご覧ください。  
その他、参考となる情報を53ページで紹介しています。

—困ったこと、わからないことは、まずお気軽にご相談を— (平成30年4月1日現在)

**区役所・支所(保健福祉センター)**

名称	電話	〒	所在地
<b>北区役所</b>	432-1181 (代)		
健康長寿推進課	健康長寿推進担当 432-1438 地域支援担当 432-1306 高齢介護保険担当 432-1366	603-8511	北区紫野東御所田町33-1 (北区総合庁舎内)
生活福祉課	432-1309		
障害保健福祉課	432-1285	603-8165	北区紫野西御所田町56 (北区総合庁舎西庁舎内)
保険年金課	432-1257	603-8511	北区紫野東御所田町33-1 (北区総合庁舎内)
<b>上京区役所</b>	441-0111 (代)		
健康長寿推進課	健康長寿推進担当 441-2872 地域支援担当 441-2871 高齢介護保険担当 441-5107	602-8511	上京区今出川通室町西入堀出シ町285 (上京区総合庁舎内)
生活福祉課	441-5102		
障害保健福祉課	441-5121		
保険年金課	441-5130		
<b>左京区役所</b>	702-1000 (代)		
健康長寿推進課	健康長寿推進担当 702-1219 地域支援担当 702-1064 高齢介護保険担当 702-1071	606-8511	左京区松ヶ崎堂ノ上町7-2 (左京区総合庁舎内)
生活福祉課	702-1065		
障害保健福祉課	702-1131		
保険年金課	702-1168		
<b>中京区役所</b>	812-0061 (代)		
健康長寿推進課	健康長寿推進担当 812-2544 地域支援担当 812-2534 高齢介護保険担当 812-2566	604-8588	中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521 (中京区総合庁舎内)
生活福祉課	812-2531		
障害保健福祉課	812-2594		
保険年金課	812-2583		
<b>東山区役所</b>	561-1191 (代)		
健康長寿推進課	健康長寿推進担当 561-9128 地域支援担当 561-9127 高齢介護保険担当 561-9187	605-0862	東山区清水5丁目130-6 (東山区総合庁舎北館内)
生活福祉課	561-9181	605-0862	東山区清水5丁目130-8 (東山区総合庁舎南館内)
障害保健福祉課	561-9130	605-0862	東山区清水5丁目130-6 (東山区総合庁舎北館内)
保険年金課	561-9197		
<b>山科区役所</b>	592-3050 (代)		
健康長寿推進課	健康長寿推進担当 592-3222 地域支援担当 592-3214 高齢介護保険担当 592-3290	607-8511	山科区栂辻池尻町14-2 (山科区総合庁舎内)
生活福祉課	592-3215		
障害保健福祉課	592-3479		
保険年金課	592-3105		
<b>下京区役所</b>	371-7101 (代)		
健康長寿推進課	健康長寿推進担当 371-7292 地域支援担当 371-7214 高齢介護保険担当 371-7228	600-8588	下京区西洞院通塩小路東塩小路町608-8 (下京区総合庁舎内)
生活福祉課	371-7215		
障害保健福祉課	371-7217		
保険年金課	371-7252		

名称	電話	〒	所在地
<b>南区役所</b>	681-3111 (代)		
健康長寿推進課	健康長寿推進担当 681-3573 地域支援担当 681-3167 高齢介護保険担当 681-3296	601-8511	南区西九条南田町1-3 (南区総合庁舎内)
生活福祉課	681-3168		
障害保健福祉課	681-3282	601-8441	南区西九条南田町1-2
保険年金課	681-3328	601-8511	南区西九条南田町1-3 (南区総合庁舎内)
<b>右京区役所</b>	861-1101 (代)		
健康長寿推進課	健康長寿推進担当 861-2177 地域支援担当 861-1404 高齢介護保険担当 861-1430	616-8511	右京区太秦下刑部町12 (SANSA右京 右京区総合庁舎内)
生活福祉課	861-1410		
障害保健福祉課	861-1451		
保険年金課	861-2032		
<b>右京区役所京北出張所</b>	852-0300 (代)		(京北地域にお住まいの方)
保健福祉第一担当	852-1815	601-0292	右京区京北周山町上寺田1-1
保健福祉第二担当	852-1816		
<b>西京区役所</b>	381-7121 (代)		
健康長寿推進課	健康長寿推進担当 381-7643 地域支援担当 748-9092 高齢介護保険担当 381-7638	615-8522	西京区上桂森下町25-1 (西京区総合庁舎内)
生活福祉課	381-7642		
障害保健福祉課	381-7666		
保険年金課	381-7406		
<b>洛西支所</b>	332-8111 (代)		
健康長寿推進課	健康長寿推進担当 332-8140 地域支援担当 323-7245 高齢介護保険担当 332-9274	610-1198	西京区大原野東境谷町2丁目1-2 (洛西総合庁舎内)
生活福祉課	332-9194		
障害保健福祉課	332-9275		
保険年金課	332-9297		
<b>伏見区役所</b>	611-1101 (代)		
健康長寿推進課	健康長寿推進担当 611-1162 地域支援担当 611-2268 高齢介護保険担当 611-2279	612-8511	伏見区鷹匠町39-2 (伏見区総合庁舎内)
生活福祉課	611-2269		
障害保健福祉課	611-2392		
保険年金課	611-1864		
<b>深草支所</b>	642-3101 (代)		
健康長寿推進課	健康長寿推進担当 642-3876 地域支援担当 642-3494 高齢介護保険担当 642-3603	612-0861	伏見区深草向畑町93-1 (深草総合庁舎内)
生活福祉課	642-3493		
障害保健福祉課	642-3574		
保険年金課	642-3809		
<b>醍醐支所</b>	571-0003 (代)		
健康長寿推進課	健康長寿推進担当 571-6747 地域支援担当 571-6144 高齢介護保険担当 571-6471	601-1366	伏見区醍醐大構町28 (醍醐総合庁舎内)
生活福祉課	571-6199		
障害保健福祉課	571-6372		
保険年金課	571-6568		

# 高齢サポート(地域包括支援センター)

[→7ページもご覧ください]

高齢サポート名	〒	所在地	担当地域(学区)	電話	FAX番号
原 谷	603-8345	北区平野八丁柳町66-3	小野郷、中川、鷹峯、金閣、衣笠、大將軍	463-1686	467-9636
紫 竹	603-8206	北区紫竹西南町65-34	大宮、紫竹、待鳳	495-6638	495-6660
鳳 徳	603-8145	北区小山堀池町10 レスポール紫明102	鳳徳、紫明、出雲路	223-3511	223-3512
柊 野	603-8033	北区上賀茂馬ノ目町10-1	雲ヶ畑、柊野、上賀茂、元町	712-8621	711-2880
紫 野	603-8233	北区紫野西野町15	楽只、柏野、紫野	494-3346	493-5699
乾 隆	602-8304	上京区千本通上立売上る作庵町504	乾隆、嘉楽、正親、翔鸞	432-8677	432-8128
小 川	602-0951	上京区小川通今出川下る西入東今町375	待賢、小川、中立、滋野、京極、春日	415-8866	415-8835
仁 和	602-8377	上京区御前通一条下る東堅町132-1	仁和、出水	465-7500	465-7522
成 逸	602-0074	上京区堀川通寺之内上る2丁目 下天神町650-1	室町、成逸、西陣、桃園、聚楽	415-8770	415-8778
大 原	601-1245	左京区大原戸寺町380	久多、大原、八瀬、上高野、松ヶ崎	744-4055	744-3162
左 京 南	606-8384	左京区川端通夷川上る新生洲町97	吉田、聖護院、川東、新洞、岡崎	771-6300	771-6299
左 京 北	606-0812	左京区下鴨上川原町62	広河原、花脊、鞍馬、静市、葵、下鴨	706-7280	703-1520
岩 倉	606-0001	左京区岩倉大鷲町801	岩倉北、岩倉明德、岩倉南	723-0800	723-0802
修 学 院	606-8001	左京区山端柳ヶ坪町18	修学院第一、修学院第二	723-8077	723-9272
白 川	606-8414	左京区浄土寺真如町162-5 アンソレイユ真如堂101号室	北白川、浄楽、錦林東山	762-5510	762-5525
高 野	606-8101	左京区高野蓼原町47-5	養徳、養正	724-0397	706-1040
朱 雀	604-8805	中京区壬生馬場町14-11	教業、朱雀第一、朱雀第二、朱雀第六	801-1384	801-1385
西ノ京	604-8437	中京区西ノ京東中合町2	朱雀第四、朱雀第五、朱雀第八	841-0883	803-0623
本 能	604-8231	中京区蛸薬師通油小路東入元本能寺南町346	城巽、本能、乾、朱雀第三、朱雀第七	254-0021	211-5171
御 池	604-0954	中京区御池通柳馬場東入東八幡町579	銅駝、立誠、富有、柳池、生祥、竹間、 初音、日彰、梅屋、龍池、明倫	257-5810	257-5812
洛 東	605-0981	東山区本町15丁目794	今熊野、一橋、月輪	561-1356	561-1359
東 山	605-0875	東山区渋谷通本町東入4丁目鐘鑄町415-4	清水、六原、修道、貞教	541-6171	541-6104
粟 田	605-0028	東山区三条通古川町東入分木町80-2	有濟、粟田、弥栄、新道	761-8010	761-8612
音 羽	607-8062	山科区音羽珍事町1-1 双葉ビル101	音羽、音羽川、大塚	595-8139	593-4139
山 階	607-8086	山科区竹鼻四丁野町23-18	安朱、山階、西野	583-5833	583-5835
勧 修	607-8203	山科区栗栖野打越町17	山階南、百々、勧修	595-7736	595-7739
大 宅	607-8179	山科区大宅御所田町115-1	大宅、小野	572-6660	575-5055
日ノ岡	607-8493	山科区日ノ岡朝田町50-7	陵ヶ岡、鏡山	595-5575	582-6087
下京西部	600-8876	下京区西七条南中野町41-1	大内、七条、西大路	326-3639	326-3647
下京中部	600-8233	下京区西洞院通塩小路上る北不動堂町573	格致、醒泉、植柳、安寧、梅逕	361-2141	361-2145
下京東部	600-8207	下京区上之町9-3 うるおい館2階	稚松、皆山、菊浜、崇仁	342-2698	371-1029
修 徳	600-8449	下京区新町通松原下る富永町110-1	永松、開智、豊園、成徳、有隣、修徳、尚徳	351-2153	351-4079
島 原	600-8825	下京区西新屋敷中之町103-2	郁文、淳風、光徳、七条第三	351-4850	351-4820
東 九 条	601-8005	南区東九条西岩本町1-1	山王、九条、九条弘道、九条塔南、 梅逕、東梅逕	662-3009	692-4930
久 世	601-8203	南区久世築山町328	祥栄、久世	933-5787	933-5702
陶 化	601-8024	南区東九条東札辻町6-1	陶化、東和、上鳥羽	671-2343	671-2333
唐 橋	601-8453	南区唐橋羅城門町38 マム・スクエア内1階	南大内、唐橋、祥豊、吉祥院	694-6222	694-6670
嵯 峨	616-8417	右京区嵯峨大覚寺門前六道町12	水尾、宕陰、嵯峨、広沢	873-3085	873-3095
花 園	616-8031	右京区花園鷹司町1-1 高齢者福祉総合施設はなぞの内	高雄、宇多野、御室、花園	466-2711	466-2722

高齢サポート名	〒	所在地	担当地域(学区)	電話	FAX番号
嵐 山	616-8312	右京区嵯峨野清水町20 中川マンション103	嵐山、嵯峨野	871-0200	865-0115
梅 津	615-0924	右京区梅津尻溝町28	北梅津、梅津	862-5171	862-5109
常 磐 野	616-8218	右京区常盤出口町5	常磐野、太秦、南太秦	873-3156	873-3157
西 院	615-0001	右京区西院上今田町18-3	安井、山ノ内、西院第一、西院第二	812-6712	812-6776
京 北	601-0532	右京区京北上中町宮ノ下22	京北第一、京北第二、京北第三	854-1111	854-0970
葛 野	615-0882	右京区西京極葛野町3	葛野、西京極、西京極西	322-2236	322-2244
西京北部	615-8283	西京区松尾井戸町36	嵐山東、松尾、松陽	392-7817	392-1382
桂 川	615-8033	西京区下津林東大般若町32	桂徳、桂東、川岡、川岡東	391-1772	391-1801
西京南部	615-8158	西京区榎原秤谷町21-2	桂川、桂、榎原	382-1127	382-0545
沓 掛	610-1101	西京区大枝北沓掛町1-3-1	桂坂、大枝、新林、福西	335-2201	335-2308
境 谷	610-1106	西京区大枝沓掛町13-222	境谷、竹の里、大原野	331-8781	331-8763
下 鳥 羽	612-8208	伏見区下鳥羽但馬町150	下鳥羽、板橋、南浜	604-5011	604-5022
久我の杜	612-8494	伏見区久我東町202-6	久我、久我の杜、羽束師、横大路	931-8024	931-8025
向 島	612-8154	伏見区向島津田町17-1 第7長栄マンション1階	向島、向島藤ノ木、向島二ノ丸、 向島二ノ丸北、向島南	622-8845	622-8867
東高瀬川	612-8372	伏見区北端町44-7	竹田、住吉	622-7745	604-5327
淀	613-0916	伏見区淀美豆町1055	納所、淀、美豆(淀南)	633-6557	633-6558
桃 山	612-8036	伏見区桃山町立売1-6	桃山、桃山東、桃山南	605-4707	605-4708
深草北部	612-0012	伏見区深草一ノ坪町40-6	稻荷、砂川	641-2544	641-2545
深草南部	612-0844	伏見区深草大亀谷東古御香町59-60合地	藤ノ森、藤城	641-9301	641-9302
深草中部	612-0029	伏見区深草西浦町5丁目15	深草	642-5155	642-5154
醍醐南部	601-1434	伏見区石田森南町9	小栗栖、小栗栖宮山、石田、春日野、日野	572-6572	575-4738
醍醐北部	601-1366	伏見区醍醐大構町28-3 サンフラワー醍醐1階	北醍醐、醍醐西、醍醐、池田、池田東	571-3560	571-3570

## 地域介護予防推進センター

[→60ページもご覧ください]

センター名	〒	所在地	担当地域	電話	FAX番号
京都市北区地域介護予防推進センター	603-8465	北区鷹峯土天井町54	北 区	494-0323	495-2161
京都市上京区地域介護予防推進センター	602-0951	上京区小川通今出川下る西入東今町375	上 京 区	417-4707	415-8835
京都市左京区地域介護予防推進センター	606-0812	左京区下鴨上川原町62	左 京 区	706-6499	703-1520
京都市中京区地域介護予防推進センター	604-8402	中京区聚楽廻西町186	中 京 区	801-0389	801-0352
京都市東山区地域介護予防推進センター	605-0981	東山区本町15丁目794	東 山 区	551-2448	561-1359
京都市山科区地域介護予防推進センター	607-8086	山科区竹鼻四丁野町19-4	山 科 区	583-6205	583-6206
京都市下京区地域介護予防推進センター	600-8223	下京区七条通西洞院西入る南側大黒町227 第2キョートビル5階	下 京 区	361-1060	361-0901
京都市南区地域介護予防推進センター	601-8453	南区唐橋羅城門町30 京都メディックスビル3階	南 区	693-6135	693-6175
京都市右京区地域介護予防推進センター	615-0924	右京区梅津尻溝町66-1	右 京 区	864-1084	873-1396
京都市西京区地域介護予防推進センター	615-8256	西京区山田平尾町46	西 京 区	392-7874	392-0191
京都市伏見地域介護予防推進センター	612-8078	伏見区大宮町552 OJコート101号室	伏 見 区 (本所管内)	612-8156	612-8178
京都市深草・醍醐地域介護予防推進センター	612-0889	伏見区深草直達橋2丁目452-4 コーポクロサワ20-A	伏 見 区 (深草・醍醐管内)	641-2543	642-5154

## 社会福祉協議会

施設名	〒	所在地	電話
(福)京都市社会福祉協議会	600-8127	下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83-1 ひと・まち交流館京都内	354-8731
(福)北区社会福祉協議会	603-8143	北区小山上総町3	441-1900
(福)上京区社会福祉協議会	602-8247	上京区葎屋町通中立売下る北俵町317	432-9535
(福)左京区社会福祉協議会	606-8103	左京区高野西開町5 左京合同福祉センター内	723-5666
(福)中京区社会福祉協議会	604-8316	中京区大宮通御池下る三坊大宮町121-2 中京区地域福祉センター内	822-1011
(福)東山区社会福祉協議会	605-0863	東山区五条通大和路東入五丁目梅林町576-5 やすらぎ・ふれあい館内	551-4849
(福)山科区社会福祉協議会	607-8344	山科区西野大手先町2-1 山科総合福祉会館内	593-1294
(福)下京区社会福祉協議会	600-8166	下京区花屋町通室町西入乾町292 下京総合福祉センター内	361-1881
(福)南区社会福祉協議会	601-8321	南区吉祥院西定成町32 南老人福祉センター内	671-1589
(福)右京区社会福祉協議会	616-8105	右京区太秦森ヶ前町22-3 右京合同福祉センター内	865-8567
(福)右京区社会福祉協議会 京北事務所	601-0251	右京区京北周山町下寺田1-1	852-0527
(福)西京区社会福祉協議会	615-8083	西京区桂良町23-4	394-5711
(福)伏見区社会福祉協議会	612-8318	伏見区紙子屋町544 伏見社会福祉総合センター内	603-1287
(福)伏見区社会福祉協議会 醍醐分室	601-1375	伏見区醍醐高畑町30-1 醍醐老人福祉センター内	575-2070

## 老人福祉センター等

[→79ページもご覧ください]

施設名	〒	所在地	電話
北老人福祉センター	603-8214	北区紫野雲林院町44-1 北合同福祉センター3階	492-8845
上京老人福祉センター	602-8383	上京区今小路通御前通東入西今小路町797	464-4889
左京老人福祉センター	606-8103	左京区高野西開町5 左京合同福祉センター1階	722-4650
中京老人福祉センター	604-8804	中京区壬生坊城町48-3 UR都市機構壬生坊城第二団地4棟1階	821-5000
東山老人福祉センター	605-0862	東山区清水5丁目130-8 東山区総合庁舎南館地下1階	541-0434
山科老人福祉センター	607-8169	山科区榎辻西浦町41-107	501-1630
山科中央老人福祉センター	607-8344	山科区西野大手先町2-1 山科総合福祉会館2階	501-0242
下京老人福祉センター	600-8166	下京区花屋町通室町西入乾町292 下京総合福祉センター2階	341-1730
南老人福祉センター	601-8321	南区吉祥院西定成町32	671-1717
久世西老人福祉センター	601-8213	南区久世中久世町5丁目19-1	934-5801
右京老人福祉センター	616-8254	右京区鳴滝宅間町14-2	464-2789
右京中央老人福祉センター	616-8105	右京区太秦森ヶ前町22-3 右京合同福祉センター2階	865-8425
西京老人福祉センター	615-8223	西京区上桂前田町29-2	392-4705
洛西老人福祉センター	610-1146	西京区大原野西境谷町2丁目14-4	335-0766
伏見老人福祉センター	612-8318	伏見区紙子屋町544 伏見社会福祉総合センター2階	603-1285
淀老人福祉センター	613-0904	伏見区淀池上町131-1 伏見区役所淀出張所1・2階	631-7016
醍醐老人福祉センター	601-1375	伏見区醍醐高畑町30-1 パセオ・ダイゴロー西館1階	575-2570
老人保養センター	601-1436	伏見区石田西ノ坪1-2	571-7500
久多いいきセンター	520-0462	左京区久多下の町203	748-2775

## 認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)

[→39ページもご覧ください]

施設名	〒	所在地	電話	定員
ケアサポートセンター 鷹峯	603-8467	北区鷹峯南鷹峯町32-37	495-3502	18
グループホーム 京都北山の家	603-8466	北区鷹峯光悦町32-1	494-0200	18
グループホーム はつね	603-8173	北区小山下初音町24 カマラーグドーム101号	494-3022	9
グループホーム あらぎ	603-8463	北区大宮玄塚南町27	495-1250	14
介護老人グループホーム 寛寿庵	603-8805	北区西賀茂蟹ヶ坂町59-8	495-8794	7
グループホーム ほっこり庵	603-8401	北区大宮上ノ岸町6-6	493-4801	18
グループホーム たのしい家 紫野	603-8225	北区紫野南舟岡町35-2	417-1126	18
グループホーム 衣笠シオン	603-8486	北区衣笠赤阪町1-328	462-2728	9
えくせれんと衣笠	603-8323	北区北野東紅梅町12	461-6511	27
柏野の郷 グループホーム	603-8312	北区紫野中柏野町22	467-5021	18
十四軒町グループホーム	602-8164	上京区千本通出水下る十四軒町398	801-1563	18
グループホーム たのしい家 西陣	602-8449	上京区中筋通大宮西入横大宮町219-1	441-3521	27
グループホーム 千本笹屋町	602-8453	上京区笹屋町通千本東入笹屋町3丁目622	414-7802	9
洛和グループホーム 二条城北	602-8117	上京区黒門通下長者町下る吉野町687-2	451-1160	27
ケアサポートセンター 千本今出川	602-8464	上京区元誓願寺通千本東入元四丁目424-2	411-9918	9
えくせれんと聚楽第	602-8162	上京区出水通土屋町東入東神明町290-1	813-1165	27
はるかぜガーデン御前	602-8354	上京区下立売通七本松西入西東町339	432-7725	27
グループホーム 京都左京の家	601-1123	左京区静市市原町646-2	741-1700	18
グループホーム やすらぎの家	601-1246	左京区大原井出町154	744-2347	18
グループホーム みさき岩倉	606-0025	左京区岩倉中町380	702-5601	18
洛和グループホーム 百万遍	606-8225	左京区田中門前町103-27	706-6760	18
グループホーム 北白川	606-8244	左京区北白川東平井町13	701-5610	9
グループホーム ニングルの森北白川	606-8406	左京区浄土寺石橋町69	762-0920	9
グループホーム かすたねと	606-0024	左京区岩倉花園町401	703-2470	18
ケアサポートセンター 岩倉長谷	606-0026	左京区岩倉長谷町1617-1	703-4065	9
ケアサポートセンター 宝ヶ池	606-0047	左京区上高野薩田町11-1	702-2051	9
グループホーム たのしい家 静市	601-1123	左京区静市市原町743-4	703-0221	18
ケアサポートセンター 市原野	601-1123	左京区静市市原町1223-69	741-3110	9
グループホーム 一乗寺ほっこり庵	606-8116	左京区一乗寺宮ノ東町37	702-0385	9
えくせれんと修学院	606-8122	左京区一乗寺東閉川原町2-2	712-6511	18
えくせれんと岡崎	606-8334	左京区岡崎南御所町38-1	762-6511	18
グループホームカノンしもがも	606-0816	左京区下鴨松ノ木町64-50	070-1217-0550	9
京都壬生ケアセンターそよ風	604-8874	中京区壬生天池町24	803-1590	18
グループホーム 都和のはな	604-8454	中京区西ノ京小堀池町3-4	802-8130	9
グループホーム 姉小路	604-8263	中京区堀川通姉小路下る姉東堀川町76	257-3879	18
ケアサポートセンター 壬生	604-8812	中京区壬生相合町63-1	813-5151	18
グループホーム 新町御池	604-8206	中京区新町通姉小路下る町頭町92	253-6927	27
洛和グループホーム 西ノ京	604-8481	中京区西ノ京冷泉町140	813-5720	18
洛和グループホーム 壬生	604-8852	中京区壬生東大竹町44-1	803-1557	18
愛の家グループホーム 京都円町	604-8493	中京区西ノ京南両町23	803-6780	18
グループホーム たのしい家 西ノ京	604-8481	中京区西ノ京冷泉町119	823-1521	27
東山 ケアセンターそよ風	605-0981	東山区本町18丁目386-1	533-7105	18
えくせれんと東山	605-0934	東山区大黒町通正面下る塗師屋町585	525-6511	18
グループホーム いまくまの	605-0926	東山区今熊野北日吉町61-10	744-0314	18
はるかぜガーデン泉涌寺	605-0976	東山区泉涌寺東林町17-62	708-3165	18
グループホーム レット・イト・ビー	605-0981	東山区本町20丁目441-1	525-0086	27

施設名	〒	所在地	電 話	定員
グループホーム 小野	607-8217	山科区勸修寺閑林寺 83-6	575-5533	9
洛和グループホーム 音羽	607-8066	山科区音羽森廻り町 34-8	501-1121	9
洛和グループホーム 勸修寺番館	607-8221	山科区勸修寺西金ヶ崎 238	582-8211	27
洛和グループホーム 北花山	607-8481	山科区北花山中道町 109-12	582-0595	9
洛和グループホーム 山科小山	607-8116	山科区小山鎮守町 9-1	595-3288	18
グループホーム たのしい家 山科小野	607-8218	山科区勸修寺御所内町 122	575-2120	18
洛和グループホーム 山科鏡山	607-8476	山科区北花山河原町 8	582-8208	18
洛和グループホーム 山科西野	607-8348	山科区西野広見町 27-1	594-8522	18
グループホーム 喜林	607-8218	山科区勸修寺御所内町 20-1	748-7038	18
グループホーム 香東園やましな	607-8353	山科区西野野色町 15-88	595-6511	18
ヒューマンライフケア 山科グループホーム	607-8306	山科区西野山中鳥井町 28	501-8300	18
グループホーム たのしい家山科音羽	607-8078	山科区音羽初田町 5-1	582-5122	27
グループホーム めくもりの里	600-8863	下京区七条御所ノ内本町 15	314-1211	8
洛和グループホーム 四条鉾町	600-8461	下京区仏光寺通油小路東入木賊山町 165	371-1127	9
グループホーム 京都下京の家	600-8837	下京区夷馬場町 30-1	344-3222	18
グループホーム 四条大宮	600-8383	下京区大宮通綾小路下る綾大宮町 52	432-7178	9
グループホーム 御所ノ内	600-8885	下京区西七条南月読町 102-1	326-6071	18
グループホーム 京都ミモザの郷	600-8804	下京区中堂寺前田町 26	352-6700	18
洛和グループホーム 久世	601-8212	南区久世上久世町 34-2	925-0210	18
ケアサポートセンター 吉祥院	601-8339	南区吉祥院里ノ内町 71-1	693-3602	9
さざなみ京都南	601-8146	南区上鳥羽奈須野町 23	662-3528	27
グループホーム さんきち	601-8318	南区吉祥院三ノ宮西町 87-2	694-1200	27
グループホーム 京都久世の家	601-8205	南区久世殿城町 458	931-1010	18
洛和グループホーム 桂川	601-8213	南区久世中久世町 1丁目 63	925-1505	18
グループホーム たのしい家 吉祥院	601-8311	南区吉祥院西ノ庄東屋敷町 1-2	325-1821	27
嵯峨野ケアセンターそよ風	616-8447	右京区嵯峨釈迦堂藤ノ木町 19-1、20-1	864-5565	27
洛和グループホーム 太秦	616-8155	右京区太秦袴田町 9-1	873-2114	27
ケアサポートセンター けいほく	601-0321	右京区京北塔町中筋浦 44-1	853-8181	18
グループホーム たのしい家 梅津	615-0905	右京区梅津石灘町 11	865-1221	18
洛和グループホーム 右京常盤	616-8231	右京区常盤柏ノ木町 15-1	863-5643	18
天神川ケアセンターそよ風	615-0055	右京区西院西田町 61	313-6650	18
洛和グループホーム 花園	616-8037	右京区花園猪ノ毛町 8-3	461-0900	18
洛和グループホーム 西院	615-0065	右京区西院日照町 103	325-5815	18
グループホーム たのしい家 高雄	616-8262	右京区梅ヶ畑向ノ地町 10	862-1921	18
洛和グループホーム 右京山ノ内	615-0071	右京区山ノ内西裏町 15	325-5778	18
すいとハンス嵯峨野	616-8332	右京区嵯峨野北野町 7-1	863-5050	27
グループホーム 走和の郷	615-0905	右京区梅津石灘町 48	863-6081	25
グループホーム 御所ノ内ときわ	616-8171	右京区太秦青木ヶ原町 7-2	872-8201	27
グループホーム ごじょう西小路	615-0035	右京区西院追分町 5	323-0711	27
京都ケアセンターそよ風	610-1142	西京区大枝東新林町 2-13	335-0211	18
グループホーム ラポールしらかば	615-8165	西京区榎原盆山 15-8	392-5777	18
グループホーム 金閣アネックス	615-8065	西京区下津林楠町 98-1	382-5251	18
グループホーム さくら	610-1104	西京区大枝中山町 2-41	333-3266	9
愛の家グループホーム 京都洛西	610-1111	西京区大枝東長町 1-68	335-3560	18
グループホーム 上桂	615-8213	西京区上桂北村町 114	382-1613	18
えくせれんと桂	615-8051	西京区牛ヶ瀬西柿町 75	382-6511	18

施設名	〒	所在地	電 話	定員
すいと上桂	615-8223	西京区上桂前田町 55-4	381-1165	18
グループホーム 桂坂	610-1101	西京区大枝北沓掛町 1-21-94	335-3611	9
愛の家グループホーム 京都桂	615-8003	西京区桂上野東町 135-1	382-0700	27
洛和グループホーム 桂	615-8125	西京区川島調子町 35-1	382-3121	18
すいと嵐山	616-0027	西京区嵐山内田町 25-4	863-6511	18
グループホーム たのしい家 桂	615-8025	西京区桂稻荷山町 12-2	382-5722	18
はるかぜガーデン 桂川	615-8006	西京区桂上野西町 234	748-9415	27
グループホーム 洛西	610-1111	西京区大枝東長町 1-610	333-9191	18
リーガテラス 京都洛西	610-1104	西京区大枝中山町 3-3	335-0046	27
グループホーム まこと	612-8297	伏見区横大路貴船 8-2	604-6173	6
グループホーム リエゾン 羽束師	612-8486	伏見区羽束師古川町 168-1	924-3402	9
ラ・プラーヌ 樹楽 京都伏見	612-8379	伏見区南寝小屋町 54	604-5332	18
グループホーム 京都納所淀の家	612-8279	伏見区納所北城堀 7-11	631-7200	18
グループホーム よろこび伏見	612-8141	伏見区向島二ノ丸町 32	623-4652	18
グループホーム 京都向島の家	612-8122	伏見区向島庚申町 32-5	602-0800	18
グループホーム 伏見・羽束師陽風荘	612-8487	伏見区羽束師菱川町 628-5	922-0501	18
グループホーム 京都桃山の家	612-8034	伏見区桃山町泰長老 132	611-8500	18
グループホーム 宝生苑	612-8002	伏見区桃山町山ノ下 66-38	575-5779	27
観月橋グループホーム 翔裕館	612-8123	伏見区向島立河原町 67-1	603-1770	18
グループホーム さいわい	612-8112	伏見区向島本丸町 28-2	612-0050	9
洛和グループホーム 伏見竹田	612-8413	伏見区竹田三ツ杭町 59-3	645-5750	18
グループホーム 藤城の家	612-0846	伏見区深草大亀谷万帖敷町 4-1	644-2246	9
グループホーム ふかくさ	612-0029	伏見区深草西浦町 8丁目 19	646-2187	27
グループホーム 京都伏見の家	612-0029	伏見区深草西浦町 2丁目 115	645-5400	18
グループホーム たのしい家 伏見深草	612-8437	伏見区深草小久保町 302	643-7721	18
洛和グループホーム 醍醐寺	601-1324	伏見区醍醐伽藍町 21-1	575-2531	18
グループホーム たのしい家 醍醐	601-1326	伏見区醍醐新町裏町 5	575-4621	27
グループホーム 醍醐の家ほっこり	601-1352	伏見区醍醐南里町 30-1	575-3888	18
洛和グループホーム 醍醐春日野	601-1346	伏見区醍醐東合場町 9-12	575-2510	18
ラ・プラーヌ 樹楽 醍醐	601-1373	伏見区醍醐中山町 20-2	575-5015	18
ヒューマンライフケア伏見グループホーム	601-1406	伏見区日野谷寺町 68	571-6090	18
まどかII番館グループホーム	612-8499	伏見区下鳥羽南円面田町 122,123	612-1100	9
グループホーム 京都指月の郷 West館	612-0000	伏見区常盤町 40-3	611-1011	18
グループホーム 京都指月の郷 East館	612-8034	伏見区桃山町泰長老 176-5	611-8710	27

### 小規模多機能型居宅介護

[→ 31ページもご覧ください]

施設名	〒	所在地	電 話	定員
ガーデンハウス 西賀茂	603-8824	北区西賀茂南大栗町 11	494-3160	25
ガーデンハウス 上賀茂	603-8036	北区上賀茂西河原町 12	702-0021	29
きたおおじ	603-8231	北区紫野大徳寺町 49-3	366-8022	29
たのしい家 紫野	603-8225	北区紫野南舟岡町 35-2	417-1152	28
衣笠シオン	603-8486	北区衣笠赤阪町 1-328	462-2728	25
エクセレント衣笠	603-8323	北区北野東紅梅町 12	461-6511	18
京都北山	603-8466	北区鷹峯光悦町 32-1	494-0201	24
金閣こぶしの里	603-8364	北区平野桜木町 7-3-2	466-2273	25

施設名	〒	所在地	電話	定員
柏野の郷	603-8312	北区紫野中柏野町22	467-5021	28
うえの	603-8242	北区紫野上野町68	496-8332	18
小川	602-0943	上京区小川通一条上革堂町586-4	417-0345	24
十四軒町の家	602-8164	上京区千本通出水下下十四軒町398	813-1456	29
和泉の家	602-8238	上京区大宮通中立売通上糸屋町198	415-7810	24
ケアサポートセンター千本今出川	602-8464	上京区元誓願寺通千本東入元4丁目424-2	411-9918	25
たのしい家 西陣	602-8449	上京区中筋通大宮西入横大宮町219-1	441-2821	25
エクセレント聚楽第	602-8162	上京区出水通土屋町東入東神明町290-1	813-1165	18
はるかぜガーデン御前	602-8354	上京区下立売通七本松西入西東町339	432-7725	18
花友はなせ	601-1105	左京区花脊別所町878	705-5001	25
ガーデンハウス下鴨	606-0806	左京区下鴨蔭倉町1	706-8620	25
ケアサポートセンター宝ヶ池	606-0047	左京区上高野薩田町11-1	702-2051	25
エクセレント修学院	606-8122	左京区一乗寺東閉川原町2-2	712-6511	29
エクセレント岡崎	606-8334	左京区岡崎南御所町38-1	762-6511	29
京都左京	601-1123	左京区静市市原町646-2	741-1701	24
ようせいの家	606-8206	左京区田中馬場町74	712-6363	25
みさき岩倉	606-0025	左京区岩倉中町380	702-5603	12
愛の家 京都円町	604-8493	中京区西ノ京南両町23	803-6780	29
京都四条大宮	604-8804	中京区壬生坊城町1-3	802-6211	29
たのしい家 西ノ京	604-8481	中京区西ノ京冷泉町119	823-1501	12
京都三条大宮	604-8336	中京区大宮通三条下三条大宮町248-1	813-0012	24
もみじの家	605-0981	東山区本町4丁目130	533-1007	25
エクセレント東山	605-0934	東山区大黒町通正面下塗師屋町585	525-6511	29
いまくまの	605-0926	東山区今熊野北日吉町61-10	744-0876	25
はるかぜガーデン泉涌寺	605-0976	東山区泉涌寺東林町17-62	708-3165	18
レット・イット・ビー	605-0981	東山区本町20丁目441-1	525-0086	25
寛ぎの家 勸修	607-8222	山科区勸修寺東堂田町170	583-5332	25
栗栖野の家	607-8203	山科区栗栖野打越町36-3 コンフォーレ栗栖野	644-7250	25
洛和 山科小山	607-8116	山科区小山鎮守町9-1	595-3295	25
みささぎ	607-8424	山科区御陵原西町42	582-1189	25
洛和 山科西野	607-8348	山科区西野広見町27-1	594-8500	29
香東園やましな	607-8353	山科区西野野色町15-88	595-6511	29
喜林	607-8218	山科区勸修寺御所内町20-1	748-7037	18
京都音羽	607-8067	山科区音羽前田町38-1	584-2371	24
ヒューマンライフケア山科の宿	607-8306	山科区西野山中鳥井町28	501-8290	29
京都山科新十条	607-8204	山科区栗栖野華ノ木町12	591-5104	24
たのしい家 山科音羽	607-8078	山科区音羽初田町5-1	582-5121	25
京都大宅	607-8178	山科区大宅五反畑町49-3	584-2255	24
なぎつじ小規模多機能ホーム爽やかな風	607-8167	山科区柳辻封シ川町43-2	502-0700	29
御所ノ内	600-8885	下京区西七条南月読町102-1	326-6071	25
ケアサポートセンター吉祥院	601-8339	南区吉祥院里ノ内町71-1	693-3602	25
さんきち	601-8318	南区吉祥院三ノ宮西町87-2	694-1800	25
京都久世	601-8205	南区久世殿城町458	931-1050	24
洛和 桂川	601-8213	南区久世中久世町1丁目63	925-1507	25
さざなみ京都南	601-8146	南区上鳥羽奈須野町23	662-3528	15
たのしい家 吉祥院	601-8311	南区吉祥院西ノ庄東屋敷町1-2	325-1421	22

施設名	〒	所在地	電話	定員
嵐山寮 ひろさわ	616-8304	右京区嵯峨広沢南野町26-2 CあんどC嵯峨	871-3040	29
嵐山寮 さがの	616-8312	右京区嵯峨野清水町21-58 プレミアムヒルズ嵯峨野1階	871-0085	29
ソラスト西京都	616-8175	右京区太秦一町芝町6-9	864-2568	25
山ノ内	615-0093	右京区山ノ内宮前町5-10	813-5680	25
鳴滝陽風荘	616-8256	右京区鳴滝松本町20-1	464-2330	25
洛和 花園	616-8037	右京区花園猪ノ毛町8-3	461-0950	29
洛和 西院	615-0065	右京区西院日照町103	325-5885	25
すいととハンズ嵯峨野	616-8332	右京区嵯峨野北野町7	863-5050	25
京都天神川	615-0056	右京区西院西貝川町88	863-0702	29
走和の郷	615-0905	右京区梅津石灘町48	863-6081	24
京都有栖	615-0937	右京区梅津北川町2-1	872-0724	24
京都花園	616-8054	右京区花園中御門町11	841-2303	24
御所ノ内ホームときわ	616-8171	右京区太秦青木ヶ原町7-2	872-8201	25
ごじょう西小路	615-0035	右京区西院追分町5	323-0711	25
京都厚生園 松尾の家	615-8283	西京区松尾井戸町36	392-1383	25
銀閣	615-8036	西京区下津林南大般若町120	382-5252	25
ガーデンハウス上桂	615-8213	西京区上桂北村町114	382-1612	29
エクセレント桂	615-8051	西京区牛ヶ瀬西柿町75	382-6511	29
京都桂川	615-8057	西京区下津林番条町86	382-1271	24
スイート上桂	615-8223	西京区上桂前田町55-4	381-1165	18
愛の家 京都桂	615-8003	西京区桂上野東町135-1	382-0710	29
桂坂	610-1101	西京区大枝北沓掛町1-21-94	335-3610	25
たのしい家 桂	615-8025	西京区桂稻荷山町12-2	382-5721	22
スイート嵐山	616-0027	西京区嵐山内田町25-4	863-6511	29
リーガテラス京都洛西	610-1104	西京区大枝中山町3-3	335-0046	22
はるかぜガーデン桂川	615-8006	西京区桂上野西町234	748-9415	18
板橋の町家ほっこり	612-8351	伏見区土橋町334-1	605-4660	29
リエゾン羽束師	612-8486	伏見区羽束師古川町168-1	924-3402	25
京都納所淀	612-8279	伏見区納所北城堀7-11	631-7100	25
よろこび伏見	612-8141	伏見区向島二ノ丸町32	623-4652	18
京都向島	612-8122	伏見区向島庚申町32-5	602-0820	24
伏見・羽束師陽風荘	612-8487	伏見区羽束師菱川町628-5	922-0501	25
京都桃山	612-8034	伏見区桃山町泰長老132	611-8511	24
洛和 伏見竹田	612-8413	伏見区竹田三ツ杭町59-3	645-5752	25
宝生苑	612-8002	伏見区桃山町山ノ下66-38	575-5780	25
観月橋 爽やかな風	612-8123	伏見区向島立河原町67-1	603-1770	24
向島美郷	612-8134	伏見区向島清水町189-1	634-8878	29
稻荷の家ほっこり	612-0014	伏見区深草稻荷鳥居前町17-4	641-2700	29
藤城の家	612-0846	伏見区深草大亀谷万帖敷町4-1	644-2246	29
ふかくさ	612-0029	伏見区深草西浦町8丁目15	646-2666	29
醍醐の家ほっこり	601-1352	伏見区醍醐南里町30-1	575-3888	29
小栗栖の家ほっこり	601-1444	伏見区小栗栖牛ヶ淵町30	575-2466	29
たのしい家 醍醐	601-1326	伏見区醍醐新町裏町5	575-4621	25
ラ・プラーヌ樹楽醍醐	601-1373	伏見区醍醐中山町20-2	575-5015	24
ヒューマンライフケア伏見の宿	601-1406	伏見区日野谷寺町68	571-6165	25
京都指月の郷 East館	612-8034	伏見区桃山町泰長老176-5	611-8710	24

## 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

[→26ページもご覧ください]

施設名	〒	所在地	電話
ケア・サポート上高野事業所	606-0085	左京区上高野隣好町10	708-1066
スーパー・コート京・四条大宮	604-8804	中京区壬生坊城町25 第一正美堂ビル3階311号室	803-4853
洛和ヘルパーステーション音羽	607-8064	山科区音羽ハノ坪17-1	584-1400
Uniケアサポート京都	600-8814	下京区中堂寺庄ノ内町46-7	279-6770
久世ホーム訪問介護事業所	601-8203	南区久世築山町72	933-5777
鳥羽ホーム ホームヘルプサービスセンター	601-8181	南区上鳥羽堀子町88	692-1147
メッセージケアサポートセンター京都	615-0883	右京区西京極南大入町72 プリモ・レガーロ西京極1F	325-5737
あんしんサポート伏見	612-0844	伏見区深草大亀谷東古御香町59.60	641-6566
24時間安心ケアステーション醍醐	601-1371	伏見区醍醐上ノ山町11	571-3688

## 夜間対応型訪問介護

[→26ページもご覧ください]

施設名	〒	所在地	電話
新大宮ナイトヘルパーステーション	603-8206	北区紫竹西南町65-34	492-3979
小川	602-0943	上京区小川通一条上革堂町586-4	417-1333
スマイルドア	606-0015	左京区岩倉幡枝町2406	203-6480
山科	607-8165	山科区榎辻平田町184	583-6710
久世ホーム訪問介護事業所	601-8203	南区久世築山町72	933-5777
南	601-8449	南区西九条大国町48-2	694-1911
鳥羽ホーム ホームヘルプサービスセンター	601-8181	南区上鳥羽堀子町88	692-1149
キャビック	615-0907	右京区梅津段町8	881-7770
メッセージナイトケアサポート京都	615-0883	右京区西京極南大入町72 プリモ・レガーロ西京極1F	325-5737
京都夜間訪問介護センター	615-8073	西京区桂野里町49-8	382-2267
あんしんサポート伏見	612-0084	伏見区深草大亀谷東古御香町59.60	645-6564

## 看護小規模多機能型居宅介護

[→31ページもご覧ください]

施設名	〒	所在地	電話
ナーシングケアホームおとく	603-8149	北区小山南上総町7	411-9371
ナーシングケアカノンしもがも	606-0816	左京区下鴨松ノ木町64-50	070-1217-0550
洛和看護小規模多機能サービス 壬生	604-8852	中京区壬生東大竹町44-1	803-1550
吉祥院複合型サービスれんげそう	601-8314	南区吉祥院井ノ口町43	693-8408
複合型サービスみちくさ	612-8429	伏見区竹田西段川原町169	643-2811
看護小規模多機能型居宅介護 神川	612-8456	伏見区中島中道町75	604-5344

## 認知症対応型通所介護

[→29ページもご覧ください]

施設名	〒	所在地	電話	定員
デイサービスセンターつるさん・かめさん	603-8832	北区大宮南田尻町59	493-4407	12
こぶしの里サテライト今宮デイサービスセンター	603-8231	北区紫野大徳寺町35-2	494-2880	12
紫野老人デイサービスセンター	603-8233	北区紫野西野町15	494-3359	12
はつねデイサービスセンター	603-8173	北区小山下初音町24 カマラーグドローモ202号	494-3033	10
京都市上京老人デイサービスセンター	602-8383	上京区今小路通御前東入西今小路町797	464-2181	12
糸屋町デイサービスセンター	602-8238	上京区大宮通中立売通上糸屋町198	415-7800	12
デイサービスセンター凧	602-8066	上京区中立売通堀川東入東橋詰町64	366-3143	12
グッデイ	606-8285	左京区北白川東久保田町66-3	703-7484	10

施設名	〒	所在地	電話	定員
デイサービスセンターやすらぎ	604-8844	中京区壬生桧町16-22	326-7666	12
デイサービス新町御池	604-8206	中京区新町通姉小路下町頭町92	253-6923	12
洛東園デイサービスセンター	605-0981	東山区本町15丁目794	561-1171	12
西野の家「はなさんち」通所介護事業所	607-8348	山科区西野広見町4	502-8734	12
デイサービスセンター ことぶき	607-8217	山科区勤修寺閑林寺83-6	575-5533	12
ヴィラ山科オレンジデイサービスセンター	607-8179	山科区大宅御所田町115-1	572-6677	12
京都市久世老人デイサービスセンター	601-8203	南区久世築山町328	933-5781	12
デイサービス故郷の家・京都	601-8023	南区東九条南松ノ木町47	691-4448	9
鳥羽ホーム認知症対応型デイサービスセンター	601-8181	南区上鳥羽堀子町88	644-6086	12
デイサービスセンター海ぶどう	615-0806	右京区西京極畔勝町67	323-2220	12
ケアサービスまたあした	616-8044	右京区花園扇野町26-60	812-5550	9
デイサービスセンターゆめじ	615-8281	西京区松尾木ノ曽町36-1 和光ビル2階	383-0113	12
玉頭の家	615-8193	西京区川島玉頭町38-10	950-1517	10
京都厚生園 山田の家	615-8273	西京区山田出口町31	392-7370	12
板橋の町家ほっこり	612-8351	伏見区土橋町334-1	605-4660	12
ハーモニーこがなの家	612-8491	伏見区久我石原町1-41	334-5725	12
井伊掃部町デイサービスセンター	612-0071	伏見区桃山井伊掃部東町31	605-6233	10
深草センターほっこり	612-0029	伏見区深草西浦町5丁目14の1	647-9720	10
デイサービスセンターふかくさ	612-0029	伏見区深草西浦町8-15	646-5523	12
デイサービスセンター 醍醐の家ほっこり	601-1352	伏見区醍醐南里町30-1	575-3888	12

## 養護老人ホーム

[→69ページもご覧ください]

施設名	特定施設入居者生活介護	〒	所在地	電話	定員
市原寮	○	601-1123	左京区静市市原町1278	741-2102	60
ライトハウス朱雀※	○	604-8434	中京区西ノ京新建町3	803-1739	50
洛東園	○	605-0981	東山区本町15丁目794	561-1171	90
健光園	○	616-8417	右京区嵯峨大覚寺門前六道町12	881-0403	40
嵐山寮	○	616-8374	右京区嵯峨天龍寺北造路町17	871-0032	75
愛宕ゆうこうの郷	○	616-8475	右京区嵯峨嵯原宮ノ上町20	0771-44-0088	80
京都老人ホーム	○	612-0844	伏見区深草大亀谷東古御香町59・60	641-6622	80
同和園	○	601-1371	伏見区醍醐上ノ山町11	571-0010	90

※盲養護老人ホーム

## 軽費老人ホーム(ケアハウス)

[→69ページもご覧ください]

施設名	特定施設入居者生活介護	〒	所在地	電話	定員
リブル北山		603-8488	北区大北山長谷町5-36	463-4100	50
アーバンヴィレッジ終野		603-8033	北区上賀茂馬ノ目町30	711-7778	50
ケアハウス やまびこ		601-1247	左京区大原野村町511-8	744-3610	100
キョートケアハウス		604-0077	中京区丸太町油小路西丸太町20-3	231-1133	50
ケアハウス 山科		607-8239	山科区勤修寺丸山町1-72	502-7770	50
故郷の家・京都	○	601-8023	南区東九条南松ノ木町47	691-4448	40
ケアハウス なごみの里		601-0532	右京区京北上中町宮ノ下22	854-8800	22
ケアハウス 西院	○	615-0052	右京区西院清水町3-1	325-5559	55
久我の杜		612-8494	伏見区久我東町202-6	931-8001	50

施設名	特定施設入居者生活介護	〒	所在地	電話	定員
ケアハウス いずみ	○	613-0916	伏見区淀美豆町283	633-5995	20
サウスヴィレッジ向島		612-8152	伏見区向島新上林町16	612-3477	50
プラスしこうえん		612-8435	伏見区深草泓ノ壺町27-1	645-8888	50
あけぼのケアハウス		601-1366	伏見区醍醐大構町1-5	573-8123	50

## 有料老人ホーム

※種別「介護付」については、特定施設入居者生活介護の指定を受けています。 [→38、69ページもご覧ください]

施設名	〒	所在地	電話	定員	種別
シルバーホーム衣笠	603-8486	北区衣笠赤阪町1	462-6101	30	介護付
京都ヴィラ	603-8041	北区上賀茂ケシ山1	712-2800	126	介護付
アーバンヴィラ上賀茂プレミアム	603-8036	北区上賀茂西河原町12	706-8123	45	介護付
アーバンヴィラ西賀茂	603-8824	北区西賀茂南大栗町11	492-3010	14	介護付
エクセレント北野	603-8323	北区北野東紅梅町10	467-6511	41	住宅型
うえの	603-8242	北区紫野上野町68番地	496-8332	12	住宅型
アーバンヴィラ千本笹屋町	602-8453	上京区笹屋町通千本東入笹屋町3-622	414-7813	26	介護付
たのしい家 堀川今出川	602-8432	上京区今出川通大宮1丁東入北猪熊町295	432-0021	60	介護付
北野マリアヴィラ	602-8342	上京区仁和寺街道千本西入五番町153	463-8886	40	住宅型
ベストライフ京都洛北	606-0026	左京区岩倉長谷町416-1	706-7072	50	介護付
市原寮	601-1123	左京区静海市原町1278	741-2102	3	健康型
エステート・イン・洛	606-0021	左京区岩倉忠在地町363	701-5700	30	住宅型
レガロアコンフォート京都岩倉	606-0015	左京区岩倉幡枝町333-3	705-0070	43	住宅型
ライフピア八瀬大原I番館	601-1254	左京区八瀬野瀬町108	706-8539	60	介護付
北白川の花の家	606-8222	左京区田中樋ノ口町31	723-2909	45	住宅型
グランダ南禅寺下河原町	606-8434	左京区南禅寺下河原町53-1	762-0152	30	住宅型
ウェルエイジみづ	604-8821	中京区壬生柳ノ宮町31 壬生寺内	823-3366	75	介護付
スーパーコート京・四条大宮	604-8804	中京区壬生坊城町14-8	803-4850	73	住宅型
御所南マリアヴィラ	604-0084	中京区小川通夷川上る下丸屋町442-1	746-5231	50	住宅型
エクセレント西ノ京	604-8483	中京区西ノ京南上合町32	802-6511	46	介護付
ヒルデモア東山	607-8492	山科区日ノ岡夷谷町21-15	762-2700	31	介護付
Charm(チャーム)京都山科	607-8187	山科区大宅石郡町116	575-3557	83	介護付
喜林苑	607-8218	山科区勧修寺御所内町20-1	748-7039	28	介護付
Charm(チャーム)京都音羽	607-8062	山科区音羽珍事町39-1	583-5225	61	介護付
アーバンヴィラ四条大宮	600-8383	下京区大宮通綾小路下る綾大宮町52	432-7388	29	介護付
ライフハウス京都醒ヶ井	600-8335	下京区醒ヶ井通高辻下る住吉町504	352-7750	98	住宅型
トラストガーデン四条烏丸	600-8435	下京区松原通新町東入中野之町173-1	352-0730	56	介護付
CharmSuite(チャームスイート)京都桂川	601-8213	南区久世中久世町一丁目66-1	935-7111	64	介護付
そんぽの家 太秦天神川	616-8112	右京区太秦木ノ下町16-9	863-5575	40	介護付
ニチケアセンター天神川	615-0901	右京区梅津南広町93	863-5570	52	介護付
鳴滝陽風荘	616-8256	右京区鳴滝松本町20-1	464-2330	24	介護付
京北山国ふるさと園	601-0322	右京区京北辻町藤野ノ元40-1	853-7101	24	介護付
京都有栖川マリアヴィラ	615-0912	右京区梅津構口町43-3	873-2463	42	住宅型
グランダ山ノ内	615-0081	右京区山ノ内養老町7-1	325-0987	69	住宅型
さわやかはーとらいふ西京極	615-0835	右京区西京極堤下町8	325-2582	84	住宅型
エル・ファミーユ	615-0056	右京区西院西貝川町64	881-1805	14	住宅型
ロングライフ京都嵐山	616-8191	右京区太秦中山町19-6	466-3805	69	住宅型

施設名	〒	所在地	電話	定員	種別
西院マリアヴィラ	615-0061	右京区西院乾町63	874-1153	34	住宅型
御所ノ内ホームときわ	616-8171	右京区太秦青木ケ原町7-2	872-8201	18	介護付
グッドタイムリビング嵯峨広沢	616-8305	右京区嵯峨広沢御所ノ内町34-1	862-6001	65	介護付
グッドタイムリビング嵯峨有栖川	616-8337	右京区嵯峨明星町1-31	863-1055	80	住宅型
ライフ・イン京都	615-8256	西京区山田平尾町46-2	381-1870	370	介護付
アーバンヴィラ上桂	615-8213	西京区上桂北村町114	382-1615	29	介護付
スーパー・コート京・桂	615-8027	西京区桂朝日町123	393-4850	65	住宅型
レガロアコンフォート京都桂	615-8071	西京区桂春日町14-7	382-0606	36	住宅型
エクセレント桂	615-8051	西京区牛ヶ瀬西柿町75	382-6511	20	介護付
すまいる	610-1101	西京区大枝北沓掛町1-3-1	333-7716	28	住宅型
はるかぜガーデン桂川	615-8006	西京区桂上野西町234	748-9415	29	介護付
ベストライフ京都	612-8297	伏見区横大路貴船36	604-5617	90	介護付
そんぽの家 京都羽束師	612-8486	伏見区羽束師古川町176	924-2112	41	介護付
ハートフル京都・羽束師	612-8487	伏見区羽束師菱川町536	933-0313	36	介護付
ももやまの里	612-0053	伏見区桃山町丹下9-11	645-1607	41	住宅型
スーパー・コート京・穴蔵	612-8006	伏見区桃山町大島97-2	623-4850	59	介護付
ふしみの里	612-8236	伏見区横大路下三栖里ノ内73	603-1313	49	住宅型
あいらの杜京都桃山	612-8001	伏見区桃山町日向46-8	623-4382	48	介護付
レガロアコンフォート京都伏見	612-8495	伏見区久我森ノ宮町9-11	924-3150	48	住宅型
ベストライフ京都桃山	612-0848	伏見区深草大亀谷東寺町22	646-2777	58	介護付
マイスイートホーム	601-1414	伏見区日野奥出21	571-5707	28	介護付
スカイパレット	601-1434	伏見区石田森南町2-2	575-5750	19	住宅型
アプリシエイト伏見	601-1361	伏見区醍醐御壺ヶ下町27-16	606-2900	50	住宅型

## 高齢者向け優良賃貸住宅

[→87ページもご覧ください]

団地名	〒	所在地	問合せ電話番号	戸数
シャリテ壬生	604-8846	中京区壬生西檜町31	257-4707	18
さくら西陣	602-8347	上京区仁和寺街道六軒町西入四番町139-1	257-4707	21
アクティ綾小路	600-8052	下京区綾小路通麩屋町西入塩屋町59	257-4707	28
ノーブルハウス	615-8211	西京区上桂前川町115	257-4707	20
リヴァーウエスト西野山	607-8306	山科区西野山中鳥井町80-1	257-4707	25
洛和ホーム音羽の里	607-8062	山科区音羽珍事町54-1	257-4707	20
広沢ふれあいの郷	616-8304	右京区嵯峨広沢南野町57-1	257-4707	31
シオン桂	615-0805	右京区西京極東池田町1-2	257-4707	27
シャリテすざく	604-8845	中京区壬生東高田町18-2	257-4707	10
リーベン常盤野荘	616-8218	右京区常盤出口町5	257-4707	28

## シニア住宅

[→88ページもご覧ください]

施設名	〒	所在地	問合せ電話番号	戸数
ジュネット京都・久我の杜	612-8494	伏見区久我東町202-1	921-1165	72

サービス付き高齢者向け住宅

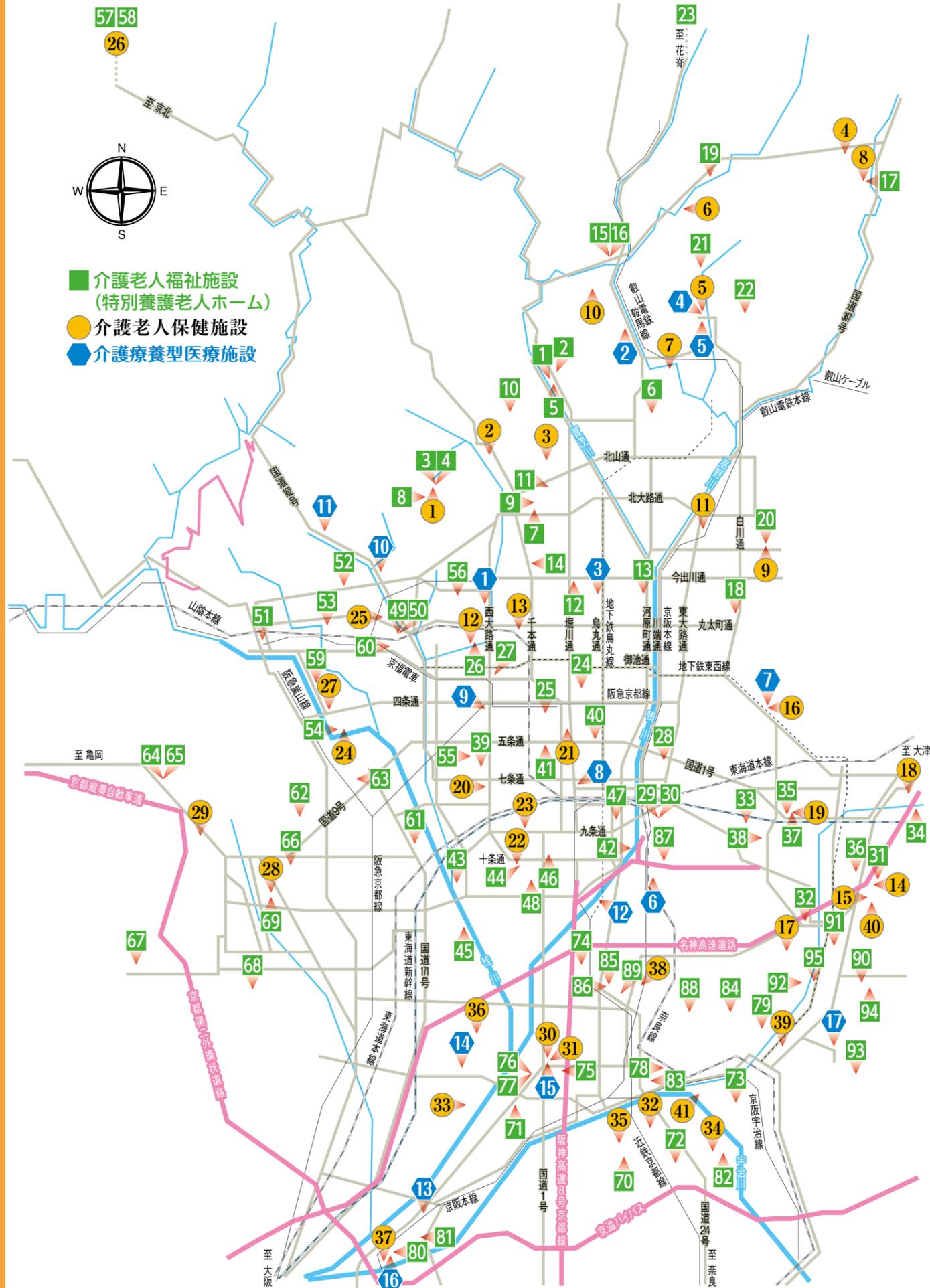
[→88ページもご覧ください]

施設名	特定施設 入居者生活介護	〒	所在地	問合せ電話番号	戸数
エルケアネット西賀茂		603-8805	北区西賀茂蟹ヶ坂町70	823-2803	17
きたおおい		603-8231	北区紫野大徳寺町49-3	366-8025	6
ハイビスカス北山		603-8413	北区紫竹東大門町51-1	493-1687	22
洛和ホームライフ北野白梅町		603-8332	北区大將軍川端町40	465-1601	40
やすらぎの社		603-8017	北区上賀茂壺町口町27	702-1212	46
ベストライフ京都北大路	○	603-8471	北区大宮西山ノ前町31	03-5908-2020	51
ナービス京都二条		602-8352	上京区稲葉町442	06-6360-6369	57
洛和ホームライフ御所北	○	602-0064	上京区新町通上立売上ル安楽小路町418-1	411-9550	44
京都YWCAサラーム		602-8019	上京区室町通水上ル近衛町44	431-0351	8
自在館ぼたんぼこ		602-8475	上京区千本通五辻上る牡丹鉾町547	461-0636	10
京都保健会 咲あん上京		602-8304	上京区千本通上立売上る作庵町504	813-5901	40
チャームスイート京都立本寺	○	602-8345	上京区七本松通仁和寺街道上る一番町107	06-6445-3389	75
ハートランド洛北		601-1123	左京区静市市原町207	06-6937-2711	39
そんぽの家S 修学院		606-8004	左京区山端川端町39	03-6455-8560	52
ハートランド岩倉		606-0026	左京区岩倉長谷町593-2	06-6937-2711	40
アンジェス岩倉		606-0026	左京区岩倉長谷町1588	393-7177	28
そんぽの家S 壬生		604-8822	中京区壬生辻町36-2	03-6455-8560	64
ローズライフ京都	○	604-8845	中京区壬生東高田町1-23	323-0321	90
エイジフリーハウス京都四条大宮		604-8804	中京区壬生坊城町1-3	06-6906-2224	20
グローリー御所南		604-0052	中京区油小路通押小路下る押油小路町250	0774-56-0135	24
洛和ホームライフ室町六角	○	604-8211	中京区六角通室町西入玉蔵町129-1	222-0511	35
プレミアムライフ四条烏丸		604-8145	中京区東洞院通蛸薬師下ル元竹田町637	256-8255	37
エイジフリーハウス京都三条大宮		604-8336	中京区大宮通三条下る三条大宮町248-1	06-6906-2224	20
ハートランド山科		607-8232	山科区勤修寺福岡町311-1	06-6937-2711	50
ハウスセゾン京都山科		607-8085	山科区竹鼻堂ノ前町40-1	591-1180	80
カーサ京都西野山		607-8301	山科区西野山百々町213-1	078-371-0101	30
洛和ホームライフみささぎ	○	607-8425	山科区御陵上御廟野町5-1	582-8522	40
きよみず苑・京都東		607-8326	山科区川田御出町29	0120-504-756	39
桃の郷 京都東山I番館		607-8022	山科区四ノ宮小金塚1-512	525-8150	19
桃の郷 京都東山II番館		607-8022	山科区四ノ宮小金塚1-513、1-514	525-8150	19
桃の郷 京都東山III番館		607-8022	山科区四ノ宮小金塚1-515	525-8150	19
洛和ホームライフ四ノ宮	○	607-8028	山科区四ノ宮若久保町21-1	502-7370	41
洛和ホームライフ音羽		607-8064	山科区音羽八ノ坪17-1	584-0001	37
エイジフリーハウス京都音羽		607-8067	山科区音羽前田町38-1	06-6906-2224	20
(医)十全会 ひだまりの家 小野		607-8256	山科区小野荘司町6-1	575-2800	54
洛和ホームライフ山科東野	○	607-8141	山科区東野北井ノ上町11-2	582-8811	58
マカリオス山科		607-8146	山科区東野舞台町63-2	077-536-5022	12
エイジフリーハウス京都大宅		607-8178	山科区大宅五反畑町49-3	06-6906-2224	20
エイジフリーハウス京都山科新十条		607-8204	山科区栗栖野華ノ木町12	06-6906-2224	20
京都なぎつじ翔裕館		607-8167	山科区榎辻封シ川町43-2	256-8700	30
ユアサイド京都山科		607-8104	山科区小山谷田町44-13	06-6572-2127	33
リフレイン森野		607-8147	山科区東野森野町11-1	205-5308	25
桃の郷 京都東山V番館		607-8022	山科区四ノ宮小金塚1-516	525-8150	18
メディカルグランメゾン京都五条御前		600-8814	下京区中堂寺庄ノ内町46-7	353-7753	47
ココファン烏丸東		600-8085	下京区高倉通高辻下る葛籠屋町517-2	03-6431-1860	52
鳥羽十条南		601-8181	南区上鳥羽堀子町88	692-1147	36
そんぽの家S 西大路八条		601-8311	南区吉祥院西ノ庄東屋敷町16-1	03-6455-8560	125

施設名	特定施設 入居者生活介護	〒	所在地	問合せ電話番号	戸数
Villa Sama-sama(ヴィラ・サマサマ)		601-8213	南区久世中久世町2-102	06-6944-1011	36
そんぽの家S 東寺		601-8457	南区唐橋琵琶町27	03-6455-8560	58
シンセリティ京都華曆		601-8021	南区東九条宇賀辺町7-1	682-0455	28
そんぽの家S 常磐野		616-8182	右京区太秦北路町3	03-6455-8560	62
そんぽの家S 南太秦		616-8147	右京区太秦土本町19-1	03-6455-8560	55
プルミエールうずまさ		616-8107	右京区太秦一ノ井町41	881-6666	8
そんぽの家S 西京極		615-0047	右京区西院六反田町20-3	03-6455-8560	51
ほわいえ四條		615-0066	右京区西院四條畑町1-3	312-7171	21
あやとりフレイドル		615-0056	右京区西院西貝川町96	465-5226	14
エイジフリーハウス京都天神川		615-0056	右京区西院西貝川町88	06-6906-2224	20
グランメゾン迎賓館 京都嵐山		616-8346	右京区嵯峨天龍寺油掛町10-25	353-7753	56
広沢ヒルズ		616-8304	右京区嵯峨広沢南野町26-2	871-3030	8
そんぽの家S 京都嵯峨野		616-8312	右京区嵯峨野清水町10	03-6455-8560	95
そんぽの家S 京都嵐山		616-8321	右京区嵯峨野千代ノ道町2-1	03-6455-8560	60
スーパー・コート京・西京極		615-0806	右京区西京極畔勝町55	06-6543-2291	77
グランメゾン迎賓館 京都桂川	○	615-0902	右京区梅津神田町48	351-8165	56
エイジフリーハウス京都有栖		615-0911	右京区梅津北川町2-1	06-6906-2224	20
エイジフリーハウス京都花園		616-8054	右京区花園中御門町11	06-6906-2224	20
なごやカレッジデンス京都花園		616-8054	右京区花園中御門町8-12	03-5201-3995	18
グランドマスト京都嵯峨野		616-8313	右京区嵯峨野開町29-1	06-6440-2380	61
介護付有料老人ホームたのしい家 京都宇多野	○	616-8208	右京区宇多野福王子町48-1	06-6456-5633	60
(医)弘正会 洛桂の郷		615-8032	西京区牛ヶ瀬奥ノ防町104	394-0261	33
そんぽの家S 桂川		615-8051	西京区牛ヶ瀬西柿町70	03-6455-8560	50
カーサ桂		615-8235	西京区御陵内町3-1	381-0101	26
トートイス京都桂川		615-8036	西京区下津林南大般若町33-1	382-0065	40
エイジフリーハウス京都桂川		615-8057	西京区下津林番条町86	06-6906-2224	20
ハートランド桂		615-8077	西京区桂芝ノ下町33-1	06-6937-2711	29
チャームスイート京都桂坂	○	610-1106	西京区大枝沓掛町2-6	06-6445-3389	64
れんげ		612-8429	伏見区竹田西段川原町169	643-1755	10
さくらハウス板橋		612-8351	伏見区土橋町334-3	641-6625	20
フルール向島		612-8134	伏見区向島清水町189-1	606-2116	80
ハーモニークがなの家	○	612-8491	伏見区久我石原町1-41	0774-33-8270	16
ケアビレッジこころ 伏見・淀		613-0915	伏見区淀際目町193-1	631-2289	18
(医)桃仁会 やすらぎ		612-8026	伏見区桃山町伊賀86-1	622-1991	33
伏見ぬくもりの里		612-8089	伏見区銀座町3丁目318	611-2324	14
スーパーコート京・藤森		612-0031	伏見区深草池ノ内町11-3	646-3285	66
(医)高生会ケアコートふじのもり		612-0877	伏見区深草僧坊町41	646-5376	44
ケアコートだてまち		612-0874	伏見区深草東伊達町46	646-1640	24
サンライズ 京都伏見		612-8433	伏見区深草善導寺町3	06-6232-0082	40
さくらハウス小栗栖		601-1444	伏見区小栗栖牛ヶ淵町30	641-6625	14
恵寿		607-1455	伏見区小栗栖小阪町43-1	632-8507	30
(医)新生十全会 こもれびの家		601-1423	伏見区日野西風呂町5	572-0634	43
さがの福寿苑(伏見)		612-8487	伏見区羽束師菱川町156-1	882-3370	29
あやとりフレイドル醍醐		601-1444	伏見区小栗栖牛ヶ淵町48-1	572-8577	45
シニアライフ伏見		601-1334	伏見区醍醐勝口町1-3	0774-75-2082	25
とうふう苑		612-8487	伏見区羽束師菱川町532-1	341-1108	29

## 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

[→ 36ページもご覧ください]



	施設名	〒	所在地	電話	定員
1	ヴィラ上賀茂	603-8032	北区上賀茂中ノ河原町22-1	711-1851	50
2	ヴェルデ上賀茂	603-8033	北区上賀茂馬ノ目町18	712-0030	29
3	原谷こぶしの里	603-8488	北区大北山長谷町5-36	463-4888	80
4	原谷こぶしの里 上七軒白梅町	603-8488	北区大北山長谷町5-36	463-4888	20
5	京都市柵野 特別養護老人ホーム	603-8033	北区上賀茂馬ノ目町10-1	705-4131	50
6	ユーカリの里	603-8041	北区上賀茂ケシ山1-43	712-1120	80
7	紫野	603-8233	北区紫野西野町15	494-3341	60
8	和順の里	603-8487	北区大北山原谷乾町102-1	467-3670	100
9	こぶしの里 サテライト今宮	603-8231	北区紫野大徳寺町35-2	494-2870	20
10	にしがも 舟山庵	603-8471	北区大宮西山ノ前町3-1	495-1121	80
11	きたおおじ	603-8231	北区紫野大徳寺町49-3	366-8025	29
12	京都市小川 特別養護老人ホーム	602-0951	上京区小川通今出川下る西入東今町375	415-8833	70
13	つきかけ苑	602-0852	上京区寺町通広小路する北ノ辺町395-20	223-1165	70
14	西陣憩いの郷	602-8476	上京区五辻通千本東入る上る桐木町885-1	431-1513	100
15	市原寮	601-1123	左京区静市市原町1278	741-2102	100
16	花友いちはら	601-1123	左京区静市市原町1300-1	705-6030	100
17	大原ホーム	601-1245	左京区大原戸寺町380	744-3510	100
18	花友しらかわ	606-8414	左京区浄土寺真如町155-3	762-5517	100
19	静原寮	601-1121	左京区静市静原町582-1	741-2866	100
20	バプテスト・ホーム	606-8273	左京区北白川山ノ元町47-2	711-8792	80
21	洛翠園	606-0034	左京区岩倉村松町203	707-7878	54
22	ユニティ長谷	606-0026	左京区岩倉長谷町1648	706-8007	29
23	花友はなせ	601-1105	左京区花脊別所町878	705-5005	20
24	京都市本能 特別養護老人ホーム	604-8231	中京区蛸薬師通油小路東入元本能寺南町346	254-0020	90
25	壬生老人ホーム	604-8821	中京区壬生榎ノ宮町27	801-1243	50
26	都和のはな	604-8454	中京区西ノ京小堀池町3-4	802-8120	20
27	ライトハウス朱雀	604-8434	中京区西ノ京新建町3	803-1739	65
28	修道洛東園	605-0877	東山区渋谷通本町東入三丁目上新シ町358	533-2114	63
29	洛東園	605-0981	東山区本町15丁目794	561-1171	50
30	レット・イット・ビー	605-0981	東山区本町20丁目441-1	525-0086	29
31	ヴィラ山科	607-8179	山科区大宅御所田町115-1	572-6677	80
32	長楽園	607-8226	山科区勸修寺仁王堂町13-3	572-6317	50
33	東旺苑	607-8321	山科区川田岩ヶ谷町1-3	594-4547	50
34	山科苑	607-8135	山科区大塚野溝町3	593-0800	50
35	山科積慶園	607-8482	山科区北花山大林町34	583-6277	70
36	そらの木	607-8181	山科区大宅打明町15	502-1030	90
37	香東園やましな	607-8353	山科区西野野色町15-88	595-6511	29
38	きよみず苑	607-8326	山科区川田御出町29	582-8660	29
39	西七条	600-8888	下京区西七条八幡町29	315-7067	50
40	京都市修徳 特別養護老人ホーム	600-8449	下京区新町通松原下る富永町110-1	351-2181	80
41	京都ミモザの郷	600-8804	下京区中堂寺前田町26	352-6700	27
42	故郷の家・京都	601-8023	南区東九条南松ノ木町47	691-4448	100
43	吉祥ホーム	601-8389	南区吉祥院石原橋上1-4	682-8150	100

	施設名	〒	所在地	電 話	定員
44	ビハーラ十条	601-8326	南区吉祥院南落合町40-4	661-4501	100
45	京都市久世 特別養護老人ホーム	601-8203	南区久世築山町328	933-5772	50
46	塔南の園	601-8445	南区西九条菅田町4-2	662-2731	70
47	京都市東九条 特別養護老人ホーム	601-8005	南区東九条西岩本町1-1	662-3961	50
48	鳥羽ホーム	601-8181	南区上鳥羽堀子町88	692-1147	29
49	アムールうずまさ	616-8107	右京区太秦一ノ井町39-8	881-6666	50
50	メルシーうずまさ	616-8107	右京区太秦一ノ井町41	881-5557	29
51	嵐山寮	616-8374	右京区嵯峨天龍寺北造路町17	871-0032	30
52	嵐山寮 うたの	616-8191	右京区太秦中山町15	366-3601	110
53	嵐山寮 ひろさわ	616-8304	右京区嵯峨広沢南野町26-2 CあんどC嵯峨	871-3030	29
54	梅津富士園	615-0924	右京区梅津尻溝町28	862-5100	50
55	花友にしこうじ	615-0803	右京区西京極南庄境町6	326-3900	70
56	はなぞの	616-8031	右京区花園鷹司町1-1	465-8787	50
57	豊和園	601-0532	右京区京北上中町宮ノ下22	854-0314	80
58	しゅうざん	601-0251	右京区京北周山町馬場瀬10-4	852-5220	29
59	健光園あらしやま	616-8363	右京区嵯峨柳田町36-5	881-2211	99
60	うずまさ共生の郷	616-8162	右京区太秦蜂岡町31	864-2400	80
61	京都市桂川 特別養護老人ホーム	615-8033	西京区下津林東大般若町32	391-1675	50
62	京都厚生園	615-8256	西京区山田平尾町46	392-7870	80
63	上桂	615-8228	西京区上桂西居町33	382-2800	29
64	沓掛寮	610-1101	西京区大枝北沓掛町1-2	332-2941	115
65	くつかけ七彩の家	610-1101	西京区大枝北沓掛町1-3-1	333-7716	29
66	シオンの里	615-8158	西京区榎原秤谷町21-2	382-5551	50
67	西山寮	610-1134	西京区大原野石作町256-1	332-2030	130
68	まほろば	610-1131	西京区大原野上羽町39-1	332-4165	90
69	洛西	610-1111	西京区大枝東長町1-610	333-9191	29
70	ヴィラ向島	612-8152	伏見区向島新上林町16	622-8687	50
71	レーベン横大路	612-8295	伏見区横大路鎌ノ本35	622-8855	29
72	あじさい苑	612-8141	伏見区向島二ノ丸町151-53,151-83	601-6171	100
73	洛和ヴィラ桃山	612-8006	伏見区桃山町大島38-528	622-2181	80
74	城南ホーム	612-8446	伏見区竹田中内畑町53	622-6496	80
75	そせい苑	612-8208	伏見区下鳥羽但馬町150	605-1026	50
76	まどか	612-8499	伏見区下鳥羽南円面田町47	612-8855	29
77	まどかⅡ番館	612-8499	伏見区下鳥羽南円面田町122,123	612-1100	29
78	ももやま	612-8036	伏見区桃山町立売1-6	605-5678	84
79	宝生苑	612-8002	伏見区桃山町山ノ下66-38	575-5777	29
80	淀の里	613-0916	伏見区淀美豆町1055	631-8834	107
81	いずみ	613-0916	伏見区淀美豆町283	633-5995	29
82	向島美郷	612-8134	伏見区向島清水町189-1	606-2299	29
83	京都指月の郷 West館	621-0000	伏見区常盤町40-3	611-1011	29
84	京都老人ホーム	612-0844	伏見区深草大亀谷東古御香町59・60	641-6622	161
85	フジの園	612-8435	伏見区深草泓ノ壺町37-1	643-3003	50
86	みやびのその	612-8435	伏見区深草泓ノ壺町35-1	645-2000	50

	施設名	〒	所在地	電 話	定員
87	ヴィラ稻荷山	612-0801	伏見区深草正覚町23	561-6550	100
88	藤城の家	612-0846	伏見区深草大亀谷万帖敷町4-1	644-2246	20
89	深草しみずの里	612-8431	伏見区深草越後屋敷町17-5	646-1001	110
90	ヴィラ端山	601-1332	伏見区醍醐下端山町36	573-7215	50
91	同和園	601-1371	伏見区醍醐上ノ山町11	571-0010	304
92	小栗栖の家ほっこり	601-1444	伏見区小栗栖牛ヶ淵町30	575-2466	18
93	日野しみずの里	601-1424	伏見区日野田頼町72-1	573-6351	110
94	はやま	601-1332	伏見区醍醐下端山町36	573-7215	10
95	ひかる苑	601-1378	伏見区醍醐川久保町18-1	573-2129	70

## 介護老人保健施設

[→37ページもご覧ください]

	施設名	〒	所在地	電 話	定員
①	ライブリきぬかけ	603-8487	北区大北山原谷乾町127-1	466-5066	110
②	がくさい	603-8465	北区鷹峯土天井町54	494-0318	100
③	おおみや葵の郷	603-8416	北区紫竹北大門町56	495-6650	60
④	おおはら雅の郷	601-1247	左京区大原野村町514	744-3100	150
⑤	紫雲苑	606-0017	左京区岩倉上蔵町303	724-1188	100
⑥	しずはうず	601-1121	左京区静市静原町548	741-1727	100
⑦	フェアウインドきの	606-0015	左京区岩倉幡枝町2250	712-5252	100
⑧	博寿苑	601-1245	左京区大原戸寺町383	744-3196	152
⑨	バプテスト	606-8273	左京区北白川山ノ元町47	702-5980	100
⑩	友々苑	601-1123	左京区静市市原町447-1	741-5236	100
⑪	茶山のさと	606-8237	左京区田中上大久保町15	712-3663	70
⑫	西の京	604-8454	中京区西ノ京小堀池町16	821-3388	98
⑬	洛和ヴィライリオス	604-8402	中京区聚楽廻西町186	801-0377	100
⑭	いわやの里	607-8177	山科区大宅古海道町52	572-1811	76
⑮	おおやけの里	607-8170	山科区大宅向山10-5	575-4111	150
⑯	はーとふる東山	607-8492	山科区日ノ岡夷谷町11	771-4300	150
⑰	アビロード やましな	607-8235	山科区勤修寺南大日33-1	573-1117	100
⑱	洛和ヴィラエル	607-8116	山科区小山鎮守町29-1	594-8020	100
⑲	香東園やましな	607-8353	山科区西野野色町15-88	595-6511	120
⑳	ぬくもりの里	600-8865	下京区七条御所ノ内西町68	321-0295	98
㉑	じゅんぱう	600-8489	下京区西堀川通松原下ル橋橋町1	813-2323	98
㉒	マムクオーレ	601-8326	南区吉祥院南落合町40-3	691-7755	100
㉓	マムクオーレⅡ	601-8453	南区唐橋羅城門町38	694-6655	29
㉔	ケア・スポット梅津	615-0924	右京区梅津尻溝町66-1	863-2185	100
㉕	リーベン嵯峨野	616-8217	右京区常盤東ノ町22-5	862-5770	95
㉖	京都市京北	601-0533	右京区京北下中町鳥谷3	854-0221	29
㉗	マリアンヌ	615-0923	右京区梅津中倉町10	865-8500	120
㉘	洛西けいゆうの里	610-1111	西京区大枝東長町1-36	333-5290	82
㉙	シミズひまわりの里	610-1106	西京区大枝沓掛町13-362	331-8900	174
㉚	アールそせい	612-8473	伏見区下鳥羽広長町101	603-7511	140

	施設名	〒	所在地	電話	定員
31	第2アールそせい	612-8248	伏見区下鳥羽上三栖町129	603-0851	90
32	あじさいガーデン伏見	612-8141	伏見区向島二ノ丸町151-81	601-6100	276
33	京しみず	612-8486	伏見区羽束師古川町177	924-5800	100
34	第二京しみず	612-8134	伏見区向島清水町45-1	605-7770	104
35	桃寿苑	612-8154	伏見区向島津田町235-1	612-3100	100
36	ハーモニーこが	612-8495	伏見区久我森の宮町3-6	935-7100	100
37	ケアコミュニティ淀	613-0916	伏見区淀美豆町1133	633-6010	100
38	深草京しみず	612-8431	伏見区深草越後屋敷町17	646-1414	120
39	白寿	601-1434	伏見区石田森南町9	572-8207	30
40	醍醐の里	601-1302	伏見区醍醐内ヶ井戸19-1	571-5222	150
41	桃山	612-8025	伏見区桃山与五郎町1-589	621-1165	100

### 介護療養型医療施設

[→ 37ページもご覧ください]

	施設名	〒	所在地	電話	定員
1	(医)愛智会京都北野病院	603-8333	北区大將軍東鷹司町86	462-3611	60
2	(医)浜田会洛北病院	603-8002	北区上賀茂神山6	701-0151	90
3	(医)愛寿会同仁病院	602-0917	上京区一条通新町東入東日野殿町394-1	431-3300	60
4	(医)三幸会北山病院	606-0017	左京区岩倉上蔵町123	791-1177	60
5	(医)稲門会いわくら病院	606-0017	左京区岩倉上蔵町101	711-2171	60
6	(医)社団育生会京都久野病院	605-0981	東山区本町22丁目500	541-3136	165
7	(医)十全会京都東山老年サナトリウム	607-8492	山科区日ノ岡夷谷町11	771-4196	660
8	木津屋橋武田病院	600-8231	下京区油小路通下魚棚下る油小路町293	343-1766	111
9	西京病院	615-0026	右京区西院北矢掛町39-1	313-0721	50
10	(一財)仁風会嵯峨野病院	616-8251	右京区鳴滝宇多野谷9	464-0321	120
11	(一財)高雄病院	616-8265	右京区梅ヶ畑畑町3	871-0245	60
12	(医)五木田病院	612-8416	伏見区竹田流池町116	641-1156	193
13	(医)社団淀さんせん会 金井病院	613-0911	伏見区淀木津町612-12	631-1215	26
14	(一財)仁風会京都南西病院	612-8494	伏見区久我東町8-22	922-0321	59
15	蘇生会総合病院介護療養型医療施設	612-8473	伏見区下鳥羽広長町101	621-3101	60
16	(医)社団松ヶ崎記念病院	613-0916	伏見区淀美豆町1077	632-6116	94
17	(医)新生十全会なごみの里病院	601-1423	伏見区日野西風呂町5	572-0634	466

## 認知症? 「気づいて相談!」チェックリスト

認知症は早く気づいて対応することで、症状を軽くしたり、進行を遅らせることができます。まずは相談が必要か、認知症の初期症状が確認できるこのリストを試してみましょう。

### 自分のもの忘れが、気になりはじめたら…

変化はゆっくりと現れることが多いので、1年前の状態と現在の状態を比べてみるとよいでしょう。

自分でチェック

- ものをなくしてしまうことが多くなり、いつも探し物をしている。
- 財布や通帳など大事なものをなくすることがある。
- 曜日や日付を何度も確認しないと忘れてしまう。
- 料理の味が変わったと家族に言われた。
- 菓の飲み忘れや、飲んだかどうかわからなくなることがある。
- リモコンや洗濯機などの電化製品の操作がうまくできない。
- いらいらして怒りっぽくなった。
- 一人でいるのが不安になったり、外出するのがおっくうになった。
- 趣味や好きなテレビ番組を楽しめなくなった。

ひとつでも  
思い当たる場合は  
まず相談!

### 家族・身近な人のもの忘れが、気になりはじめたら…

認知症による変化は、本人より周りが先に気づく場合も多いものです。家族や身近な人がチェックをしてみましょう。

家族・身近な  
人でチェック

- 同じことを何度も繰り返して話したり、聞いたりする。
- しまい忘れが多く、いつも探し物をしている。
- 曜日や日付がわからず何度も確認する。
- 料理の味が変わったり、準備に時間がかかるようになった。
- 菓の飲み忘れや、飲んだかどうかわからなくなることがある。
- リモコンや洗濯機などの電化製品の操作がうまくできない。
- 失敗を指摘されると隠そうとしたり、些細なことで怒るようになった。
- 財布や通帳などをなくして、盗まれたと人を疑う。
- 趣味や好きなテレビ番組に興味を示さなくなった。

いくつか  
思い当たる場合は  
まず相談!

平成25年11月京都市発行「認知症? 「気づいて相談!」チェックシート」より

※ 相談先は…

各区役所・支所健康長寿推進課又は京北出張所保健福祉第一担当 …… (92・93ページ)  
各高齢サポート(地域包括支援センター) …… (94・95ページ)  
長寿すこやかセンター …… 354-8741へ  
介護支援専門員(ケアマネジャー)などにご相談ください。 …… (23ページ参照)  
認知症初期集中支援チームにご相談ください。 …… (73・74ページ参照)

また、認知症の人や家族を支える制度やサービスをまとめた「気づいて、つながる認知症ガイドブック～京都市版認知症ケアパス～」もあります。詳しくは73ページをご覧ください。

# 高齢者についての情報は インターネットで閲覧することができます

**介護ケア推進課** 「すこやか進行中!!」京都市の高齢者の保健福祉施策  
「介護保険事業所情報エリアマップ」等  
<http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/soshiki/8-4-2-0-0.html>

**健康長寿企画課** 「健康長寿のまち・京都」の取組、高齢者の生きがいづくり等  
<http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/soshiki/8-4-3-0-0.html>

**保険年金課** 国民健康保険・後期高齢者医療制度 等  
<http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/soshiki/8-2-2-0-0.html>

**長寿すこやかセンター**  
<http://sukoyaka.hitomachi-kyoto.jp/>

**シルバー・インフォメーション** 高齢者のための府政ガイド  
<http://www.pref.kyoto.jp/kourei-engou/>

**京都府高齢者情報相談センター** (公財)京都SKY(スカイ)センター  
<http://www.skysodan.com/>

**ワムネット** 独立行政法人福祉医療機構  
<http://www.wam.go.jp/>

**きょうと認知症あんしんナビ** 京都地域包括ケア推進機構  
<http://www.kyoto-ninchisho.org/>

## 広告欄



創業60年 補聴器専門店 **岡崎補聴器株式会社** (支援法取扱店)

聞き返しが多くなったと感じたら、ご本人様もご家族様もお気軽にご相談下さい。

営業時間 各店 午前9:30～午後6:00

今出川店 (土・日・祝定休)	上京区今出川通寺町西入	電話 075-231-5205
四条店 (水・日・祝定休)	下京区四条通新町西入	電話 075-256-2990
宇治小倉店 (木・日・祝定休)	宇治市小倉町西浦88-57	電話 0774-20-5554

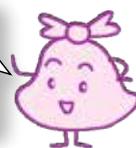


京都市が特定の事業者を推奨するものではありません。広告内容に関する質問等につきましては、直接、広告スポンサーにお問い合わせください。

高齢者のためのサービスガイドブック **平成30年度版**

# すこやか進行中!!

この印刷物が  
不要になれば  
「雑がみ」として  
古紙回収等へ!



保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課

☎075-213-5871 Fax075-213-5801  
〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課

☎075-222-3411 Fax075-222-3416  
〒604-8101 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65番地 京都朝日ビル4階



健康長寿のまち・京都